

第34回

議案書①・本冊

# 通常総代会議案書

日時 2023年6月13日(火) 10:30~13:00

場所 京成ホテルミラマーレ 6F ローズルーム



# 目 次

ごあいさつ .....	1
2022年度事業・活動報告トピックス .....	2
<b>第1号議案</b>	
2022年度事業活動報告書・決算関係書類等承認の件 .....	9
※ 2022年度決算関係書類等は「第34回通常総代会議案書②・分冊」に掲載します。	
<b>第2号議案</b>	
2023年度事業活動方針・計画、予算決定の件 .....	18
※ 2023年度予算案は「第34回通常総代会議案書②・分冊」に掲載します。	
<b>第3号議案</b>	
定款変更の件 .....	24
<b>第4号議案</b>	
第17期役員選任の件 .....	24
<b>第5号議案</b>	
理事報酬決定の件 .....	25
<b>第6号議案</b>	
役員退職金支給の件 .....	26
<b>報 告</b>	
「みなし自由脱退の手続きについて」 .....	27
<b>資 料 編</b>	
第1号議案資料 .....	29
定款・総代会関連諸規程 .....	53

## 第34回通常総代会開催にあたって

生活協同組合パルシステム千葉  
代表理事 理事長 佐々木 博子



昨年は食料品をはじめとする生活必需品やエネルギー価格などが上昇し、消費者として非常に厳しい年でした。このような状況の中、少しでも家庭でできることとして食品ロス削減や省エネなどの特集を組み、組合員が自ら実践してきたことを共有してきました。環境・エネルギー問題はこれからも続いていく長期的な課題として、「環境・エネルギー政策」をパルシステムグループで策定して、進むべき方向性が打ち出せました。昨年からは始まった「もっといい明日へ 超えてく」アクションでも食中心の取り組みを超え、環境、地域福祉、平和などパルシステムの取り組みを包括した内容に広がっています。また、食の面では農業が持つ多面的な価値をもっと知ってもらうためにお米を基軸に様々な参加の場を設けていますし、生産者との交流も以前のような顔と顔を合わせる企画が増えてきています。次の世代も食べ続けられる作り続けられる関係でいられるよう、心の通った交流にぜひ、ご参加ください。

事業につきましては総事業高で前年に対して減収減益ですが、剰余は予算達成となりました。緊急事態宣言などの行動制限が出されることもなく巣ごもり需要も一段落して、以前の生活に戻りつつある中、主力事業である無店舗事業を軸に商品の持つ価値や組合員活動に触れる機会を増やしパルシステム千葉のファンを増やしていければと考えています。一方で、事業構造改革は継続して取り組み、損益改善に努めてまいります。

今年の総代会では役員の変更が議案の1つです。新たに役員になられる方が入ることにより、今までと違った視点を取り入れて事業や活動に幅や深みが出てくることを期待します。役員選出に限ったことではなく、生協運営全般が民主的で透明性のある組織であるよう、役職員一同、気持ちを引き締めて取り組んでまいりますので、本年度もどうぞよろしく願いいたします。



# 組織運営について

## 1 | 組合員参加・参画のさらなる発展・拡大

### ● パルシステムのつどい

組合員活動は、感染対策を十分に行いながら、2022年6月より実参加企画を再開し、8月には人数を限定して保育を再開しました。「パルシステムのつどい」は実参加112企画、オンライン参加132企画を開催し、3,034名の組合員が参加しました。2023年1月より一部センターから試食・調理企画を徐々に再開しました。



調理企画の様子

### ● 子育てフェスタ

「子育てフェスタ」を2022年7月に柏の葉カンファレンスセンター（柏市）で開催し、約400名が来場しました。各ブースの提案や事前準備・当日運営など、パルママサポーター協力のもと、工夫しながら運営し、多くの親子連れでにぎわいました。



### ● 自主的活動グループ

「広がる企画」は17企画となり、屋外の企画から徐々に再開しました。「広がる企画palぶらす」は屋外プレーパークを柏、船橋エリアで4回開催し、計470名が参加しました。



柏の葉公園 プレーパーク

### ● 次期役員改選に向けた座談会

次期役員改選に向け、具体的にくらしの理事の役割やスケジュールなどを知る機会として、11月・12月にオンラインと実参加による座談会「教えて！くらしの理事♪～理事の役割～」を開催しました。



本部開催の様子



## 2 | 産直・商品活動の推進

### ●商品展示会

2022年10月にホテルグリーンタワー幕張（千葉市）で開催した「商品展示会」は、パルシステム商品の試食や販売を行い、約800名が来場しました。



### ●産直交流

産直交流は、実参加22企画（795名）、オンライン7企画（83世帯）の計29企画を開催しました。2023年3月にはハート柏迎賓館（柏市）で生消協県別交流会を開催し、135名参加のもと、産直産地の現状を組合員と共有し、生産者と交流を深めました。



県別交流会の様子

### ●食の安全

食の安全に関する学びの場として「Zoomで学ぼう！わたしのたべもの」は、2022年4月「ゲノム編集編」、6月「セットセンター編」、11月「お料理セット編」、2023年3月「遺伝子組換え表示編」の計4回開催しました。6月企画からは、会場視聴も行いました。



## 3 | 環境・平和・地域コミュニティづくりの促進

### ●環境・エネルギーの取り組み

「パルシステムのつどい」では、石けんやリサイクルなど環境に関する企画を35企画開催し、環境サポーターによる工作講座は3企画開催しました。

2022年11月には「リユースびん回収率アップキャンペーン」を行い、機関紙Palnoteでも特集を組み、多くの反響が寄せられました。また、2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年比）に向けた、パルシステムグループ全体での議論を開始し、今後の具体的な行動計画などを策定しました。



環境サポーターによる環境講座の様子

### ●平和活動

平和企画として、8月6日（土）夜に「明子さんの被ばくピアノ」をピースポートと共催でオンライン開催し、当日は広島からのライブ中継も行いました。

また、「パルシステムのつどい」では、憲法カフェやフードバンク・子ども食堂連携企画を開催し、地域の社会的課題について取り上げました。

2023年2月には「トルコ・シリア地震緊急支援募金」を行い、パルシステムグループ全体で約9,700万円の募金の協力をいただきました。千葉県内の生協や企業などが連携し、ウクライナから県内に避難している方の交流企画「お茶しませんかプロジェクト」を8月から毎月開催しました。



広島との中継の様子



「お茶しませんかプロジェクト」の様子

# 組織運営について

## ● 貧困問題

2022年5月と10月にフードドライブを行い、計約4.8トンの食品が集まりました。また、組合員募金は「こども・若者未来基金」(240万円)、「パルシステム給付型奨学金」(227万円)に取り組み、経済的理由で学びが困難な若者への支援を行いました。



フードドライブ

## ● 地域コミュニティづくり

2022年6月と11月に、千葉・SDGsを活かした地域コミュニティづくり連絡会(フードバンクちば、ワーカーズコープちば、淑徳大学、パルシステム千葉)主催で、イベント「わくわく体験 まちづくりinちば」を開催しました。8月には、大学生が講師となる「SDGsと消費・労働に関する学習会」(全3回)をオンライン開催しました。習志野市では、市内の子ども食堂が集まり「習志野子ども食堂ネットワーク」が4月に設立されました。パルシステム千葉はサポート会員として引き続き連携していきます。



「わくわく体験 まちづくりinちば」の様子



めぐり体操  
(にじいろぱる松戸六実 地域交流スペース)

流山市ではCO・OP共済の助成企画として、シニアのための料理交流会「シニア食堂」や「シルバープラティス」をオンライン中心に開催しました。2022年11月に、にじいろぱる松戸六実の交流スペースを活用し、つどうde606「めぐり体操」を開催しました。

## 4 | コンプライアンス経営の推進

### ● ハラスメント防止に向けた取り組み

全職員を対象とした「いきいき職場づくりヒアリング」を実施し、職場環境の改善を進めました。また、事業所の管理・監督職を対象とした「ハラスメント防止研修」を実施しました。コンプライアンス相談窓口については、関連法令の改正を踏まえて規程を改定し、窓口の再周知を図りました。

## 5 | 安全運転意識のさらなる向上

### ● 交通事故ゼロに向けた取り組み

2022年度は交通事故55件(前年差▲12件)、うち業務中人身事故が3件発生しました。事業所では事故発生要因の深掘りと事故防止策について協議し、再発防止を図りました。また、安全運転指導員を中心とした指導を継続するとともに、配送委託協力会社との連携強化を推進しました。



安全運転研修の様子

## 6 | 創立30周年記念の取り組み

### ● 還元セール、組合員参加企画

記念動画やリーフレット、記念グッズの制作を行いました。夕食宅配の特別弁当販売、エアコンクリーニング10%OFF、10月2回には感謝企画として全品5%OFF企画を実施し多くの組合員にご利用いただきました。

組合員が参加する企画としてモザイクアートの写真を募集し、ポスターやリーフレットへの掲載、また各種イベントでは記念ブースを設置し記念グッズの配布を行いました。





# 事業経営について

## 1 | 無店舗事業の推進

### ●仲間づくり

仲間づくりは、SNSを活用した施策を積極的に行いました。また、営業トレーナー（仲間づくり指導者）より職員教育を強化し推進を行いました。



### ●パルシステムアプリ

グループ全体で8月よりパルシステムアプリのリリースが開始され、オンライン上での利用向上が進みました。オンラインパルは登録率向上に取り組み、登録率は2022年4月当初から3.8ポイント向上し、70.5%となりました。



### ●(株)パルシステム・イースト

(株)パルシステム・イーストを軸に委託協力会社と連携し、業務品質の向上に努めました。誤配や商品破損抑制の目標項目を定め、一定の成果を上げることができました。

パルシステム **EAST**

### ●松戸センターの損益改善

2021年10月に開設した松戸センターの事業構造上の損益改善を進めました。外部委託の倉庫業務を内製化し、配送担当者も委託会社から一部直接雇用に変更し、委託運搬費の改善を図りました。



松戸センター

### ●パルシステム千葉 独自商品

パルズダイニングで地産地消商品を新たに10品目（魚加工品・農産物加工品など）増やしました。センター別LINEを活用し、月に1回地産地消商品などのおすすめを行いました。また、独自商品の意見交換会を開催し、組合員の声を商品や紙面づくりに生かしました。



### ●共済事業、パルシステムでんき

共済事業はCO・OP共済《たすけあい》を基軸とした推進を行いました。パルシステムでんきは、グループ全体で事業の悪化から推進は行わず、2022年7月に料金の改定、2023年2月検針分から料金体系の変更を行いました。





# 事業経営について

## 2 | 店舗事業の推進

### ●店舗事業

2022年6月より新たな仲卸業者からの仕入れに変更し、無添加・無投薬の魚を中心に販売を行いました。



のだ中根店

### ●まごころ便

野田市と協議し、2022年10月より移動販売車をトラックから軽自動車に変更し、停留所の見直しや品揃えの変更を行いました。



移動販売車まごころ便

## 3 | 夕食宅配事業の推進

### ●夕食宅配事業

パルシステム千葉創立30周年の節目の年となり、季節やイベントなどに合わせて食材にもこだわった「創



立30周年特別弁当（春の赤飯御膳・スタミナ御膳・秋の行楽御膳・春の彩り 赤飯御膳（大）（小））を年4回企画しました。

利用者の声に応え、土・日や昼食用のお弁当として「冷凍おかずセット」の取り扱いを2022年10月からリニューアルしました。

## 4 | 家事支援事業の推進

### ●家事支援事業

パルシステム千葉創立30周年記念割引企画およびハウス・エアコンクリーニング過去利用者への割引企画を実施しました。また、無店舗を利用している法人向けにエアコンクリーニングのDMのお届けや、毎月、無店舗組合員へハウス・エアコンクリーニング割引企画や家事代行サービス利用者の声を紹介したチラシを配付し、利用訴求を行いました。



## 5 | 介護事業の推進

### ●介護事業

開設2年目となるサービス付き高齢者向け住宅「にじいろぱる松戸六実」は、早期の入居率90%を目指して営業活動を強化しましたが、目標に届かず黒字化への道筋をつくることができませんでした。



サービス付き高齢者向け住宅 にじいろぱる松戸六実





# 人材育成について

## 1 | 理念・ビジョン教育と人材育成の推進

### ●教育研修

教育研修「パルカレッジ」は集合研修をオンライン研修に切り替えながら実施しました。「ジェンダー平等、ダイバーシティに関する研修」を管理職対象に実施し、基礎知識と組織

に求められることなどを学習しました。また、配送担当を対象とした商品学習会や、中高年層職員を対象とした意識改革研修を実施しました。



ジェンダー平等、ダイバーシティに関する研修



商品学習会

### ●管理監督職の育成

女性職員による自己啓発プロジェクトでは、女性職員が交流できる仕組みづくり、キャリアが見える職員紹介、悩みの共有、組織を超えて気軽に話せる相談窓口のチャット運用など、様々なアイデアが上がりました。

若手の監督職と生産者が参加し、これからのパルシステムの産直についてともに考える企画「次世代リーダー研修」を実施しました。また、新任管理監督者に「個人情報保護、内部統制、損益計算書の情報分析、規則規程類関連」などの研修を実施し実践的に学びました。



女性職員研修 報告会の様子

# 人材育成について

## 2 | 雇用定着に向けた環境整備

### ● 障がい者雇用・ユニバーサル就労の推進

障がい者雇用は2名採用し13名、ユニバーサル就労は1名採用し10名となりました。2022年度はジョブコーチを2名体制とし、さらにセンター長と店長がジョブサポーター養成講座を受講し、障がい者雇用の推進と雇用定着に向けて支援体制を整えました。



ジョブコーチによる面談

### ● デジタル化の推進

オンライン研修をはじめ、パルシステムのつどい、産直交流、諸会議など、リモートができるように環境を整え、様々な場面で活用できました。また、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)を導入し、事務の定型作業を自動化するための学習会を行いました。



オンライン会議の様子

### ● 人事評価制度の見直し

実態にそぐわない評価基準を刷新し、研修カリキュラムは受講期間の幅を広げて現場状況に応じて柔軟に受講できるようにするなど、働く職員がより適正に評価されるように整備した運用を行いました。また、福祉部門における人事評価制度について検討チームを立ち上げ、新たな福祉専門職員人事評価制度が運用できる準備を進めました。



### ● 中高年層職員の活躍の場

野田センターで体力面を考慮した配送コースを作り、松戸センターでは早朝の積込作業と午前の配送業務を組み合わせた新たな業務形態を取り入れ、中高年層職員の活躍の場が拡大しました。



## I. 2022年度事業・活動のまとめ

### 1. 2022年度方針基調の総括

2022年度も前年に続くコロナ禍からのスタートとなり4月は緊急事態宣言が発令されました。年末年始には第8波が流行し、その後感染者は減少していますが、まだ終息は見通せない状況が続いています。

ロシア政府によるウクライナ軍事侵攻は2023年2月で1年となりましたが、未だ戦争の終結は見えない状況にあります。円安も当面続くとみられ、食料品をはじめとする生活必需品、また電気・ガス等のエネルギー価格がこの1年間で大きく上昇しました。パルステムの商品も同様に、多くの商品を値上げせざるを得ない状況となりました。こうした状況のなかで組合員のくらしも一層厳しさが増し生活防衛意識も高まっています。

組合員活動はオンライン企画が中心でしたが、6月ようやく実参加企画を再開しました。久しぶりの対面での活動・交流に参加組合員からは喜びの声が多く聞かれました。2023年1月からは調理・試食企画も徐々に再開しました。今後もコロナをめぐる状況変化を踏まえながら、運営は柔軟に検討していきます。

事業面では前年に対して減収減益となりましたが、経常剰余金は予算達成となりました。

介護事業は、2021年8月に開設したサービス付き高齢者向け住宅がコロナ禍の影響を大きく受け、入居計画に届いておりませんが、できるだけ早期に入居率90%を達成します。

パルシステムでんきは、エネルギー価格高騰の影響を大きく受け、料金体系を見直し経営改善を進めることとなりました。

職員の人材育成として、入協年次別、様々な職種・階層別に研修を実施しました。また、中高年層の活躍の場づくりや、女性職員を対象とした研修を実施しました。障がい者雇用、ユニバーサル就労についても採用を進め、センター長と店長がジョブサポーター養成講座を受講しました。

#### (1) コロナ禍で積み上げた新たな組合員参加・参画の工夫、実践を踏まえ、実参加とオンラインを組み合わせ、組合員活動、総代活動における参加感、充実感を高めます。

組合員活動は、オンライン企画の充実を図るとともに、6月より実参加を再開し、コロナ禍でも安心して参加できる運営を心掛けました。各センター主催の『パルシステムのつどい』は、食や商品を中心に、組合員の関心が高い環境や健康、様々なくらし課題（貧困問題、防災など）をテーマに取り上げ、多くの組合員が参加しました。2023年1月からは実参加企画の調理・試食を再開しました。

#### (2) パルシステムの商品政策に基づき、食の安全・安心の取り組みを産直・商品活動、学習会等を通して推進し、組合員の共感を広げます。

産直交流は、県内産地を中心に実参加・オンラインで多くの組合員と家族が参加しました。商品展示会は3年ぶりに実開催し、生産者やメーカーとのリアルな交流を通じて商品のこだわりや新運動「もっといい明日へ 超えてく」<sup>(\*)</sup>を伝えました。食の安全学習会『Zoomで学ぼう！わたしのたべもの』は4回開催し、ゲノム編集、遺伝子組換え表示、セットセンター等について学びパルシステム商品への理解を深めました。

#### (3) 平和・貧困問題、環境・エネルギー問題等、コミュニティ政策に基づく取り組みを組合員とともに推進します。

また他団体と連携し生活困窮者支援をより充実させ、引き続き誰一人取り残さない社会、地域づくりを進めます。

平和・貧困への取り組みは、平和について家族で考えるきっかけとなる企画の実施、地域の団体と連携した食料支援の実施、学ぶ意欲があっても経済的に進学が難しい若者に向けて給付型奨学金募金等を行いました。

環境の取り組みは、パルシステムのつどいにおいて親子対象の環境企画や石けん企画の実施や、うちエコ診断を推進することで組合員に広く認知してもらえる取り組みを推進しました。また、温室効果ガスの削減に向けたパルシステムグループ全体での議論を行い、新環境・エネルギー政策として制定し、アクションプランを策定しました。



(4) 組合員へのより良いサービス、事業の効率化を目的に、デジタル化に向けた改善・改革課題を計画的に推進します。

2022年8月より「パルシステムアプリ」がリリースされました。組合員とパルシステムとの様々なデジタル基盤（プラットフォーム）を構築するために、今後も組合員の意見を反映してアップデートしていきます。日常業務におけるデジタル化の推進として、学習会の実施や事業所における業務を精査し、一部業務のIT化の運用を始めました。

(5) 総事業高360億円（2021年度比101.3%）、経常剰余金4.8億円、（経常剰余率1.3%）を計画します。事業別成長戦略に基づく到達点評価と課題を踏まえ、引き続き事業構造改革を推進します。

総事業高355.0億円（前年比99.6%、予算比98.3%）、経常剰余金6.2億円（前年比93.1%、予算比129.7%）となり前年に対して減収減益となりました。供給高は外的要因の影響から買い控えなどが進み落ち込みました。仲間づくりは人員不足で苦戦しましたが、一定の成果を上げることができました。

(6) パルシステム職員像<sup>(※)</sup>を実践できる人づくり、管理監督職の育成強化、人事諸制度の運用改善、マネジメント強化を総合的に捉え推進します。また、障がい者雇用、ユニバーサル就労をさらに広げます。

※パルシステム職員像…組合員の思いを受け止め、自らの行動に責任と誇りを持ち、挑戦し続ける職員。

教育研修はパルシステムグループで行う研修とパルシステム千葉が独自で企画する研修を実施しました。若手職員や入協年次別の研修、管理者向け研修、女性職員対象の研修など、人材育成を目的に幅広く実施しました。

人事評価制度は、監督職の目標に業務改善提案を組み入れ、改善に向けて実行する仕組みを作り、管理者がマネジメントする運用を推進しました。障がい者雇用とユニバーサル就労は、2022年度はジョブコーチを2名体制とし、さらにセンター長と店長がジョブサポーター養成講座を受講し支援体制を整え、より一層安心して働けるように環境づくりを進めました。

(7) 新型コロナウイルス感染防止対策を継続し、自然災害発生時の適切かつ迅速な対応に備えます。またすべての事業活動で安全運転、コンプライアンスに立脚した業務運営を推進します。

新型コロナウイルス感染防止対策はマスク着用、定時消毒作業、効果的な換気などの基本的な対策を徹底、継続して実施しながら世の中の感染状況を踏まえた対応となるよう柔軟に判断し組織内への周知、徹底を図りました。安全運転の取り組みでは前年より事故件数を12件削減しました。引き続き事業活動を推進する上で安全運転を第一とし、すべての業務における法令順守と健全な運営を推進していきます。

※1 これまでの『「ほんもの実感！」くらしづくりアクション』から、新運動「もっといい明日へ 超えてく」  
としてサステナブルな未来に向かい組合員とともに取り組んでいきます。

〈「もっといい明日へ 超えてく」5つの超えてく〉

- ①安全安心で、超えてく
- ②ジェンダーフリーで、超えてく
- ③交流で、超えてく
- ④くらし方で、超えてく
- ⑤協同で、超えてく

## 2. 2022年度事業・活動まとめ

### 重点戦略1 組織運営

#### (1) 組合員の参加・参画の充実

①組合員活動はオンライン企画を中心に開催していましたが、感染対策を十分に行いながら6月より実参加企画を再開しました。各センターが主催する「パルシステムのつどい」は実参加112企画、オンライン参加132企画の計244企画を開催し、3,034名の組合員が参加しました。保育は8月より人数を限定して再開しました。また、



試食・調理企画はセンターサポーターと調理時のルールについて意見交換を行いながら準備を進め、2023年1月より一部センターから徐々に再開しました。オンライン初心者に向けた企画やオンライン環境がない方も参加いただけるよう一部企画では、本部に視聴部屋を設置したり、パルひろば☆ちばなどで過去の企画の動画を見る企画を実施しました。

- ②「パルシステムのつどい」は、食・商品を中心に展開しました。夏休みには親子企画として、リサイクルと牛乳パック工作、森林と竹笛工作などの環境企画や、食品添加物の実験企画などを開催しました。また、組合員の関心が高い健康関連、地域の子ども食堂やフードバンクと連携した企画も複数開催し、多くの組合員が参加しました。そのほか、平日参加が難しい組合員の声に応じて、2023年3月の土曜日に「パルシステムのつどい@プラス」を、実開催・オンラインで同日開催しました。
- ③自主的活動グループ「広がる企画」は17企画となり、屋外の企画から徐々に再開しています。「広がる企画palぶらす」は屋外プレーパークを柏、船橋エリアで7回開催し、計750名が参加しました。当日は、「とろとろクリーム石けんづくり」を行いパルシステム千葉をPRしました。また、参加者にフードドライブを呼びかけ、集まった食品をフードバンクへ寄贈しました。オンライン企画では柏の葉しぜん遊びの会と千葉市の元校長先生を招き「子どものインターネットとの付き合い方」をテーマに開催しました。
- ④「あそびの広場」は、オンライン・実開催で親子の触れ合いの場として毎月開催し、絵本の読み聞かせや手遊び唄のほか、参加者同士の交流も行いました。食育講座「赤ちゃんカフェ」は、PLA<sup>(※)</sup>による離乳食講座、先輩ママ（パルママサポーター）との交流企画も行いました。

※PLA（パルシステム・ライフ・アシスタント）…パルシステムの理念や商品に関する情報を把握し、くらしの視点に立って多くの組合員に商品の価値を伝える活動です。

- ⑤6月の第33回通常総代会は感染防止対策を講じて、小規模開催および時間短縮による運営を行い全議案可決承認されました。「くらしトーク・トーク」はオンライン開催に加え、実参加による開催も再開し、分かりやすさを追求した資料や動画作成を進めました。
- ⑥次期役員改選に向け、機関紙<sup>パルノート</sup>Palnoteに理事の特集記事の掲載や、くらしの理事の役割やスケジュールなどを具体的に知る機会として、11月・12月にオンラインと実参加による座談会「教えて！くらしの理事♪～理事の役割～」を開催しました。また次期体制づくりに向けてくらしの理事研修を行い、役割や課題の再確認を行いました。
- ⑦「パルdeおしゃべり」は子育て層を対象にしたテーマ設定を行い、全3回（7月、9月、12月）開催し、意見を収集するとともに、事業・活動への理解を深め、次の活動参加につなげる場として開催しました。
- ⑧機関紙<sup>パルノート</sup>Palnoteでは、組合員の声を踏まえ興味関心ごとを特集で紹介するなど工夫しました。また、組合員から寄せられた「レシピ」や「お気に入り商品」、「くらしにかかわる話題」などの様々な投稿を掲載し、参加感を大切に結果、組合員からの投稿増加につながりました。ホームページはこれまでの課題を踏まえ、誰もが使いやすい、検索性を高めたリニューアルを2023年3月に行いました。
- ⑨デジタル化の推進として、管理監督職へのITリテラシー基礎教育を実施し知識向上を図りました。また、デジタル化を推進する意義やRPA<sup>(※)</sup>導入事例などを共有し、センター業務の一部からRPAを導入しました。また、給与明細や会議室予約等の電子化を図りました。

※RPA…「Robotic Process Automation／ロボティック・プロセス・オートメーション」の略。パソコンで行うオフィス業務をPCやクラウド上で動くソフトウェアを導入し業務改善や働き方改革につながるテクノロジーです。

## (2) 食と農 産直・商品活動の推進

- ①食の安全に関する学びの場として『Zoomで学ぼう！わたしのたべもの』は、4月「ゲノム編集編」、6月「セットセンター編」、11月「お料理セット編」、2023年3月「遺伝子組換え表示編」の4回を、オンラインで開催し、計100名が参加しました。6月企画からは、会場視聴も行いました。「ゲノム編集編」はグリーンネットワークちば<sup>(※)</sup>所属の生産者も参加し、ゲノム編集食品をめぐる問題についてともに学びました。

※グリーンネットワークちば…千葉県内産直産地の生産者が集まり、生産者同士の交流と地産地消商品の開発を目的とし、2016年9月に発足しました。また若手生産者の育成を目的とした交流もあわせて行っています。

②「子育てフェスタ」は、感染防止対策を講じながら7月に柏市で実開催し約400名が来場しました。各ブースの提案や事前準備・当日運営など、パルママサポーター協力のもと工夫しながら行い、多くの親子連れでにぎわいました。

「商品展示会」は、感染防止対策を施しながら10月に千葉市で実開催し、パルシステム商品の試食や販売を行い、約800名が来場しました。タイトルを「超えフェス2022」とし、新運動「もっといい明日へ 超えてく」のPRも行いました。参加者は、生産者やメーカーと交流しながら、試食や買い物を楽しみました。

③組合員・メーカー・職員が一緒に取り組む商品開発チームは、「産直大葉ノンオイルドレッシング」のリニューアルに取り組みました。既存品で使用していた砂糖を花見糖に変えるなど、よりPB商品らしいドレッシングを目指した商品づくりを進めました。6月のカタログに登場予定です。

④産直交流は、実参加22企画（795名）、オンライン7企画（83世帯）の計29企画を開催しました。秋田南部圏は2022年5月と2023年3月にオンラインで開催し、9月には3年ぶりに現地を訪問したほか、稲刈りやりんご収穫などを行い、組合員と生産者が交流を深めました。

2023年3月の生消協県別交流会は135名参加のもと柏市で開催しました。産直産地の現状を組合員と共有し、生産者と交流を深めました。

⑤パルグリーンファーム<sup>(\*)</sup>の産直交流は、4月「グリーン収穫祭」、6月「じゃがいも掘り」、11月「さつまいも掘り」を全6回開催し、398名が参加しました。パルグリーンファームの土づくりや栽培方法を伝え、「とれたて便」の紹介も行いました。

※直営農場パルグリーンファーム…2012年9月に設立したパルシステム千葉初の直営農場。職員が農業者となって、農業生産法人をつくり野田市の遊休農地を活用して資源循環型の野菜栽培を行い、収穫した野菜を「とれたて便」として組合員に販売しています。組合員交流、職員研修の場としても活用しています。

### (3) 環境、平和活動の推進

①「パルシステムのつどい」では、石けんやリサイクルなど環境に関する企画を35企画開催しました。環境サポーターによる工作講座は3企画開催しました。パルシステムグループ全体で、6月よりまとめ袋の回収強化を目的とした「プラ・リサイクル大作戦」を実施。5～6月の「うちエコ診断WEB受診キャンペーン」では、338名（グループ全体2,799名）が参加し、1家庭当たりのCO<sub>2</sub>削減量は約1トン（年間）につながる見込みです。11月には「リユースびん回収率アップキャンペーン」を行い、機関紙Palnoteでも特集を組み、多くの反響が寄せられました。また、2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年比）に向けた、パルシステムグループ全体での議論を開始し、今後の具体的な行動計画などを策定しました。さらに機関紙での環境コラム連載、他団体と連携してフクシマフォーラム（2月）を開催しました。

②平和企画は、4月に「WFP国連世界食糧計画から平和と貧困を考える」をオンライン開催し、25名が参加しました。8月6日（土）夜に「明子さんの被ばくピアノ」をオンライン開催し、組合員を含め140世帯が参加しました。ピースポートと共催し、広島の中学校合唱部に協力いただき、当日は広島からのライブ中継も行いました。8月には千葉県内の生協とともに「子どもたちに平和な未来を2022」をオンライン開催し50名が参加しました。また、「パルシステムのつどい」では、憲法カフェやフードバンク・子ども食堂連携企画を開催し、地域の社会的課題について取り上げました。

2023年2月には「トルコ・シリア地震緊急支援募金」を行い、パルシステムグループ全体で約9,700万円の募金の協力をいただきました。

③5月と10月に、配達時にフードドライブを行い、計約4.8トンの食品が集まりました。回収した食品は、組合員がボランティアとして各センターで賞味期限ごとに仕分け作業を行い、県内4つのフードバンクへ寄贈しました。また、ふなばし子ども食堂ネットワークやちばこどもおうえんだんの要請を受け、緊急食料支援を行いました。

④千葉県内の生協や企業などが連携し、ウクライナから県内に避難している方の交流企画「お茶しませんかプロジェクト」を8月から毎月開催しました。言葉や習慣もわからず、日々の暮らしに大きな不安を抱えている中で、月に1度母国の方とつながり、情報交換や相談ができる場として、1企画約40～50名の方が参加しました。

⑤組合員募金「こども・若者未来基金」（240万円）、「パルシステム給付型奨学金」（227万円）に取り組み、経済的理由で学びが困難な若者への支援を行いました。

#### (4) 地域コミュニティづくり

①6月と11月に、千葉・SDGsを活かした地域コミュニティづくり連絡会（フードバンクちば、ワーカーズコープちば、淑徳大学、パルシステム千葉）主催で、イベント「わくわく体験 まちづくりinちば」を開催し、地域の方合計約400名が来場しました。8月には、大学生が講師となる「SDGsと消費・労働に関する学習会」（全3回）をオンライン開催しました。習志野市では、市内の子ども食堂が集まり「習志野子ども食堂ネットワーク」が4月に設立されました。パルシステム千葉はサポート会員として引き続き連携していきます。

流山市ではCO・OP共済の助成企画として、シニアのための料理交流会「シニア食堂」や「シルバーピラティス」をオンライン中心に開催しました。

地域活動施設は、コロナ感染状況等を踏まえて貸出を休止しておりましたが、2023年4月から貸出再開を予定し、準備を進めました。

②11月に、サービス付き高齢者向け住宅「にじいろぼる松戸六実」の交流スペースを活用し、つどうde 6006「めぐり体操」が開催され、地域住民8名、居住者6名の計14名が参加しました。当日はコロナ禍を踏まえて、地域住民と居住者を分けて実施され、椅子に座りながら、体操したり歌を歌ったり、楽しい時間を過ごしました。

③社会情勢を踏まえた学習の場として、「パルシステムのつどい」ではLPA<sup>(\*)</sup>を講師に、自然災害に備えた「火災保険・地震保険」、関心の高まる「確定拠出型年金」についての講座を開催しました。成年年齢の引き下げに伴い若者の消費者問題を考える場として、千葉市消費生活センターの相談員を講師に「契約」について事例を踏まえながら学びました。

また、地域の安全・安心として、県内の市町村と見守り協定を締結しており、配達時等に何らかの異変を発見した場合には、その状況等を行政の担当窓口等へ連絡する見守り活動を行っています。2022年度における善行善案は17件発生しました。

※LPA（ライフプラン・アドバイザー）…お金やライフプランの専門知識を身につけた組合員。生活のお金にまつわる必要な情報を提供しながら組合員のライフプラン実現のためにお手伝いする講師活動です。

④2022年度コミュニティ活動助成基金は、12団体に対して2,995,242円を助成し、反貧困をはじめ地域の様々な活動を支援しました。

⑤NPO支援センターちば<sup>(\*)</sup>は設立から20年が経ち、今後のあり方についてNPO支援センターちば中心に協議を行いました。長きにわたり街づくりやNPO支援を行ってききましたが20年間でNPOをめぐる社会環境の変化やパルシステム千葉の取り組みとの重複も出てきており、その役割を終えたものとして2023年3月末で解散とし、パルシステム千葉が引き継ぐべき事業整理を行いました。

※NPO支援センターちば…2001年5月に設立、人材育成のための研修事業、NPO支援のための資金助成と設備提供ならびに相談事業、情報・調査・研究事業、交流事業（ネットワーク事業）などを行い、NPO支援ならびにNPOの発展、地域の活動を支援してきました。

#### (5) リスク管理

①新型コロナウイルス感染症対策は基本的な感染防止対策であるマスク着用、手指消毒、定期的な換気、事業所内の定時消毒などを継続して徹底するとともに、5月と10月、2023年2月に各事業所における感染防止対策の実施状況を点検し、新任管理者への対策指導および基本的感染対策の実施状況の点検を行いました。引き続き、職場内での感染拡大防止、三密回避対策を継続していきます。

②本部、事業所の避難・防災訓練を9月下旬に実施しました。本部と店舗およびセンターの内勤者は地震を想定した避難ルートの確認と避難場所への集合、点呼の訓練、外勤者（配送・営業）には出先で大雨に遭遇したことを前提とした車両無線や携帯端末による安否確認の訓練をそれぞれ実施しました。実施することで様々な課題を確認することができ、今後の訓練内容の精査と効果的な実施につなげていくことができました。

③内部統制システムの運用では、基本方針に掲げた体制を適正に維持するとともに、「内部統制点検表」と内部監査を通じて、過去に発生した事故の再発防止に向けた点検や各種手順書に沿った点検を強化し、組織のリスク低減につなげました。

④全職員を対象とした「いきいき職場づくりヒアリング」を2022年6月～2023年1月にかけて実施し、職場環境の改善を進めました。また、事業所の管理監督職を対象とした「ハラスメント防止研修」を実施し、基本的な



対応のあり方などを学びました。コンプライアンス相談窓口については、関連法令の改正を踏まえて規程を改定し、窓口の再周知を図りました。

- ⑤労災事故が7件発生しました。事故報告を踏まえた発生要因の究明と事故事例の共有等を行うと同時に具体的な再発防止対策も実施し、今後の再発防止に努めました。また、安全運転の推進と同様に、発生事業所の事例を全体化することで同様の事例の発生防止につなげ、全従業員が安心して働くことができる環境を整えました。
  - ⑥安全運転推進に関しては、累計事故55件（前年差▲12件）、業務中人身事故が3件発生しました。事業所では速やかに事故事例の検討会を開催し事故発生要因の深掘りと事故防止策について協議し、再発防止を図りました。また、委託協力会社による人身事故を踏まえ、委託協力会社との再発防止に向けた連携、実地訓練参加や運行管理アプリ導入などででき得る限りの対策を要請し、次年度に向けた準備を進めました。
- 直接雇用の事故の傾向は、後退時と直進時の事故がおおよそ7割で、焦りや一点集中による確認不足が多く、事故を起こした職員のおおよそ4割は入歴が3年未満の経験が浅い職員のため、引き続き安全運転指導員を中心に指導を行いました。また、60歳以上の高齢者に対する実技指導の導入も検討、準備を進めました。

## (6) 創立30周年記念の取り組み

- ①創立30周年記念の取り組みとして、記念動画やリーフレット、記念グッズの制作を行いました。夕食宅配では特別弁当の販売、エアコンクリーニング10%OFF、10月2回には感謝企画として全品5%OFF企画を実施し多くの組合員にご利用いただきました。
- ②組合員が参加する企画としてモザイクアートの写真を募集し、お祝いのメッセージを受け付け、ポスターやリーフレットへ掲載し、各種イベントでは記念ブースを設置し記念グッズの配布を行いました。

## 重点戦略2 事業経営

### (7) 無店舗事業の推進

- ①無店舗事業は、コロナ禍の外出規制がない中で、商品の値上げもあり供給高予算337.7億円に対し333.0億円（前年比99.3%、予算比98.6%）となりました。
- ②オンラインパルは登録率70%以上を目標に取り組み、登録率は2022年4月時点から3.8ポイント向上し70.5%となりました。
- ③グループ全体で8月よりパルシステムアプリのリリースが開始され、オンライン上での利用向上が進みました。
- ④仲間づくりは、SNSを活用した施策を積極的に行いました。また、営業トレーナー（仲間づくり指導者）より職員教育を強化し推進を行いました。新規加入数は2.81万人となりました。
- ⑤(株)パルシステム・イースト<sup>(※)</sup>を軸に委託協力会社と連携し、業務品質の向上に努めました。誤配や商品破損抑制などの目標項目を定め一定の成果を上げることができました。

※「(株)パルシステム・イースト」概要…事業高31.2億円、経常利益0.5億円、営業所13（千葉県4、茨城県6、栃木県1、福島県2）、従業員数536名。役員12名中、3名をパルシステム千葉から派遣（業務執行取締役1名、取締役2名）。発行株式800株（パルシステム千葉192株24%、パルシステム茨城・栃木192株24%、(株)パルライン416株52%）。1株当たり513,000円。パルシステム千葉の株式取得価格は98,496,000円（取得時）。

- ⑥2021年10月に開設した新松戸センターの事業構造上の損益改善を進めました。外部委託の倉庫業務を内製化し、配送担当者も委託会社から一部直接雇用に変更し、委託運搬費の改善を行いました。引き続き課題改善に向け取り組みを行っていきます。
- ⑦独自商品はパルズダイニングで地産地消商品を新たに10品目（魚加工品・農産物加工品など）増やしました。センター別LINEを活用し、月に1回地産地消商品などのおすすめを行いました。また、独自商品の意見交換会を開催し、組合員の声を商品や紙面づくりに生かしました。
- ⑧共済事業は、CO・OP共済《たすけあい》を基軸とした推進を行いました。CO・OP共済《たすけあい》計画4,974件に対し実績4,668件（前年比109.1%、予算比93.8%）、《あいぷらす》、火災共済との合算計画5,200件に対し実績5,483件（前年比102.1%、予算比105.4%）となりました。
- ⑨パルシステムでんきの推進は、グループ全体で事業の悪化から推進は行わず、7月に料金の改定、2023年2月検針分から料金体系の変更を行いました。



⑩総事業高342.0億円（前年比99.4%、予算比98.7%）、経常剰余金7.4億円（前年比92.2%、予算比141.2%）となりました。

## (8) 店舗事業の推進

- ①売り場は、6月より仕入先を新たな仲卸業者へ変更し、無添加・無投薬の魚を中心に販売を行いました。また、100円ショップの売り場を拡張し、商品を約400アイテム増としました。
- ②移動販売は、野田市と協議し、10月より移動販売車をトラックから軽自動車に変更し、拠点の見直しや品揃えの変更を行いました。
- ③総事業高3.9億円（前年比94.8%、予算比94.9%）、事業剰余金321万円（前年差+37万円、予算差+221万円）となりました。

## (9) 夕食宅配事業の推進

- ①1日あたりの平均食数は計画3,504食に対し、3,435食となりました。1日あたりの平均利用人数は3,120名となりました。
- ②2022年度はパルシステム千葉創立30周年の節目の年となり、季節やイベントなどに合わせて食材にもこだわった「創立30周年特別弁当（春の赤飯御膳・スタミナ御膳・秋の行楽御膳・春の彩り 赤飯御膳（大）（小）」を年4回企画しました。
- ③利用者の声に応え、土・日や昼食用のお弁当として「冷凍おかずセット」を10月からリニューアルしました。
- ④総事業高は5.4億円（前年比101.1%、予算比96.9%）、経常剰余金474万円（前年比523.1%、予算比46.7%）となりました。

## (10) 家事支援事業の推進

- ①家事支援サービスの広報強化として、パルシステム千葉創立30周年記念割引企画およびハウス・エアコンクリーニング過去利用者への割引企画を実施しました。また、無店舗利用している法人向けにエアコンクリーニングのDMのお届けや、毎月、無店舗組合員へハウス・エアコンクリーニング割引企画や家事代行サービス利用者の声を紹介したチラシを配布し利用訴求を行いました。その結果、家事代行サービス、ハウス・エアコンクリーニングとも前年を上回る売上となりました。
- ②2021年10月より新たなサービスとして始めた庭木剪定・伐採、排水管クリーニングを4月より全県展開し、それぞれ160件、400件以上の受注があり様々な地域の方からご利用をいただきました。また、葬祭事業（斂旋）は前年比75.0%の実績となりました。
- ③総事業高1.0億円（前年比108.5%、予算比103.9%）、経常剰余金373万円（前年差+486万円、予算差▲160万円）となりました。ハウス・エアコンクリーニングの上半期実績は昨年比で同等の推移でしたが、10月2回企画のパルシステム千葉創立30周年記念割引企画などで多くの注文を受け、前年度を上回ることができました。家事代行は定期コースを中心に徐々に利用者が増え予算達成となりました。結果、経常剰余は黒字となりました。

## (11) 介護事業の推進

- ①開設2年目となるサービス付き高齢者向け住宅「にじいろぱる松戸六実」は、早期の入居率90%を目指して営業活動を強化しました。入居者紹介センターやWEB紹介サイト、地域のケアマネジャーを中心に営業活動を実施し、見学者および入居者が増加しましたが、結果として予算未達成となりました。主な原因は、7月から8月のコロナクラスター発生による入居募集の一時停止とその影響があったこと、夜勤者の不足により入居者受け入れ体制が整わず、入居申込者に待機していただく時期があったことが挙げられます。この結果3月末での入居者は40名（入居率66.7%）となり、2023年度経常剰余は赤字予算を組まざるを得ず、黒字化への道筋をつくることはできませんでした。一方で、お一人の施設内での看取りを経験し、当初のコンセプトである、最期まで住み続けられる施設づくりを進めることができました。
- ②既存在宅事業は、引き続きコロナの影響を受け、通所介護では陽性者が発生するごとに、一時休業を余儀なくさ

れ、稼働率低下となりました。訪問介護においても、利用者、ヘルパーの罹患により、サービスのキャンセルが相次ぎました。通所、訪問ともに目標としていたコロナ前の稼働を回復することができませんでした。

- ③総事業高2.3億円（前年比139.7%、予算比71.1%）、経常剰余金▲1.2億円（前年差+941万円、予算差▲7,128万円）となり、予算は大幅未達成となりました。居住系はサ高住入居者の確保、在宅系については利用者回復を優先課題として取り組んでいきます。

### 重点戦略3 人材育成

#### (12) 理念・ビジョン教育と人材育成

- ①コロナの影響を受け、教育研修「パルカレッジ」は集合研修をオンライン研修に切り替えながら実施しました。「ジェンダー平等<sup>(※)</sup>、ダイバーシティ<sup>(※)</sup>に関する研修」は独自企画で管理職を対象に実施し、基礎知識と組織に求められることなどを学習しました。また、全センターの配送担当を対象に年間8回の「パルシステム商品学習会」、中高年層職員を対象に「キャリアシフトに向けた意識改革研修」を実施しました。地域の安全に貢献する見守り活動は研修を行うとともに善行事例においては表彰を行いました。

※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、相手の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取り組みです。

※ダイバーシティ…集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった状態のことです。もともとは人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使われていましたが、現在では多様な人材を登用し活用することで、組織の生産性や競争力を高める経営戦略として認知されています。

- ②女性職員による自己啓発プロジェクトでは、女性職員が交流できる仕組みづくり、キャリアが見える職員紹介、悩みや共有、組織を超えて気軽に話せる相談窓口のチャット運用など、様々なアイデアが上がりました。また、監督職の目標に業務改善提案を組み入れ、各部門における業務改善に自主的に取り組み、管理者が実現に向け、助言やアドバイスをしながら評価する運用を推進しました。

- ③外部研修異業種セッションでは、管理監督職を対象に「実践！マーケティング革新ゼミ」（全7回）、「本気の人づくりゼミ」（全7回）、「U30 マインドストレッチ」（全10回）を実施、監督職を対象にハラスメント防止研修を実施しました。また、若手の監督職と生産者が参加し、これからのパルシステムの産直についてともに考える企画として「次世代リーダー研修」を実施しました。

内部研修では、新任管理監督者に「個人情報保護、内部統制、損益計算書の情報分析、規則規程類関連」などの研修を実施し実践的に学習しました。

#### (13) 採用、雇用定着に向けた環境整備

- ①2023年度の新卒採用は、大卒6名、高卒1名を採用しました。2022年度の中途採用は6名となりました。大卒採用は内定後に、パル・ミート工場の見学、産地体験研修、外部運転研修、配送トラック同乗体験を行い、同期のつながりが持てるように交流を行いました。高卒採用は25校に対し、手紙、求人票、組織案内等郵送と訪問活動を実施しました。障がい者雇用は2名採用し13名、ユニバーサル就労は1名採用し10名となりました。2022年度はジョブコーチを2名体制とし、さらにセンター長と店長がジョブサポーター養成講座を受講し、障がい者雇用の推進と雇用定着に向けて支援体制を整えました。

- ②デジタル化の推進は、オンライン研修をはじめ、パルシステムのつどい、産地交流、諸会議など、リモートができるように環境を整え、様々な場面で活用できました。また、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入し、事務の定型作業を自動化するための学習会を行いました。

- ③人事評価制度にある評価基準で実態にそぐわない内容を刷新し、研修カリキュラムは受講期間の幅を広げて現場状況に応じて柔軟に受講できるようにするなど、働く職員がより適正に評価されるように整備し運用を行いました。

また、福祉部門における人事評価制度について検討チームを立ち上げ、必要な改善箇所や福祉の特性に合わせた適正な評価基準、目標設定について仕組み化できるよう協議を重ね、新たな福祉専門職員人事評価制度について土台となる内容を整理し、運用できる準備を進めました。

- ④中高年層職員の活躍の場づくりは、野田センターで体力面を考慮した配送コースを作り、3名の中高年層職員が

業務を担っています。また松戸センターで早朝の積込作業と午前の配送業務を組み合わせた新たな業務形態を設計し、2名の中高年層職員がその業務に就いています。

以上

本議案について、決議の趣旨に反しない範囲での字句修正は理事会にご一任をお願いします。

2

3

4

5

6

## I. 2023年度の社会環境予測

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、ライフスタイルや働き方などの急激な変化の中、今の生活様式に慣れたことで元の生活様式には戻れないと考えている人が増加しています。コロナ禍の3年で、社会全体で自粛生活やテレワークの定着、オンライン化・デジタル化した生活様式の長期化により、人々の生活の中で新たな状態の生活様式が根付いてきたものと考えられ、各企業はその本質を捉えた施策を考案し進めていくことが求められています。また政府は、5月8日から感染症法上の位置づけを季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に引き下げること決めました。
- (2) 千葉県の人口は6,269,572人（2023年4月1日現在）と、2022年4月より1,993人増加しました。前月差では4,340人の増加となり、特に千葉市・市川市・船橋市・松戸市・浦安市の人口増加が多い状況です。出生数を死亡数が大きく上回っているものの、県外からの転入数の増加が最も大きな要因となりました。また、2022年4月に比べ日本人が16,572人減少したのに対し、外国人は18,565人増加しました。千葉県が行った将来人口推計（5年ごと）によると2020年以降は減少傾向に転じ、2030年には611万人にまで減少すると予想されています。（出典：千葉県庁ホームページ県政情報・統計）
- (3) 「持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれ、国際的に食品ロス削減の機運が近年加速度的に高まっています。日本では食品リサイクル法や食品ロス削減推進法が施行され、食品ロス削減の取り組みを推進しています。食品ロス削減の取り組みは生活困窮者への支援やフードバンク等を通じたこども食堂への提供など、これまで以上に幅広く展開されることが期待されています。
- (4) 2021年度の食料自給率（カロリーベース）は、小麦、大豆が作付面積、単収ともに増加し、米における外食需要が回復したこと等により、前年度より1ポイント高い38%となりました。飼料自給率は前年度と同じ25%となりました。2030年度の目標は食料自給率（カロリーベース）45%とされており、引き続き食料自給の底上げが課題となっています。目標達成のためには食料・農業・農村基本計画で示されている品目ごとの克服すべき課題を解決していくことが必要とされています。（出典：農林水産省日本の食料自給率）
- (5) プラスチック問題がさらに深刻化し地球温暖化や海の生態系に大きな影響を与えています。2050年には海の中のプラスチックごみの量が魚の重量を超えると試算されています。日本では2022年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。この法律の施行により、資源循環型の社会づくりのために一人ひとりができる行動が求められています。
- (6) 有効求人倍率は1.32倍（2023年3月）と前年同月比では0.09ポイント上昇し、1年間の推移を見ると回復傾向にありますが、前月に対しては0.02ポイント下回りました。総務省労働力調査によると、2023年3月の完全失業率（15歳以上の働く意欲のある人のうち、仕事を探しても仕事に就くことのできない人）は2.8%となり前年同月比で0.2ポイント増加し、前年同月比で20ヶ月ぶりに増加となりました。コロナ禍で停滞していた社会経済活動が活発化したことにより、雇用情勢は持ち直していますが、引き続き、今後の動向が注目されます。（出典：厚生労働省一般職業紹介状況他）
- (7) ロシア政府によるウクライナ軍事侵攻が長期化しており、ロシア政府は核兵器の使用も示唆し、世界の平和に大きな影を落としています。  
2023年5月に開催されるG7広島サミットでは、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有するG7各国の首脳が、地球規模の課題について協議することとなります。ウクライナやインド太平洋を含む地域情勢、核軍縮・不拡散についても議題の一つとして率直な意見交換が行われる予定です。
- (8) あらゆる物価の値上げが続き、私たちの生活に大きく影響しています。主な要因は燃料・資源価格の高騰と円安による輸入コストの増加と言われています。特に燃料は、戦争長期化に伴い世界のエネルギー事情が厳しい中、コロナ禍によって停滞していた各国の経済活動が再び動き出し、エネルギー需要が高まり価格が高騰しました。日本の電力各社の電気料金値上げにもつながっています。また、政府は電力供給量をまかなうため、原発復帰への政策を打ち出しました。



- (9) 政府は新しい安全保障関連3文書を閣議決定しました。「反撃能力」の保有が明記され、日本の安全保障政策の歴史的な転換となるにもかかわらず、十分な論議がなされない中で決定でした。
- 5年間の防衛費の総額をおよそ43兆円とし、2019年度から5年間の防衛費に比べておよそ1.6倍の金額となり、防衛力の抜本的な強化に向けた大幅な増額となる方針を示しています。

## II. 2023年度事業・活動方針

### 1. 2023年度方針基調

- (1) 組合員の参加・参画は、実参加、オンラインを組み合わせながら、企画の充実や参加しやすい環境整備を工夫します。総代活動も総代の役割発揮に向けた学習会やくらしトーク・トークへの参加、総代会への実出席率を高めていきます。
- (2) パルシステムの商品政策を広く組合員に理解してもらうために、食の安全・安心の取り組みをより充実させ、産直・商品活動、学習会等を通して推進し、組合員の共感を広げます。
- (3) コミュニティ政策に基づき、平和・貧困問題、環境・エネルギー問題等、昨今の情勢および継続課題を踏まえて具体的な取り組みにつなげます。また政策の推進にあたっては他団体とも有効な連携を図り諸課題の解決に取り組んでいきます。
- (4) 無店舗事業を中心に、店舗事業、夕食宅配事業、家事支援事業、介護事業は、事業ごとの特性を踏まえた利用しやすい環境整備の追求、事業別成長戦略に基づく到達点と課題を踏まえ、引き続き事業構造改革を推進します。総事業高は358.0億円（2022年度比100.8%）、経常剰余金5.2億円（経常剰余率1.47%）を計画します。
- (5) 一人ひとりの職員がパルシステム職員像<sup>(\*)</sup>を実践し、働くことにやりがいと誇りを持てる環境づくりを推進していきます。教育研修プログラム、管理職のマネジメント力、人事評価制度の効果的運用を総合的に捉え強化していきます。また障がい者雇用、ユニバーサル就労をさらに広げ、就労者のフォローやサポートを充実させます。  
※パルシステム職員像…組合員の思いを受け止め、自らの行動に責任と誇りを持ち、挑戦し続ける職員。
- (6) ウイズコロナを念頭に感染防止対策は継続します。自然災害発生時の適切かつ迅速な対応に備えるとともに、すべての事業・活動の現場で労働安全衛生、安全運転、コンプライアンスに立脚した業務運営を推進します。

### 2. 2023年度事業・活動方針

#### 組織運営

#### (1) 組合員の参加・参画の充実

- ① 組合員活動は、「もっといい明日へ 超えてく」<sup>(※1)</sup>を推進するとともに、実参加、オンラインでそれぞれの特性を活かした運営を行い改善を重ねるとともに、共感参加を広げファンを増やしていきます。
- ② パルシステムのつどいは食を中心に展開します。自主的活動グループや地域の団体との連携企画をそれぞれのセンターで実施するとともに、くらしの視点を大切に環境、平和・貧困についても企画・実施します。
- ③ サポーター制度はより参加のしやすさを追求し、子育てサポーターやSDGsサポーターなど新たな運営を試みます。
- ④ くらしトーク・トークは組み立てや資料の工夫をし、参加者の納得性を高める運営を行い総代会の議決につなげます。また、役員改選に向けた準備を丁寧に行うとともに、総代会は実出席率を高めます。
- ⑤ 「パルdeおしゃべり」は組合員同士の意見交換を通じて、様々な声を収集し事業・活動につなげるとともに、パルシステム千葉の理念や政策、取り組みについての理解を深め共感を広げます。
- ⑥ 機関紙<sup>パルノート</sup>Palnoteは組合員の声を反映した紙面づくりを行い、参加感が得られる内容を追求します。また、リニューアルしたホームページを活用し、分かりやすい情報発信を行います。

※1 これまでの「『ほんもの実感!』くらしづくりアクション」から、新運動「もっといい明日へ 超えてく」  
としてサステナブルな未来に向かい組合員とともに取り組んでいきます。

### 〈もっといい明日へ 超えてく〉5つの超えてく〉

- ①安全安心で、超えてく
- ②ジェンダーフリーで、超えてく
- ③交流で、超えてく
- ④くらし方で、超えてく
- ⑤協同で、超えてく

## (2) 食と農 産直・商品活動の推進

①食の安全に関する学習会を開催し、遺伝子組換えや食品添加物、産地における環境負荷低減の取り組みなど、食をめぐる問題について理解を深めます。また、組合員企画や機関紙などを通じてパルシステム商品の背景や思いを伝えます。

②産直交流は、引き続き実参加・オンラインそれぞれの特性を活かした企画を開催し、コア・フードやエコ・チャレンジを中心としたパルシステムの産直の価値を分かりやすく伝えます。グリーンネットワークちば<sup>(※)</sup>では、組合員とともに食と農について学ぶ場を設けます。また若手職員との交流企画も実施します。

※グリーンネットワークちば…千葉県内産直産地の生産者が集まり、生産者同士の交流と産地消費商品の開発を目的とし、2016年9月に発足しました。また若手生産者の育成を目的とした交流もあわせて行っています。

③パルシステム独自の、二者認証の強みを活かした公開確認会を、県内産地「和郷園」で開催します。

④パルシステムの食料・農業政策は今後のあり方を生産者とともに話し合うとともに、産地や取引先、組合員との協同の力で、原料の産直化や国産化を進め、食料自給率・自給力向上につなげていきます。

⑤センターまつりは日頃の感謝を込めて複数センターで開催します。「商品展示会」は、生産者・メーカーとの直接の交流、試食などを通してパルシステム商品の良さを実感する場として開催します。「子育てフェスタ」は、子育て応援としてサポーターの協力のもと開催します。

⑥「パルグリーンファーム」<sup>(※)</sup>は、直営農場として引き続き産直交流企画の充実を図り、農薬や化学肥料に頼らない栽培や「とれたて便」の理解につなげます。

※直営農場パルグリーンファーム…2012年9月に設立したパルシステム千葉初の直営農場。職員が農業者となって、農業生産法人をつくり野田市の遊休農地を活用して資源循環型の野菜栽培を行い、収穫した野菜を「とれたて便」として組合員にお届けしています。組合員交流、職員研修の場としても活用しています。

## (3) 環境、平和活動の推進

①新環境・エネルギー政策<sup>(※)</sup>を踏まえ、地球温暖化防止に向けたくらし方の見直しや親子の啓発企画などに取り組むとともに、事業活動に伴うCO<sub>2</sub>削減などの環境負荷低減に取り組みます。また、福島原発事故により余儀なく避難されている方を引き続き支援します。

※新環境・エネルギー政策…2023年3月に制定。「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けたパルシステムグループ全体の取り組み。これまでの事業と運動両面による様々な取り組みに加え、地域社会とのパートナーシップを強固にし、組合員主体の生協という組織の強みを活かした環境活動の推進と気候変動対策に取り組めます。

②核兵器廃絶に向けて他団体と連携した企画や、親子で考える平和企画を実施します。千葉県連や他団体とともにウクライナからの避難者支援に引き続き取り組むとともに、人権に関する学習会などを検討・実施します。

③反貧困の取り組みは他団体と連携して推進します。予備青果は引き続き子ども食堂等へ寄贈し、生活困窮者や学生への支援も継続します。「パルシステム給付型奨学金」や「こども・若者未来基金」などの募金活動を推進します。

## (4) 地域コミュニティづくり

①地域活動施設パルひろばは、組合員活動の場に活用するとともに、地域の団体と連携した活用を企画し、実践し

ます。また、野田市、流山市、習志野市、千葉市、松戸市における地域連携を推進します。なお、千葉市の取り組みはコープ共済「地域ささえあい助成」の3年目として、地域の団体と連携し参加が広がるよう進めます。

- ②自然災害や社会情勢を踏まえ、時勢に応じたくらしに関わる学習の場を設けます。
- ③NPO支援センターちばから引き継ぐ事業を整理し、地域の様々な活動を応援する「コミュニティ活動助成基金」の運営、地域団体や他生協と連携して進める福島原発事故を忘れない取り組みや再生可能エネルギーを推進するネットワークの事務局等をパルシステム千葉が担います。

## (5) リスク管理

- ①新型コロナウイルス感染症対策は、社会状況や政府発表などを踏まえ、必要に応じて都度判断し柔軟な対応を行います。
- ②自然災害時の対応は人命第一を基本に、事前の備えや発生を想定した対応訓練を実施します。また、災害発生の際は事業継続に向けた供給体制の速やかな構築と組合員への迅速な情報伝達を実施するとともに、柔軟かつ適切な対応と被災した組合員や地域への対応支援にも取り組みます。
- ③内部統制システム運用は、基本方針に沿った取り組みや構築した体制を適正に維持するとともに、総合業務マニュアルの総点検を行い実効性の向上および組織のリスク低減につなげます。
- ④コンプライアンスに関する職員ヒアリングや研修等を計画的に実施し、健全な職場風土づくりを推進します。
- ⑤労災事故の撲滅に向け、産業医と連携した実効性のある職場巡視、これまでの事故の傾向や原因等の事例共有、再発防止対策の実施状況点検などを行い課題把握と改善を継続して実施していきます。
- ⑥職員一人ひとりが安全運転を第一に捉える意識と組織風土を定期的に点検していきます。委託協力会社とも連携し人身事故ゼロ、軽微な物損事故も大幅に削減します。

## 事業経営

### (6) 無店舗事業の推進

- ①事業成長1%を目指し、組合員拡大は、商品の良さや宅配の利便性を実感していただいた上で加入へつなげる施策を絡め、利用ある拡大を強化します。
- ②引き続きオンラインパルの登録率向上に取り組み登録率73%以上を目標とします。「パルシステムアプリ」を積極的に推進していきます。緊急時を含めた情報伝達にも活用していきます。
- ③損益構造改革の推進の一つとして、センター再配置の検討、準備を進めます。また、経費構造の見直しを併せて進め、無店舗事業全体の損益改善につなげます。
- ④(株)パルシステム・イースト<sup>(※)</sup>を軸に委託協力会社とは定期的に協議し、事業課題の推進や配送業務品質向上につなげます。

※「(株)パルシステム・イースト」概要…事業高31.2億円、経常利益0.5億円、営業所13(千葉県4、茨城県6、栃木県1、福島県2)、従業員数536名。役員12名中、3名をパルシステム千葉から派遣(業務執行取締役1名、取締役2名)。発行株式800株(パルシステム千葉192株24%、パルシステム茨城・栃木192株24%、(株)パルライン416株52%)。1株当たり513,000円。パルシステム千葉の株式取得価格は98,496,000円(取得時)。

- ⑤独自商品は商品管理を徹底し、政策に基づき地産地消、国産原料、環境に配慮した品揃えの拡充を進めます。また、ネットで注文完結する組合員の割合が増える中、紙カタログのみで展開している独自商品について、今後の事業展開の方向性を示します。
- ⑥共済事業はCO・OP共済《たすけあい》を重点に推進し新規契約件数5,150件、保有件数62,000件を目指します。パルシステムでんきは経営の立て直しを第一に運営改善を進め、契約組合員へは丁寧な情報提供を行います。
- ⑦総事業高343.4億円(2022年度比100.4%)、経常剰余金5.5億円(経常剰余率1.62%)を計画します。

### (7) 店舗事業の推進

- ①青果を中心に売り場づくりの向上を図ります。特に惣菜、鮮魚部門については強化していきます。
- ②移動販売は利用者の要望を聞きながら限られたスペースでの品揃えを見直します。また、軽車両への変更に伴い、



多様な人材の採用を促進していきます。

- ③利用者の視点にたった丁寧・親切なサービスと安定した運営体制を構築します。
- ④総事業高4.0億円（2022年度比101.9%）、事業剰余金206万円を計画します。

#### (8) 夕食宅配事業の推進

- ①夕食宅配サービスの原料原価が上昇する中、適正価格を見極め、質を追求します。
- ②利用者の声を聞きながらメニューの改廃を行い、サービスや商品力の向上に継続して取り組みます。
- ③総事業高5.9億円（2022年度比107.8%）、経常剰余金1,166万円を計画します。

#### (9) 家事支援事業の推進

- ①サービス内容や特徴の広報強化に向け、利用例の紹介、広告構成の工夫、動画の活用等、利用につながる広告宣伝を行っていきます。また、ハウス・エアコンクリーニングなどは法人向けの営業を強めていきます。
- ②多様化する暮らし課題への対応に向け新たなサービスを研究します。また、サービス品質、接客マナーの平準化を図り、新規利用者の獲得と再利用者の増加を図ります。
- ③総事業高1.0億円（2022年度比101.6%）、経常剰余金506万円を計画します。収入面の強化を図るなど、損益改善を行いさらなる成長基調への道筋をつくります。

#### (10) 介護事業の推進

- ①開設3年目となる居住系事業（サービス付き高齢者向け住宅）は入居率90%以上を早期に実現し、施設運営の安定化を図るとともに赤字を大幅に縮小します。
- ②在宅事業はコロナの影響に左右されない運営体制と生協10の基本ケアに基づくサービス提供を充実させ、利用者の受け入れを促進し利用者数をコロナ前に戻します。
- ③総事業高3.4億円（2022年度比146.8%）、経常剰余金▲3,823万円（2022年度から8,896万円改善）を計画します。

### 人材育成

#### (11) 理念・ビジョン教育と人材育成

- ①ジェンダー平等<sup>(※)</sup>、ダイバーシティ<sup>(※)</sup>に関する研修を継続して実施します。2023年度は新任管理者と監督職を対象に広げ教育を行い、正しい理解と意識の醸成が組織全体に浸透するよう推進します。

※ジェンダー平等…ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、相手の人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取り組みです。

※ダイバーシティ…集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった状態のことです。もともとは人権問題や雇用機会の均等などを説明する際に使われていましたが、現在では多様な人材を登用し活用することで、組織の生産性や競争力を高める経営戦略として認知されています。

- ②管理監督職を担える職員育成、管理職のマネジメント力向上、中高年層職員の意識と行動改革、若手職員のキャリアビジョンなど、各層に対して内部・外部の研修を効果的に組み合わせ実施していきます。また、配送担当者に対して商品学習会、業務品質学習会を行い、組合員へより良いサービスが届けられるよう推進します。
- ③働く職員の多様な知恵や感性を業務に活かすことができるように、マネジメントと環境を整備していきます。

#### (12) 採用、雇用定着に向けた環境整備

- ①大卒、高卒、中途採用（障がい者雇用やユニバーサル就労含む）を積極的に進め、多様な人材が活躍できるよう風通しの良い職場づくりを推進します。ジョブコーチとジョブサポーター体制を効果的に機能させることで、日々の丁寧な指導やフォローの充実を図り就労者が安心して働ける環境を整えます。
- ②デジタル化により業務の見直しと業務の平準化が進むよう引き続き研究し、効率的な環境となるよう推進します。また、テレワーク、時差・分散出勤等、働き方改革とマネジメント改革をセットで進め、ワークライフバランスを推進します。

③引き続き中高年層職員が活躍できる業務について検討し、やりがいをもって働くことができる職場環境づくりを推進します。

以上

本議案について、決議の趣旨に反しない範囲での字句修正は理事会にご一任をお願いします。

3

4

5

6

## 1. 定款の一部を変更することを提案します。

## 2. 提案主旨

- (1) 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「大学生協共済連」）の短期生命共済事業がコープ共済連へ2022年10月に譲渡され、大学生協共済連が解散しました。これに伴い、定款第69条（事業の品目等）より『全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業』を削除するための提案となります。

## 【新旧対照表】

新	旧
<p><b>第5章 事業の執行</b> (事業の品目等)</p> <p>第69条</p> <p>4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業及びパルシステム共済生活協同組合連合会が行う総合共済事業、こども共済事業及び〔削除〕全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p>	<p><b>第5章 事業の執行</b> (事業の品目等)</p> <p>第69条</p> <p>4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業及びパルシステム共済生活協同組合連合会が行う総合共済事業、こども共済事業及び<u>全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業並びに</u>全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p>

3. 本議案は、当該監督行政庁の指導に基づく修正および本旨に反しない範囲での字句修正は理事会にご一任をお願いします。なお、総代会の議決を経て、当該監督行政庁の認可により、その効力を発生するものとします。

1. 第16期（2021年6月総代会～2023年総代会）役員（理事・監事）の任期満了により、定款第19条および役員選任規約に基づき、2023年6月13日の第34回通常総代会にて、役員候補者（理事19名、監事5名）を第17期役員として選任することを提案します。

\*詳細は「議案書③・第17期役員選任の件」をご覧ください。



## 1. 2023年度の理事報酬については下記の総額の範囲内で支給します。

理事 19名の総額 8,200万円を上限とします。

## 2. 各理事の報酬額については、役員報酬規程に基づき理事会の協議にご一任ください。

## 3. 次年度以降、この上限額に変更がない場合は、今第34回通常総代会において決定した額を上限額として支給し、変更が必要な場合には総代会において議案提案します。

## 【提案主旨】

(1) 理事報酬総額は、事業環境、事業規模、剰余水準、役員の実績と報酬の妥当性、現在の経営力量とのバランスを考慮し、役員報酬規程に基づいて設定します。総事業高360億円規模に見合った社会的役割の発揮および事業・活動の推進にあたり、理事（業務執行）を1名増やし、執行体制の強化を図ることから上限額の変更を提案します。

## (2) 理事報酬総額決定から各理事の報酬額、支給の決定方法

①第34回通常総代会で、理事の報酬総額を議決します。

②理事会が役員人事委員会に個別の理事報酬を諮問し、役員人事委員会が役員評価・報酬委員会に諮問します。役員評価・報酬委員会は諮問された個別の理事報酬を検討し、役員人事委員会に答申します。役員人事委員会は答申を受け、理事会に答申し、理事会で決定します。

ア. 役員人事委員会および役員評価・報酬委員会では、総代会で議決した報酬総額、理事の評価などに基づき検討します。

イ. 役員人事委員会は有識理事を含む理事5名で構成され、役員評価・報酬委員会は外部3名、パルシステム千葉の理事3名の計6名で構成されます。

## 1. 役員退職金支給の件

第16期役員のうち、本総代会をもって退任する以下の役員（理事7名、監事1名）に対し、当生協の役員退職金規程に基づき、役員退職金を支給します。

個別退職金額、支給時期、支払方法については理事は理事会、監事は監事会の協議にご一任ください。

退任する役員の略歴は次のとおりです。

	氏名	略歴
理事	佐々木 博子	2006年～理事 2013年～理事長
	平 健三	2008年～理事 2017年～常務理事
	江尻 康代	2015年～理事
	岡本 志緒子	2017年～理事
	佐藤 尚子	2013年～理事
	藤 晶子	2013年～理事
	村上 佳代子	2013年～理事
監事	太田 藝子	2015年～監事 2023年4月退任

## 【提案の補足説明】

(1) 役員退職金に関わる規程は「役員退職金規程」によります。

(2) 個別退職金額、支給時期、支払い方法

- ①第34回通常総代会の議決後、役員人事委員会に個別の退職金を諮問し、役員人事委員会が役員評価・報酬委員会に諮問します。
- ②役員評価・報酬委員会は諮問された個別の退職金を検討し、役員人事委員会に答申します。
- ③役員人事委員会は答申を受け、理事は理事会に、監事は監事会に答申し、それぞれで協議・決定します。

パルシステム千葉では消費生活協同組合法及び模範定款例に沿って、継続して2年間に渡り住所不明の組合員を自由脱退（本人の任意による脱退）とみなして手続きをとることとしています。

理事会において、2020年度から定期的な郵送物の送付や電話等でも所在が確認できなかった組合員2,158名を自由脱退とみなして、2023年3月末に手続きしました。

なお、手続きは定款及び「長期住所不明組合員のみなし自由脱退に関する規則」に基づいて実施しました。

## 〈資料〉

### 長期住所不明組合員のみなし自由脱退に関する規則

#### （総則）

第1条 組合員本人から住所変更の届出がなく、生協の所定の方法による調査によっても住所が確認できない組合員を住所不明組合員とする。また、住所不明組合員で継続して2年間を経過した者を長期住所不明組合員（以下、甲という）とする。甲のみなし脱退手続きは、定款第10条第2項、第3項、第4項（以下、この規定に基づく場合を「みなし自由脱退」という）にもとづき、この規則によって行う。

#### （公告）

第2条 甲の名簿を本部事務所等に電子上で備え付け、閲覧として照合確認できるようにした上で、以下の内容の公告を1ヶ月間行う。

- (1) みなし自由脱退手続きを行う予定日（3月末日）
- (2) 住所確認できた組合員の対象者からの除外
- (3) みなし自由脱退手続きの内容説明と対象者への住所変更手続きの呼びかけ等

#### （みなし自由脱退の手続き）

第3条 公告期間を過ぎても住所確認ができなかった組合員を、定款第10条第2項、第3項による脱退対象者とし、理事会の承認により脱退手続きを行う。

2 みなし自由脱退手続きの結果は、総代会に報告する。

#### （みなし自由脱退後の再加入等）

第4条 みなし自由脱退後に住所確認ができた場合、本人の再加入意志の確認を行い、ただちにみなし自由脱退時の出資金をもって再加入手続きを行う。また、脱退の意思があるときはみなし自由脱退時の出資金の返金を行う。

#### （出資金の取り扱いについて）

第5条 みなし自由脱退による出資金等の取扱いに関する細則は別に定める。

#### （改廃）

第6条 この規則の改廃は、理事会の決定による。

#### （付則）

1 この規則は、2006年1月25日より施行する。

2021年 8月25日 改定



## 長期住所不明組合員のみなし自由脱退による出資金等の取扱いに関する細則

### (総則)

第1条 長期住所不明組合員（以下、「甲」という）のみなし自由脱退手続きに関する規則（以下、「規則」という）のもとづくみなし自由脱退による出資金等の取扱い細則をここに定める。

### (出資金の取り扱い)

第2条 甲の法定脱退処理日の出資金をもって、預り金勘定に振替える。

### (出資金の最終処理)

第3条 みなし自由脱退処理日から2年を経過した日までに再加入・払戻しの請求がない場合は、経過した日の属する事業年度において雑収入として処理する。

### (再加入及び出資金返還等)

第4条 再加入及び脱退請求があった場合、みなし自由脱退処理日の出資金を返還する。

- (1) 再加入及び脱退手続き時の出資金額は、預り金から振替える。ただし、すでに雑収入処理済みの場合は、雑損失処理して充当する。
- (2) 2004年度まで実施した法定脱退者から再加入及び脱退請求があった場合も、法定脱退後に総代会議決された出資配当等の出資金に関する決定も返還する出資金の金額計算に反映させないものとする。

### (みなし自由脱退候補者確定)

第5条 みなし自由脱退の対象者となる2年間を経過した者は、初めての年次お知らせ通知ハガキの戻りを起算日とし、翌年及び翌々年の電話による確認で所在が判明しない場合をもって確定する。

### (改廃)

第6条 この細則の改廃は、専務理事の決裁による。

### (付則)

1 この細則は、2006年1月25日より施行する。

2021年 8月25日 改定

# 第1号議案資料 2022年度（2022年4月～2023年3月）事業活動まとめ

## 1. 組織運営

### (1) 組合員参加の推進

#### ■ パルシステムのつどい、あそびの広場、ライフプラン講座、大型イベント等 参加世帯数

	実施数（回）		参加数（世帯）	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
パルシステムのつどい	196	244	2,700	2,706
あそびの広場	10	19	72	106
子育てフェスタ・商品展示会	2	2	834	1,200
家庭教育学級・出張授業	1	0	106	0
ライフプラン講座	3	11	16	184
親子企画（つどい）	40	46	475	518
夏休み子ども企画（つどい）	22	18	258	180
合計	274	340	4,461	4,894

#### ■ サポーター活動

##### ① 登録数・参加数（昨年との比較、参加状況、グループ別参加状況）

実登録数（人）		登録数（人）		参加数（人）（ ）は参加率	
2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
254	224	463	456	1,196 (258.3%)	1,399 (306.7%)

※参加数は延べ人数です

##### ② 参加状況

参加回数	0回	1回	2～3回	4～5回	6～9回	10回以上
参加人数	25	34	73	37	28	42

##### ③ サポーター別参加状況

名称	登録人数	参加人数	活動内容
雑貨商品モニター	100	219	カタログ「ばるくらす」などの商品モニターとして、商品の使用感など紙面製作に協力する活動。
センターサポーター	101	423	パルシステムのつどいなど組合員参加の場の企画・準備・運営サポート、コミュニティ連絡会議参加など。
産直サポーター	41	76	産直交流企画の事前準備、当日運営サポート、消費地開催企画やオンライン企画の運営サポート、会場整備など。
PLA（パルシステム・ライフ・アシスタント）	18	241	パルシステム連合会の研修を受け、「組合員の立場」でパルシステムのこだわりを組合員に伝える活動。
LPA（ライフプラン・アドバイザー）	13	135	保障や家計など、ライフプランについて組合員から組合員へ伝える活動。
パルママサポーター	43	67	「子育てフェスタ」など子育てイベントの企画・運営や、カタログ「yumyum」の紙面協力など。
商品開発チーム	7	71	組合員が商品開発に協力、組合員の想いが詰まった商品づくり。2022年度は「産直大葉ノンオイルドレッシング」リニューアル。
商品伝えるサポーター	65	94	組合員開発協力商品を中心に組合員から組合員へ伝える活動。大型イベントのご案内やパルズダイニングの紙面協力など。
広報サポーター	45	62	機関紙「Palnote」やイベントの取材、記事作成、レシピづくりなどを行う活動。
習志野介護予防サポーター	4	0	習志野センターで地域の高齢者を対象に介護予防体操を行う活動。
平和活動サポーター	4	0	平和について語り、核兵器禁止条約の早期締結を求める署名をパルシステムのつどいなどで呼びかける活動。
のだ中根店応援サポーター	9	1	パルシステム千葉のお店「のだ中根店」のPOP作成、飾り付けなど、お店をいっしょに盛り上げていく活動。
環境サポーター	6	10	夏休み親子環境学習会などでパルシステムの環境への取り組みを組合員に伝える活動。学習会講師、運営サポートなど。
合計	456	1,399	

※参加人数は延べ人数です

## ■ 自主的活動グループ（登録状況、広がる企画開催状況）

### ①登録状況

	登録数（グループ）		登録メンバー数（組合員数：人）	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
自主的活動グループ	164	127	1,813 (565)	2,020 (482)

### ②広がる企画

	開催数（回）		参加数（人）	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
広がる企画	21（中止5）	22	880	848

### ③広がる企画palぶらす

（単位：人）

主催団体	テーマ	開催場所	開催日	大人	子ども	合計
柏の葉しぜん遊びの会	柏の葉プレーパーク	柏市	12/19	56	51	107
柏の葉しぜん遊びの会	子どものインターネット利用で今起きている事	オンライン	11/3	22	0	22
柏の葉しぜん遊びの会	柏の葉プレーパーク	柏市	2/19	105	116	221
プレーパーク船橋	長津川緑地プレーパーク	船橋市	7/10	38	65	103
プレーパーク船橋	長津川緑地プレーパーク	船橋市	9/11	55	76	131
プレーパーク船橋	長津川緑地プレーパーク	船橋市	11/13	59	70	129
プレーパーク船橋	子どもの個性を武器にしよう	オンライン	3/11	37	0	37
合計				372	378	750

## ■ パルシステムのつどい一覧

（単位：人）

事業所	場所	企画名	大人	子ども	合計
野田	オンライン	ZOOMで始めよう！「リフレッシュ体操」	12	0	12
柏	オンライン	おうちでできるSDGs～簡単！楽しいクラフト体験～	12	0	12
柏	オンライン	いちご大福を作ろう♪	25	3	28
印西	オンライン	おしゃべりカフェ	6	0	6
印西	オンライン	餃子だけじゃもったいない！産直小麦の美味しい餃子の皮の学習会	24	0	24
松戸	オンライン	キャベツ丸ごと副菜作り	22	0	22
習志野	オンライン	ようこそ!! はじめてのZoom	3	0	3
習志野	オンライン	牛乳パックで作る ちょっとお洒落な小物入れ	9	0	9
習志野	オンライン	マスク環境に負けない♡顔体操♡	17	0	17
稲毛	オンライン	教えて！LPA 知って得する*【iDeCo】のしくみと始め方	16	0	16
稲毛	オンライン	ランカスターさん直伝！おうち時間を楽しむ*美味しい紅茶の淹れ方講座	12	0	12
稲毛	オンライン	マスク美人になれるメイク術 眉メイク&パーソナルカラーを知ろう♪	26	0	26
千葉	オンライン	デコページでエコバッグ作り&パルシステムのリサイクルのおはなし	18	0	18
千葉	オンライン	共済と保険は何が違うの？メリットは？共済についてどんなことでも聞いてみよう♪	8	0	8
東金	オンライン	パル商品でお手軽肉まんを作りましょう	8	0	8
東金	オンライン	東金センタースタッフ一押し商品のご紹介！何が出てくるかは当日のお楽しみ☆	18	0	18
東金	オンライン	GWのつどいに向けて！Zoom操作の基本を確認しましょう	2	0	2
館山	オンライン	春の彩りとときめきお弁当(^_^)	13	0	13
館山	オンライン	おしゃれ上級者の春夏コーデ(^_^)☆	12	0	12
野田	オンライン	【野田・館山合同企画】*子ども食堂ってどんなところ？	11	0	11
野田	オンライン	「ストップ温暖化！家庭の節約術を気軽に学びましょう」	8	0	8
柏	オンライン	【柏・松戸合同企画】みんなで作ろう♪こいのぼりの押しずし	16	12	28
柏	オンライン	【柏・松戸合同企画】冷凍梅で梅シロップと梅ビネガー作り	10	0	10
印西	オンライン	【印西・習志野合同企画】エコラップ学習会	27	0	27
印西	オンライン	【印西・習志野合同企画】動物性不使用・米粉のキャロットケーキ	30	0	30
松戸	オンライン	【柏・松戸合同企画】冷凍梅で梅シロップと梅ビネガー作り	16	0	16
松戸	オンライン	【柏・松戸合同企画】簡単♡胃もたれ知らずなドーナツ作り	19	0	19
習志野	オンライン	ようこそ!! はじめてのZoom	1	0	1
習志野	オンライン	【印西・習志野合同企画】ベビーマッサージ&離乳食	14	14	28
稲毛	オンライン	つくり手の想いを聞いてみよう まるや八丁味噌学習会&味噌蔵見学	19	0	19
稲毛	オンライン	知るだけでもっと美味しく楽しめる！家飲み*ビール&ワイン	18	0	18



事業所	場所	企画名	大人	子ども	合計
千葉	オンライン	知って納得！簡単・便利なお掃除グッズと使い方のコツ♪	17	0	17
千葉	オンライン	お家でできる簡単セルフケア♪	17	0	17
東金	オンライン	親子企画第2弾♪メロンパンをみんなで作りましょう♪	24	15	39
東金	オンライン	☆学習会☆おしえて河村屋さん！キムチとらっきょうの素材や製法のこだわりについて	10	0	10
館山	オンライン	～美容と健康に♪～ おいしいお蕎麦の秘密を学ぼう！	17	0	17
館山	オンライン	はじめてのZoom ～きほんのき～	3	0	3
野田	オンライン	【野田・館山合同企画】旬を味わう☆梅ビネガーづくり	12	0	12
野田	対面	液体石けんでハーバリウムを作ろう！	11	0	11
野田	対面	初めてのZOOM	4	0	4
柏	オンライン	【柏・松戸合同企画】父の日にチョコブラウニー	21	0	21
柏	オンライン	【柏・松戸合同企画】火災保険・地震保険	11	0	11
柏	対面	お待たせしました！井戸端会議♪	5	0	5
印西	オンライン	【印西・習志野合同企画】産直青梅で作る梅ビネガーとアレンジレシピ	9	0	9
印西	対面	自然素材の虫よけアロマジェル	11	0	11
松戸	対面	ワイヤークラフト	10	0	10
松戸	オンライン	【柏・松戸合同企画】わかめの「いいこと」聞いてみよう♪	19	0	19
習志野	オンライン	はじめてのZoom	7	0	7
習志野	対面	オンラインに初挑戦の方をサポートします。アプリのダウンロードから始めよう！	1	0	1
習志野	対面	色々使えます♪梅干しを作ってみよう！	8	0	8
習志野	オンライン	【印西・習志野合同企画】パニーニも作れちゃう。産直小麦のホットケーキミックス学習会	17	0	17
稲毛	対面	旬を楽しむ季節の手仕事。こだわりの材料で*梅シロップづくり	10	0	10
稲毛	オンライン	こころの栄養、足りてますか？ストレスと上手につき合う*セルフコントロール術	22	0	22
稲毛	オンライン	オーラルケア学習会。正しいブラッシングで歯周病を予防しましょう！	7	0	7
千葉	対面	楽しい梅仕事♪簡単・梅干し作りに挑戦!!	10	0	10
千葉	オンライン	お酢の効能！発酵のチカラ！すし酢DEピクルス作り	18	0	18
東金	オンライン	青梅で梅シロップと梅ビネガー作り	12	0	12
東金	オンライン	☆学習会☆お出汁で乾杯！昆布の魅力に迫ろう	14	0	14
館山	オンライン	夏肌癒しのスキンケア学習会	6	0	6
館山	対面	家庭でできるおうち節約術♪	5	0	5
野田	オンライン	【野田・館山合同企画】たすけあい活動助成金企画「認知症のひとにわたしができること」	11	0	11
野田	対面	今だから無駄のない保障を考えましょう。	3	0	3
柏	オンライン	ラップでフルーツゼリー	14	0	14
柏	対面	親子でチャレンジ♪牛乳パック工作とリサイクルのお話	2	2	4
印西	オンライン	【印西・習志野合同企画】産直連続講座・ゼスプリインターナショナル	14	0	14
印西	対面	映画上映会「いただきます2 オーガニック給食編」	13	1	14
松戸	対面	石けんハーバリウム	13	0	13
松戸	オンライン	【柏・松戸合同企画】夏休み親子企画「おにぎらず」を作ろう△	13	17	30
習志野	オンライン	はじめてのZoom	1	0	1
習志野	オンライン	【印西・習志野合同企画】り・さいくりんぐトイレトペーパー学習会と紙すき体験	7	0	7
習志野	対面	オールステンレス包丁 千の葉 Thousand leaves で包丁研ぎ体験	3	0	3
稲毛	対面	心と身体を健やかにストレッチ&ヨガ	7	0	7
稲毛	オンライン	美味しい&ヘルシー&楽しい！プロが教える*海藻講座	16	0	16
千葉	対面	ボール&タオルでストレッチ。筋肉貯筋ははじめませんか？	8	0	8
千葉	オンライン	【夏休み企画】デコページでマイバッグ作り	15	9	24
東金	オンライン	☆学習会☆お料理セットの便利さをお伝えします！	5	0	5
館山	対面	簡単！押し花コースターを作ってみよう♪	9	0	9
野田	対面	【夏休み親子環境企画】リサイクルをみてみよう～牛乳パックの旅～	5	7	12
柏	オンライン	夏休み親子企画「森のヒミツと竹笛づくり」	15	27	42
柏	対面	手作りしよう♡ハーブ石けん♪	9	9	18
印西	オンライン	親子で学べる♪ オンライン憲法カフェ	5	3	8
印西	対面	親子で体験！非常時のことを想像してみよう。お菓子バッグ作りのワークショップ	1	2	3
松戸	オンライン	夏休み親子企画「手打ちうどんを作ろう！」	16	25	41
松戸	対面	キッチン・すっきり収納術	7	0	7
習志野	オンライン	はじめてのZoom	4	0	4
習志野	オンライン	トイレトペーパーの旅&紙すき体験	11	13	24
習志野	オンライン	親子科学実験教室	15	21	36
稲毛	オンライン	夏休み親子学習 食品添加物ってなあに？&サイダーを作ってみよう！	18	26	44

事業所	場所	企画名	大人	子ども	合計
稲毛	対面	夏休み親子学習 地球のために考えよう*海のゴミとプラスチック問題	5	5	10
稲毛	対面	食について考えてみませんか?『もったいないキッチン』上映会	13	3	16
千葉	オンライン	ホットケーキミックスでちぎりパンを作ろう♪	14	11	25
千葉	対面	牛乳パックの旅&牛乳パック工作	2	2	4
東金	対面	☆親子企画☆ ニッセの森で自然を楽しもう!!	6	10	16
東金	オンライン	【産直連続講座】水保不知火から圃場見学やトマトの魅力・オリジナルのレシピを紹介します♪	7	1	8
館山	オンライン	ヘルシー de おいしい☆こだわり豆腐の秘密	13	0	13
館山	対面	【夏休み親子環境企画】リサイクルってなあに?*牛乳パックの旅*	2	2	4
野田	オンライン	おかあさんは科学者!	14	18	32
野田	対面	みんなであそぼう ピアノと楽しく音楽あそび	2	2	4
柏	オンライン	とっても美味♪漁師がつくった釜揚げしらす	7	0	7
柏	対面	フードバンクってどんなところ?	3	0	3
印西	対面	ハーブ手作り石けん	7	2	9
印西	オンライン	便利つゆ ほんもの実感メーカー学習会	33	0	33
松戸	オンライン	産直連続講座 JA新潟かがやき	9	0	9
松戸	対面	牛乳パックでカルトナーージュを作りましょう♪	5	0	5
習志野	オンライン	はじめてのZoom	2	0	2
習志野	対面	オンラインに初挑戦の方をサポートします。アプリのダウンロードから始めよう!	1	0	1
習志野	オンライン	～税金と社会保険の壁を学ぼう～あなたにとってのベストな働き方	26	0	26
習志野	対面	私だけのパースデアイロマ	18	3	21
稲毛	オンライン	愛犬には元気に長生きしてほしい!シニア犬との暮らし方	11	0	11
稲毛	対面	自分だけの香りが見つかる!パースデアイロマ*ワークショップ	10	1	11
千葉	対面	オンラインに初挑戦の方をサポートします。ZOOMアプリのダウンロードから始めよう!	1	0	1
千葉	オンライン	【たすけあい助成金企画】お家でムリなく体幹トレーニング	24	0	24
千葉	対面	マスクチャーム作り♪マスクもかわいくおしゃれに	8	0	8
東金	対面	☆光に透けると美しい☆トランスパレントスターを作ろう♪	2	0	2
東金	オンライン	おうちで簡単!!フルーツ大福を作りましょう♪	16	5	21
館山	対面	はじめてみよう! Zoom	1	0	1
野田	オンライン	いろいろ野菜のハロウィンレシピ☆	17	0	17
野田	対面	今から始める元気な体作り	7	0	7
野田	対面	簡単おしゃれな紙バンドリース作り&年末商品アレンジレシピ	6	0	6
柏	オンライン	のり巻きを巻いてみよう!&おしゃれ助六♪	9	0	9
柏	対面	みつろうdeエコラップを作ろう♪	16	0	16
印西	対面	身近な物を使って、エコでかわいいギフトラッピング	4	0	4
印西	オンライン	キノコと発酵食品をさらに美味しく～菌活のご提案～	19	0	19
松戸	対面	お好みの香りでアロマスプレーを作りましょう♪	13	2	15
松戸	オンライン	キレイと元気のための食べ方、暮らし方	14	0	14
習志野	オンライン	はじめてのZoom	3	0	3
習志野	オンライン・対面	教えて?!「子ども食堂」のこと♪	14	0	14
習志野	オンライン	全身くまなく動かせます!本気のラジオ体操	18	0	18
稲毛	対面	親子で工作*ハッピーハロウィン。ジャック・オー・ランタンバッグを作ろう!	3	3	6
稲毛	オンライン	自分で出来る!お手入れのコツ。切れ味復活*包丁研ぎ講座	20	0	20
稲毛	対面	ナチュラルアロマで癒される♪手作りハーブ石けん	7	0	7
千葉	対面	オンラインに初挑戦の方をサポートします。ZOOMアプリ ダウンロードからの体験会	2	0	2
千葉	オンライン	【産直連続講座】平飼いたまごの美味しさの魅力に迫ります♪	9	0	9
千葉	対面	ハーブ香る手作り石けん♪	7	0	7
東金	対面	☆みんなで楽しく☆ダンスで運動不足を解消しましょう♪	6	0	6
東金	オンライン	☆米粉を使って☆グルテンフリーのオリジナルレシピをご紹介します	27	0	27
館山	対面	～美容のプロに学ぶ～美人をつくるメイク術	10	0	10
野田	オンライン	産直連続講座 教えて!奥中山高原農協乳業さん	11	0	11
野田	オンライン・対面	聞いてみたい!家事支援ができること。	5	0	5
柏	対面	座ってできる♡身体リフレッシュ!	5	0	5
柏	オンライン	【たすけあい助成金企画】肩こり&腰痛改善エクササイズ ～コロナ禍でのホームトレーニング～	24	0	24
印西	対面	馬ってどんな動物?! 親子でふれあい体験♪	11	6	17
印西	オンライン	親子のコミュニケーションが上手にいく「自分らしさ」講座	12	0	12
松戸	対面	ゆったりヨガでリラックス♪	10	0	10
松戸	オンライン	意外と簡単?!手作りニョッキを作りましょう♪	13	1	14

事業所	場所	企画名	大人	子ども	合計
習志野	対面	もったいない制服。制服リユースでSDGs	3	0	3
習志野	オンライン	キッチン収納の極意♪	41	0	41
稲毛	対面	自然な彩りを楽しむ。押し花*ワークショップ	11	0	11
稲毛	オンライン	こだわりのパン作り現場へGO！美味しさ実感*パルブレッド学習会	13	0	13
千葉	オンライン	プラセンタオールインワンジェル&マスクメイクのポイント	11	0	11
千葉	対面	おうちを素敵に飾る★クリスマスリース作り	14	0	14
東金	オンライン	石けん簡単活用術♪パルの石けんマスターになって、掃除を楽しもう♪	11	0	11
東金	対面	子ども食堂について	4	0	4
館山	オンライン	ふわっと簡単♪お好み焼き粉のいろいろアレンジ	12	0	12
館山	対面	～大切な人に贈る～絵手紙で年賀状	5	0	5
野田	対面	みんなであそぼう！ミニクリスマス会	4	5	9
野田	対面	色を味方に-5才！ストールの巻き方レッスン	9	0	9
柏	オンライン	見て！食べて！楽しいクリスマスカップ寿し♪	10	0	10
柏	対面	～世界の平和を祈りながら～ミニクリスマスリースを作ろう☆	6	0	6
印西	対面	クレイとアロマで♪自然派*手作り歯みがき	2	0	2
松戸	オンライン	安心で美味しい！ノンカップ麺学習会	16	0	16
松戸	対面	とろとろクリーム石けんでお掃除しましょう♪	8	0	8
習志野	オンライン	はじめてのZoom	4	0	4
習志野	対面	ハーブの手作り石けん♪	8	0	8
習志野	オンライン	便利つゆde手作りドレッシング&簡単！おもてなしサラダ	20	0	20
稲毛	オンライン	意外に簡単！パル商品を活かして華やかなクリスマス料理♪	17	0	17
稲毛	対面	材料3つで気軽にトライ！ポリ袋のできる*手作りみそ	16	0	16
千葉	対面	使いこなそう!!便利なアルカリウォッシュ（セスキ炭酸ソーダ）&石けんハーバリウム作り	8	0	8
千葉	オンライン	クリスマスのケーキサレ&ミニツリー作り☆彡	18	0	18
東金	対面	☆キラキラ☆スノードームを作ろう♪	8	0	8
東金	オンライン	簡単！ローストビーフの美味しい作り方を紹介します☆クリスマスやお正月にも♪	29	0	29
館山	対面	【親子企画】 みんなであそぼう！楽しいクリスマス☆	1	2	3
館山	対面	私だけのハーブ石鹸を作ろう♪	10	0	10
野田	オンライン	ホットケーキミックスで簡単！天使の誘惑クッキー	20	0	20
野田	オンライン・対面	【福祉・たすけあい活動助成金企画】 *楽しく学ぶ～我家に合った備え～	6	0	6
野田	対面	元気な体作り第二弾！体幹を鍛えてリフレッシュ！	4	0	4
柏	対面	ワイヤークラフトで壁飾り♪	11	0	11
柏	オンライン	とってもなかよし♡麴とわたしたち	30	0	30
印西	対面	はじめてのバランスボール講習会	13	0	13
印西	オンライン	ほんものを味わう 産直小豆ゆであずき学習会	23	0	23
松戸	オンライン	和菓子のようなロールケーキ作り	13	0	13
松戸	対面	パルの「から揚げ」 ちょっと試してみませんか？	6	0	6
習志野	オンライン	はじめてのZoom	1	0	1
習志野	対面	ポリ袋でお手軽仕込み♪大豆ドライパックで作る手作りみそ	13	1	14
稲毛	オンライン	サポーターさん直伝！我が家のお手軽クッキー&ヘルシーブラウニー	16	0	16
稲毛	対面	お花のプローチを作ろう！第4弾伝統工芸体験*つまみ細工	8	0	8
千葉	対面	ZOOMアプリ ダウンロードからの体験会	0	0	0
千葉	オンライン	～もっと気軽に手作りみそ～大豆ドライパックで作る簡単！袋みそ	19	0	19
千葉	対面	具材たっぷり！ごま香る和風豆乳生パスタ&おすすめパル商品試食会♪	9	0	9
東金	対面	☆玄関がぱっと華やく☆冬の玄関リースを作りましょう♪	10	0	10
東金	オンライン	☆ホットケーキミックスで☆ふわふわ♡簡単スフレパンケーキを作りましょう♪	25	0	25
館山	対面	さつまいものおいしいお話ししてみよう♪	5	0	5
館山	対面	～サステナブルってなあに？～みつろうエコラップでSDGs	6	0	6
野田	対面	一緒に作る～癒しの香りハーブ石けん～	8	0	8
野田	対面	♡針仕事 「おしゃれな木の実のプローチ」	8	0	8
柏	対面	バナナうんちで元気な子！	3	4	7
柏	オンライン	気になる米粉♡	29	0	29
印西	オンライン	甘酒と酒かすでヘルシー&ビューティーライフ	28	0	28
印西	対面	はじめて挑戦！ポリ袋で手づくりみそ	8	0	8
松戸	対面	みそフェス2023 簡単！お手軽みそ作り	23	0	23
松戸	オンライン	ひなまつり♡カップケーキ作り	19	0	19
習志野	オンライン	はじめてのZoom	2	0	2

事業所	場所	企画名	大人	子ども	合計
習志野	対面	プレ笑学校。介護予防教室	4	0	4
習志野	オンライン	一度使ったらやめられない!?パルシステムのふっくらお好み焼き粉	13	0	13
稲毛	オンライン	マネーの知識を身につける！【NISA & つみたてNISA】入門講座	48	0	48
稲毛	オンライン	愛猫には元気に長生きしてほしい！シニア猫との暮らし方	6	0	6
稲毛	対面	ひな祭りのおもてなしに♪手づくり＊いちご大福	8	2	10
千葉	オンライン	☆福祉・たすけあい活動助成金企画☆【親子講座】睡眠の不思議を知ろう！	7	3	10
千葉	対面	ZOOMアプリ ダウンロードからの体験会	0	0	0
千葉	対面	気持ちも華やぐ♪春色のコサージュ作り	8	0	8
千葉	オンライン	使える！便利！パルシステムのフレークルウ♪	14	0	14
東金	オンライン	☆春を先取る☆和菓子♡さくら餅のご紹介	20	0	20
館山	オンライン	知ってなっ得！おいしい乾物の基礎知識	27	0	27
館山	対面	簡単お手軽！はじめての味噌づくり♡	10	0	10
野田	オンライン	災害時、乳幼児のための備え	8	0	8
野田	対面	ロコモ体操～運動が苦手でも大丈夫！	5	0	5
柏	対面	お赤飯のおにぎりでおひなさまデコ♪	4	1	5
柏	オンライン	産直米から作った「ナチュライス」学習会	16	0	16
印西	オンライン	子どもと一緒に手作りおやつ	13	14	27
印西	対面	一緒に体験！包丁とぎ & アプリとネット	7	0	7
松戸	対面	果肉たっぷり☆パルシステムのジャム♪	9	0	9
松戸	オンライン	おいしさ長持ち♪ロングライフパン	31	1	32
習志野	オンライン	はじめてのZoom	4	0	4
習志野	対面	避難所運営ゲーム HUG体験	5	0	5
習志野	対面	映画上映会「マイクロプラスチックストーリー」	15	9	24
稲毛	対面	どんな色が似合うかしら？パーソナルカラーを知って印象アップ！	8	0	8
稲毛	対面	知って自分の身を守る！女性のための＊防犯対策&かんたん護身術	18	1	19
千葉	対面	ZOOMアプリ ダウンロードからの体験会	1	0	1
千葉	対面	ボール&タオルでストレッチ♪	10	0	10
千葉	オンライン	人気のカヌレをお家で作ろう♪	22	1	23
東金	オンライン	発酵食品で体元気！色々なみそ漬けをご紹介します♪	27	0	27
東金	対面	大切な思い出を残そう♪素敵なフォトフレームを作しましょう	5	1	6
館山	対面	自分の魅力大発見！パーソナルカラーを見つけましょう♪	14	0	14
合計			2,706	328	3,034

## ■大型イベントの参加者数

開催日	通称	場所	参加世帯数
7/ 9 (土)	子育てフェスタ	柏の葉カンファレンスセンター	約400世帯
10/ 9 (日)	商品展示会	ホテルグリーンタワー幕張	約800世帯
合計			約1,200世帯

## ■家庭教育学級・出張授業（開催なし）



■ LPA 講座 (オンライン)

(単位：人)

開催日	曜日	講座名	参加数			保育
			組合員	員外	計	
4/22	金	私にとってベストな働き方とは	28	0	28	0
5/25	水	教育費・奨学金	7	0	7	0
6/24	金	長生きに備えるセカンドライフ	19	0	19	0
7/14	木	消費者問題を一緒に学ぶ	12	0	12	0
7/26	火	自転車保険と個人賠償責任	3	0	3	0
10/27	木	シニアの住まいを考える	8	0	8	0
11/ 4	金	おしゃべりカフェ「知らないと怖い消費者トラブル」	7	0	7	0
12/14	水	おしゃべりカフェ「値上げに負けない家計節約術」	17	0	17	0
1/23	月	源泉徴収・確定申告	35	0	35	0
2/27	月	教育費と奨学金	19	1	20	0
3/20	月	相続と空き家問題	26	2	28	0
合計			181	3	184	0

■ JFSAとの活動について

NPO法人JFSAは、スラムに暮らす子どもの自立を支えるため、日本国内で古着や毛布、バッグなどを回収しパキスタンの人々と協力しながら、古着のリユース販売を日本とパキスタンで行っています。

パキスタンで販売して得た利益は、スラムにある学校『アル・カイルアカデミー』の運営費になります。

パルシステム千葉はJFSAと連携して平和国際交流を行うために衣類の回収支援協力と呼び掛けています。

【回収実績】

	2021年6～9月	2021年10～12月	2022年1～5月	合計
回収量 (kg)	6,212.4	5,693.8	3,143.6	15,049.8
参加人数 (人)	421	746	411	1,578
	2022年6～9月	2022年10～12月	2023年1～3月	合計
回収量 (kg)	4,525.3	3,611.5	2,145.2	10,282.0
参加人数 (人)	498	445	290	1,233

(2) 機関運営の充実

■ 総代・組合員との意見交換の場一覧

企画名	開催月	参加人数		内容
		2021年度	2022年度	
くらしトーク・トーク～総代会議案説明会～	5月	98	135	総代会議案を説明・理解を深める場
総代オリエンテーション「なるほど！総代教室」	10月	79	104	総代の学習会・交流の場
くらしトーク・トーク～上半期報告会～	11月	113	167	上半期の成果・課題を報告・意見交換する場
パルdeおしゃべり～オンライン①～	7月	25	11	組合員参加のきっかけの場
パルdeおしゃべり～オンライン②～	9月	17	19	組合員参加のきっかけの場
パルdeおしゃべり～オンライン③～	12月	34	16	組合員参加のきっかけの場
くらしトーク・トーク～方針検討会～	2月	114	166	次年度方針等を説明・意見交換する場

■ 総代会出席状況

企画名	開催月	総代総数	出席人数				内容
			本人出席	書面出席	委任出席	合計	
第32回 通常総代会	6月	345	14	324	0	338	総代会議案の提案・議決の場
第33回 通常総代会	6月	344	38	303	0	341	総代会議案の提案・議決の場

## ■ 2022年度理事会審議事項・協議事項

開催回	開催日	議 題	
第12回	4月27日	審議	2022年度事業・活動方針（案）変更の件
			2021年度理事評価確定の件
			パルシステム生活協同組合連合会との分担費等に関する覚書締結及び保証供給剰余率（保証GPR）決定の件
			2022年度損益予算（最終案）承認の件 申請及び稟議規程改定の件
第13回 （臨時）	5月9日	審議	2021年度決算関係書類等承認の件
第14回	5月25日	審議	2022年度総代定数および選挙区決定の件 「相談窓口運用規程」改定の件
第1回	6月29日	審議	第16期・2022年度理事報酬額決定の件
第2回	7月27日	審議	他団体への役員候補推薦に関する専決の件
第3回	8月24日	審議	2022年度パルシステム連合会への出資金増資の件
			2022年度パルシステム連合会への預け金上限額設定の件
			パルシステム千葉創立30周年記念組合員感謝値引き実施の件
第4回	9月28日	審議	「パートナー職員就業規則」「福祉専門パートナー職員就業規則」改定の件
			「慶弔見舞金規程」改定の件
			「こども・若者未来基金」への組合員募金実施の件
第5回	10月26日	審議	2023年度パルシステム千葉コミュニティ活動助成基金運営委員会の設置と委員委嘱および助成総額上限額決定の件
第6回	11月23日	審議	審議事項はありませんでした。
第7回	12月21日	審議	審議事項はありませんでした。
第8回	1月25日	審議	第17期地方区理事定数および選任区域決定の件
			地方区理事推薦委員会の委員選任の件
			「福祉専門職員賃金規程」「福祉専門職員退職金支給規程」改定の件
			生協役員賠償責任保険制度継続更新の件
		株式会社パルシステム電力新規募集株式（普通株式）取得の件	
協議	2022年度事業活動のまとめ一次案		
	2023年度事業活動方針一次案		
第9回	2月22日	審議	他団体への役員候補推薦の件
		協議	2022年度事業活動のまとめ二次案
			2023年度事業活動方針二次案
第10回 （臨時）	3月8日	審議	地方区理事推薦委員会に提案する地方区理事推薦候補者決定の件 「トルコ・シリア地震緊急支援募金」専決の件
第11回	3月29日	審議	2022年度事業・活動まとめ（案）承認の件
			2023年度事業・活動方針（案）承認の件
			定款変更の件
			みなし自由脱退対象者承認の件
			第34回通常総代会招集の件
			2023年度無店舗事業・店舗事業・夕食宅配事業・家事支援事業・介護事業年間営業日程決定の件
			パルグリーンファーム株式会社との役員の自己取引・利益相反取引承認の件
			第17期全体区理事定数および監事定数決定の件
他団体への役員候補推薦の件 「パルシステム千葉コミュニティ活動助成基金規程」改定の件			

## ■ プレスリリース発信一覧

掲載日	概 要
2022年 4月 6日	パルシステム千葉が創立30周年を迎えました これからも組合員や地域の皆さまとともに
2022年 4月 8日	のだ中根店へフードドライブBOX設置 地元住民から寄せられた食品を地元の子ども食堂へ寄贈
2022年 4月11日	パルシステム千葉創立30周年記念 特別企画弁当「春の赤飯御膳」を1日限定販売
2022年 5月 3日	～パルシステム千葉の産直交流～ 「ビタミンいっぱい！グリーン収穫祭」を開催しました！
2022年 5月 6日	家庭に眠る食品で困窮者支援 2021年度は6.1tに 22年度は5月に実施 仕分けボランティアも募集

掲載日	概要
2022年 5月19日	衣類のリユースでパキスタンの子どもたちを支援 寄贈した衣類や毛布などは20年間で200トン以上に
2022年 5月20日	今年で22回目 助成総額 63,228,437円 「パルシステム千葉コミュニティ活動助成基金 2022年度授与式&報告会」を開催します
2022年 6月 3日	【第2弾】「パルシステム千葉」創立30周年記念 特別企画弁当「スタミナ御膳」を1日限定販売
2022年 6月 8日	直営農場での農作業を通じて産直を学ぶ パルファーマーズ～職員一人ひとりが生産者～
2022年 6月14日	生活協同組合パルシステム千葉 第33回 通常総代会終了のご報告
2022年 7月12日	～2年ぶりの会場開催～ パルシステム千葉子育てフェスタを開催しました。
2022年 8月 2日	ヒロシマとオンラインで結び 被爆したピアノで奏でる平和のしらべ
2022年 9月 5日	【第3弾】「パルシステム千葉」創立30周年記念 特別企画弁当「秋の行楽御膳」を1日限定販売
2022年 9月 6日	「子ども記者」のフードバンク新聞が完成 県内の小学生が取材
2022年 9月20日	10/3（月）からフードドライブ 生協の宅配インフラで食品を回収 フードバンク・千葉県内生協合同キャンペーン
2022年10月13日	3年ぶり、実開催に約800名の方が来場！ ～パルシステム千葉商品展示会 超えフェス2022～を開催しました！
2022年10月24日	10月24（月）から「こども・若者未来基金」の募金を開始 児童養護施設などからの“卒業後”を応援 県内3生協が連携し5年間で94人を応援
2022年12月19日	地域で課題解決に取り組む多様な人たちを応援 「パルシステム千葉コミュニティ活動助成基金」公募開始
2022年12月26日	創立30周年を記念して、記念誌を発行しました
2023年 1月16日	～今も苦しむ人たち 水俣と福島から考える～ 「フクシマを考えるフォーラム2023」を開催します
2023年 1月31日	持続可能な再生可能エネルギーへ転換を 政府の原子力政策へ意見4件を提出しました
2023年 2月20日	3/2（木）4年ぶりの会場開催！生産者・消費者・生協職員が語り合う みんなで未来へ 超えてく！『リアル（本音・現実）で話そう！産直トーク!!』
2023年 2月22日	3月4日（土）「パルシステムのつどい@プラス」実参加・オンライン同時開催 組合員と市民活動団体との連携で多様な体験の場を提供

### (3) 「もっといい明日へ 超えてく」運動の推進

#### 主な産直農体験交流一覧（年間登録企画、通常企画、生消協主催、産直産地以外、パルグリーンファーム）

##### ■ 農体験交流

産地名	内容（開催月）	参加組合員数
(有)ちば緑耕舎	4回連続1回目『生き物とふれあうたんぼ体験』田植え（5月）	9世帯34名
(有)ちば緑耕舎	4回連続2回目『生き物とふれあうたんぼ体験』草取り（6月）	8世帯28名
(農)佐原農産物供給センター	4回連続1回目『まるごと佐原おやさい教室』土づくり（7月）	7世帯23名
(株)八街産直会	夏野菜の収穫体験とぶち夏まつり（7月）	9世帯23名
(農)和郷園	THE FARM体験（7月）	1世帯 3名
(農)村悟空	夏やさい収穫体験（7月）	10世帯35名
(農)佐原農産物供給センター	4回連続2回目『まるごと佐原おやさい教室』種まき（8月）	7世帯24名
(有)ちば緑耕舎	予約登録米 登録者限定 稲刈り体験（9月）	12世帯39名
(有)ちば緑耕舎	4回連続3回目『生き物とふれあうたんぼ体験』稲刈り（9月）	9世帯35名
秋田南部圏食と農推進協議会	秋田南部圏『稲刈りとりんご狩り』（9月）	4世帯11名
(農)佐原農産物供給センター	4回連続3回目『まるごと佐原おやさい教室』間引き（10月）	8世帯27名
(有)サンドファーム旭	ハウスでミニトマト収穫！（10月）	10世帯37名
(農)土別農園	北の大地ごはんinPGF（11月）	7世帯14名
(農)佐原農産物供給センター	4回連続4回目『まるごと佐原おやさい教室』収穫（12月）	10世帯34名
(有)ちば緑耕舎	4回連続4回目『生き物とふれあうたんぼ体験』しめ縄リース作り（12月）	8世帯30名

## ■ パルグリーンファーム(株)

企画名	内容（開催月）	参加組合員数
グリーン収穫祭 AM・PM2部開催	葉物収穫（4月）	10世帯32名
グリーン収穫祭 AM・PM2部開催	葉物収穫（4月）	17世帯51名
じゃがいも収穫 AM・PM2部開催	じゃがいも収穫（6月）	26世帯84名
じゃがいも収穫 AM・PM2部開催	じゃがいも収穫（6月）	26世帯91名
さつまいも収穫 AM・PM2部開催	さつまいも・里芋収穫（10月）	23世帯69名
さつまいも収穫 AM・PM2部開催	さつまいも・里芋収穫（11月）	23世帯71名

## ■ オンライン産直交流

産地名	企画名（開催月）	参加世帯数
秋田南部圏食と農推進協議会	春の秋田オンライン散歩ツアー（5月）	15世帯
北見畜産	みんなで学ぼう！千葉のこめ豚学習会（8月）	10世帯
(農)村悟空	たんぼぼclub流農家れすとらん（10月）	9世帯
(有)寺島農場	若芽ひじき（12月）	20世帯
(農)佐原農産物供給センター	農め〜くらぶのおやさいかフェ（1月）	29世帯
千葉県漁業協同組合連合会	～気軽に手軽におさかなを食卓に！～（1月）	31世帯
秋田南部圏食と農推進協議会	秋田南部圏郷土料理講習	36世帯

## ■ パルシステム生産者・消費者協議会主催

企画名	内容（開催月）	参加世帯数
生消協県別交流会	生産者同士、また消費者である組合員と生協役職員の交流を図る都県別で開催される交流会（3月）	42世帯

## ■ 「産直連続講座」での産直産地交流（オンライン開催）

産地名	内容（開催月）	参加世帯数
(株)ゼスプリインターナショナル	キウイの安全性についての説明と使い方提案（7月）	15世帯
水俣不知火ネットワーク	有機トマトの圃場中継と有機栽培について（8月）	8世帯
JA新潟かがやき	新米の時期の田んぼからの中継、豆腐づくり（9月）	9世帯
JAやさと	鶏舎からの中継、エサの特色についての説明（10月）	9世帯
奥中山高原乳業株式会社	牛舎からの中継、牛乳を使用した調理提案（11月）	11世帯

## ■ 食の安全に関する学習会

企画名	内容（開催月）	参加世帯数
「Zoomで学ぼう！わたしのたべもの」 〈ゲノム編集〉	ゲノム編集の基礎知識、日本の現状について学ぶ（4月）	28世帯
「Zoomで学ぼう！わたしのたべもの」 〈セットセンター編〉	パルシステム青果の管理と流通について学ぶ（6月）	24世帯
「Zoomで学ぼう！わたしのたべもの」 〈お料理セット編〉	人気のお料理セットの紹介、品質保持について学ぶ（11月）	20世帯
「Zoomで学ぼう！わたしのたべもの」 〈遺伝子組換え表示編〉	2023年4月から変更される遺伝子組換え表示について学ぶ（3月）	28世帯

## ■ 産直サポーター活動

企画名	内容（開催月）	参加組合員数
産直サポーター説明会	活動説明、座談会（5月）	16名
パルグリーンファーム圃場整備	草取りと座談会（5月）	4名
パルグリーンファーム圃場整備	草取りと座談会（8月）	8名
パルグリーンファーム圃場整備	草取りと座談会（9月）	8名
パルグリーンファーム圃場整備	草取りと座談会（11月）	3名
パルグリーンファーム古民家大掃除	年末大掃除と座談会（12月）	7名
産直サポ座談会	活動報告、座談会、サポーター主催プレ企画（3月）	12名



## ■ 2022年度パルシステム千葉独自商品一覧

2022年度パルシステム千葉独自商品名	税込価格
パルシステム千葉のこめ豚 年間23回	775円/808円*
ちば緑耕舎・予約登録米 エコ・千葉こしひかり（無洗米） 5kg	1,931円
ちば緑耕舎・予約登録米 エコ・千葉こしひかり（無洗米） 3kg	1,170円

\*2023年3月5日より値上げ

## (4) くらしや地域の課題解決の推進

### ■ エネルギー政策学習会 開催一覧

	内容	参加人数
5月	「ストップ温暖化！家庭の節約術を気軽に学びましょう」	8名
	蜜蝋（みつろう）で作るエコラップ学習会	27名
6月	Hotな地球を救うには自分にできることから始めましょう！家庭でできる節約術	5名
7月	り・さいくりんぐトイレトペーパー学習会と紙すき体験	7名
8月	回収された牛乳パックが生まれ変わる様子を学び環境について考えましょう	12名
	トイレトペーパーの旅&紙すき体験	24名
	夏休みの自由研究に！竹笛の工作や「森のヒミツシート」を作り、親子で楽しく「森林」について学びましょう♪	42名
	地球のために考えよう*海のゴミとプラスチック問題	10名
	回収された牛乳パックが生まれ変わる旅の様子を学びます。牛乳パックを使った工作にも挑戦しましょう♪	4名
	リサイクルってなあに？*牛乳パックの旅*	4名
10月	みつろう de エコラップを作ろう♪	16名
1月	～サステナブルってなあに？～みつろうエコラップでSDGs	6名

### ■ 環境取り組み

回収品	リユースびん	AB パック	紙パック	カタログ	プラスチック類 (カタログ袋など)	卵パック	食材トレー	米袋	ペット ボトル
回収率	62.7%	20.8%	55.8%	87.4%	25.5%	73.6%	78.4%	36.4%	53.5%

### ■ CO<sub>2</sub>排出量 2,454t（抑制率107.8%）

未達成の要因：当初、下期より電気使用量コントロールの機器を活用して5%の削減を軸に目標設定していましたが、昨今の社会情勢の影響を受け、業者の機器調達が大幅に遅延したことで運用開始が2023年4月からになったことが主な要因です。

### ■ 太陽光発電稼働状況

発電所名	おひさま シェアリング（佐原）	習志野	印西	東金	松戸
年間発電量（kWh）	63,907kWh	10,278kWh	25,059kWh	43,867kWh	15,393kWh

### ■ 第10回フクシマを考えるフォーラム2023

開催日	開催内容	視聴人数
2/18 （土）	東京電力福島第一原発事故から、まもなく12年になります。12年たった今でも、苦しんでいる人たちがたくさんいます。「フクシマを考えるフォーラム2023」では映画「ミナマタ」と、甲状腺がん裁判の関係者の皆さまのお話から「ミナマタとフクシマ」をテーマに皆さんと考えました。	159名

## ■ 募金・署名の取り組み

名称	実施	募金額 (円) 筆数 (筆)	寄付先・提出先
こども・若者未来基金	11月	2,406,809円	社会的養護下のこどもたちへの自立の支援としておうえんだんを通じ給付
パルシステム千葉平和活動募金	新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員が実参加できる平和活動が中止となったため、募金活動は実施しませんでした。		パルシステム千葉で実施する平和の取り組み(組合員親子対象の平和活動企画など) 運営費用として活用
東京電力福島第一原子力発電所事故被災者応援金	通年	757,136円	パルシステム連合会で集約し福島原発事故被災者応援の取り組み(子どもたちの保養など)に活用
パルシステム給付型奨学金	通年	2,279,143円	「学び」の意欲を持ちながらも家庭環境や世帯の経済的理由等から進学が困難な若者の包括的支援を目的とした奨学金
トルコ・シリア地震緊急支援募金	2023年 2月27日～ 3月24日	97,131,253円 (パルシステム グループ全体)	2023年2月に発生したトルコ・シリア大地震に対して、人道的支援の立場からパルシステムグループで統一して組合員募金を実施し、人道的支援・救援活動等を展開する活動団体へ寄付

## ■ 2022年度コミュニティ活動助成基金交付団体 申請45団体 助成12団体 合計：2,995,242円

団体名	主な活動内容・エリア	助成内容
1 南流山子ども食堂の会	子ども食堂の運営、自然体験の提供(流山市)	貧困世帯の4歳～小1や発達障害児に対して自然体験を提供する。様々な体験をすることにより自尊心を育み貧困の連鎖を断ちます。自然観察ガイド謝礼、参加者の交通費・弁当代、チラシ印刷費などを助成します。
2 こども食堂 中山ごはん	子ども食堂の運営(船橋市、市川市)	子ども食堂の空白地域である中山地区「こども食堂」を設立します。冷蔵庫などの物品を助成します。
3 フードバンクISS	フードバンク活動(印西市、白井市)	食品や生鮮食料品等の寄贈者を開拓し、必要としている家庭や子ども食堂を把握します。食品ロスの削減と生活困窮世帯への支援を行います。スチール棚などの備品や事務機器等を助成します。
4 千葉ウィメンズヘルス研究会	産前産後の女性に対する体のケア講座(千葉県全域)	産後の女性が心身のトラブルを抱えた状態で就労することが減らせるよう、産前産後の心身のケアを行います。冊子印刷費、広告費等を助成します。
5 DOUなっつ	子育てサークルオンライン化事業(松戸市)	コロナ禍において、公共機関の閉鎖等による子育ての孤立に対応するため、子育てサークルのオンライン化を行います。オンライン化に必要な機器類を助成します。
6 特定非営利活動法人 COCO.NET	フリースクール まなびスペース COCOCARA	フリースクールが充実するよう多様な教育を取り入れます。また、オンラインや学舎の環境を整備します。各教材費、学舎の環境整備等を助成します。
7 特定非営利活動法人 日本語教育情報センター	日本語教育・日本語学習に関わる情報の収集と発信事業(千葉県全域)	外国人に対し、日本語教育・日本語学習に関わる情報の収集と発信を行います。ICTの活用支援や異文化交流なども行い、日常生活において言語による支障を軽減します。講師等の謝礼金、オンライン経費などを助成します。
8 南房総三芳・村のしろうと百姓塾	南房総の里山の恵みの収穫&田舎のお楽しみ体験(南房総市)	里山の保全・維持管理に取り組みながら、非農家の親子と自然に触れ汗を流し収穫の喜びを味わいます。運搬車の更新、材料費などを助成します。
9 布施新町いきいきネットワーク	みらいプロジェクト(柏市)	周辺地域よりも高齢化が進んでいる地域に対し、オンラインでのサロンと公園での健康体操を普及させ、町ぐるみでの健康維持管理を行います。オンライン用機材、体操用機材などを助成します。
10 Play Art Track	移動型のアートワークショップ事業(千葉市)	子どもたちに向けて、自然の素材を使い作る楽しみを提供できるアートワークショップを開催します。小型物置や工作用の道具を助成します。
11 特定非営利活動法人 ハイティーンズサポートちば	10代後半の若者へ支援と相談活動(千葉県西北部)	相談窓口の充実、食品配布、居場所作りなどを行うため講演会、相談会を実施します。講演会・相談会などの経費、広告費等を助成します。
12 特定非営利活動法人 千葉子ども家庭支援センター	フリースクール事業(千葉市)	フリースクールの環境を充実させ悩みを抱えている親や子が利用できる相談コーナーを開設します。コーナー設置の備品などを助成します。

## ■ パブリックコメント・意見書

月	パブリックコメント・意見書名	提出先
1月	今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)に対する意見	経済産業省資源エネルギー庁
	「原子力利用に関する基本的考え方」改定に対する意見	内閣府原子力政策担当室
	高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)に対する意見	原子力規制庁原子力規制部 原子力規制企画課
	「GX実現に向けた基本方針」に対する意見	経済産業省産業技術環境局

## ■自治体との見守り協定一覧

締結日	締結先行政	締結内容
2013. 3.15	佐倉市	佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業に関する協定書
2013.11. 5	市川市	市川市地域見守り活動に関する協定書
2014. 3.21	九十九里町	九十九里町高齢者見守りネットワーク事業覚書
2014. 7.17	白井市	白井市高齢者見守りネット協定書
2014. 8. 6	船橋市	船橋市地域見守り活動に関する協定書
2014. 9.16	千葉市	千葉市孤独死防止通報制度に係る協定書
2014.10. 1	野田市	地域住民の異変情報提供に関する協定書
2014.10. 2	鴨川市	鴨川市高齢者等見守りネットワーク事業協定書
2014.10. 8	山武市	山武市高齢者見守りネットワーク事業覚書
2014.10.16	南房総市	南房総市高齢者見守りネットワーク事業に関する協定書
2014.12. 8	一宮町	一宮町地域支援ネットワーク事業協力に関する協定書
2014.12.18	館山市	高齢者見守り事業に関する協定書
2015. 1.29	浦安市	浦安市高齢者見守りネットワーク事業覚書
2015. 3.26	柏市	柏市地域見守りネットワーク事業協定書
2015. 4.21	習志野市	習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定書
2015. 4.28	旭市	旭市高齢者見守りネットワーク協定書
2015. 5.11	成田市	成田市あんしん見守りネットワーク事業協力事業者届出書
2015. 6. 1	富里市	富里市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業に関する協定書
2015. 6. 1	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市地域見守り事業の協力に関する協定書
2015. 6. 4	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市高齢者見守りネットワーク事業覚書
2015. 6. 8	四街道市	四街道市高齢者見守り活動に関する協定書
2015. 6.11	市原市	いちほら高齢者見守りネットワーク事業協定書
2015. 6.12	八街市	八街市高齢者見守りネットワーク事業協定書
2015. 6.12	香取市	香取市見守りネットワーク事業への協力に関する覚書
2015. 6.15	東金市	東金市高齢者見守り事業協定書
2015. 6.17	松戸市	松戸市高齢者見守り活動に関する協定書
2015. 6.23	我孫子市	我孫子市高齢者等見守り活動に関する協定書
2015. 7.14	八千代市	八千代市高齢者見守りネットワーク活動に関する協定書
2015. 7.29	木更津市	木更津市高齢者見守りネットワーク事業覚書
2015.10. 6	印西市	印西市高齢者等地域見守りネットワーク事業に関する協定書
2015.10.14	匝瑳市	匝瑳市あんしん見守りネットワーク事業に関する覚書
2015.10.28	富津市	富津市高齢者見守り事業に関する協定書
2015.11. 9	東庄町	東庄町見守りネットワークに関する協定書
2015.11.17	芝山町	芝山町高齢者見守りネットワーク事業覚書
2015.11.25	大網白里市	大網白里市高齢者見守りに関する協定書
2015.11.30	多古町	多古町高齢者見守り活動に関する協定書
2015.12. 1	君津市	君津市高齢者見守りネットワーク事業覚書
2015.12. 1	白子町	白子町地域見守りネットワーク協力に関する協定書
2015.12. 1	長南町	長南町見守りネットワーク事業協定書
2015.12.14	栄町	栄町高齢者見守り活動に関する協定書
2016. 2. 1	神崎町	神崎町地域見守りネットワーク協力に関する協定書
2016. 3. 1	鋸南町	鋸南町高齢者見守り活動に関する協定書
2016. 3. 9	茂原市	茂原市高齢者見守りネットワーク事業に関する覚書
2016. 3.18	長生村	長生村高齢者見守り活動に関する協定書
2016. 9. 1	勝浦市	勝浦市高齢者見守りネットワーク事業協定書
2017. 3. 1	横芝光町	横芝光町高齢者見守りネットワーク事業覚書
2018.10.25	いすみ市	いすみ市高齢者見守りネットワーク事業
2021. 5.18	長柄町	長柄町高齢者見守り活動に関する協定書
2021. 5.27	酒々井町	酒々井町高齢者等見守りネットワーク事業に関する協定書
2021. 6.14	睦沢町	高齢者見守り事業協力に関する協定書
2021. 7. 1	銚子市	高齢者見守り活動に関する協定書
2021.10.25	流山市	流山市高齢者見守り活動に関する協定書

## ■ 平和活動、署名・募金活動の取り組み

開催月	内容	参加人数・参加世帯数・視聴人数
4月	「WFP国連世界食糧計画」から平和と貧困を考える	参加人数：25名
8月	【親子平和企画】「明子さんの被爆ピアノ～奏でる平和のしらべ～」	参加世帯数：140世帯
8月	ピースアクションinヒロシマ・ナガサキ * YouTube配信形式	累計9,100名
8月	千葉県連「子どもたちに平和な未来を2022 平和を願うバトンをつなごう！」～あの日の出来事から未来へ～	参加人数：50名
2023年3月	ピースアクションinオキナワ～第40回沖縄戦跡・基地めぐり～ * YouTube配信形式	参加人数：220名（当日視聴者数）
2022年8月から毎月	千葉県生協連関連 ウクライナ避難者支援「お茶しませんか」プロジェクト	累計331名

## ■ フードドライブの取り組み 第1回目：5月 第2回目：10月

寄贈実績：約4.8t 仕分け体験ボランティア参加人数：58名（計2回）

- 2022年度は、各センターで行う寄贈品の賞味期限別に仕分けする作業を初めて組合員にボランティア活動として呼びかけ、各センターで参加していただき、計2回合計58名の組合員が参加しました。

## ■ 生活困窮者支援の取り組み

生活に困窮する人たちが増え続けている状況を受け、パルシステム千葉では、困窮者支援に取り組む地域団体からの要請のもと、2022年4月～2023年3月までに7団体・のべ33回にわたり食料支援を実施しました。

## ■ 予備青果の寄贈

食品ロス削減および生活困窮者への食料支援の取り組みの一つであるパルシステムで取り扱う余剰となった青果物を地域団体へ寄贈する「予備青果提供の仕組み」は、2022年度からパルシステムすべての配送センターに月1回届けられる仕組みが整いました。パルシステム千葉では、3月末時点で7センターから子ども食堂ネットワーク等6団体へ予備青果を寄贈しています。

## ■ ふなばし子ども食堂ネットワークへの緊急食料支援について

ふなばし子ども食堂ネットワークが8月21日（日）～28日（日）の期間に開催した一人親世帯を対象にした「夏休みフードパントリー」に対し、「1世帯当たり3,200円、140世帯分」の食材を員外利用として供給しました。

## ■ ちばこどもおうえんだんと連携およびちばこどもおうえんだんが支援する若者への食料支援

- 「社会的養護の子どもたちのくらしと自立を考えるシンポジウム2022」を2回開催しました。
  - 1回目：9月27日（火）開催「子どもたちに寄り添って」（伴走者さんのお話）参加人数：30名
  - 2回目：10月9日（日）開催「野本三好先生の基調講演」参加人数：50名
- \* 2023年度も「こども・若者未来基金 報告会」（5月）と「シンポジウム」（9月～10月）を開催予定。
- 夏と冬にちばこどもおうえんだんが支援する若者へ食料支援を実施しました。

## ■ 他団体との地域連携の取り組み・一覧

地域	連携団体・行政	取り組み内容
千葉市	フードバンクちば、 ワーカーズコープちば、 淑徳大学コミュニティ政策学部 消費者法研究室	「SDGsを活かした地域コミュニティづくり」 コミュニティガーデンづくり、健康づくり、SDGs・消費者問題学習会、SDGs講座（会場： パルひろば☆ちば）、「わくわく体験まちづくりinちば」イベント開催 延べ参加人数：794名
流山市	NPO支援センターちば、 NPO法人東葛地区婚活支援ネットワーク	CO・OP共済健康づくり支援企画「食べて動いてみんなで作る“わがまち”プロジェクト」 地域づくりと中高年の健康づくりを目的に、「シニア食堂」、「シルバーピラティス」を開催。 （参加人数）シニア食堂：197名、シルバーピラティス：64名
野田市	野田市、NPO支援センターちば、 NPO法人東葛地区婚活支援ネットワーク	CO・OP共済健康づくり支援企画「食べて動いてみんなで作る“わがまち”プロジェクト」 *新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止
松戸市	松戸市・六実六高台地区実行委員会	居場所づくり「つどうde 6∞6」への参加。11月「つどうde 6∞6～めぐり体操」開催 （会場：にじいろばる松戸六実）
習志野市	習志野子ども食堂ネットワーク （2022年4月設立）	習志野子ども食堂ネットワークのサポート企業に登録し、小学校の夏休み、冬休みの期間に 実施されたフードパントリーへの食料支援



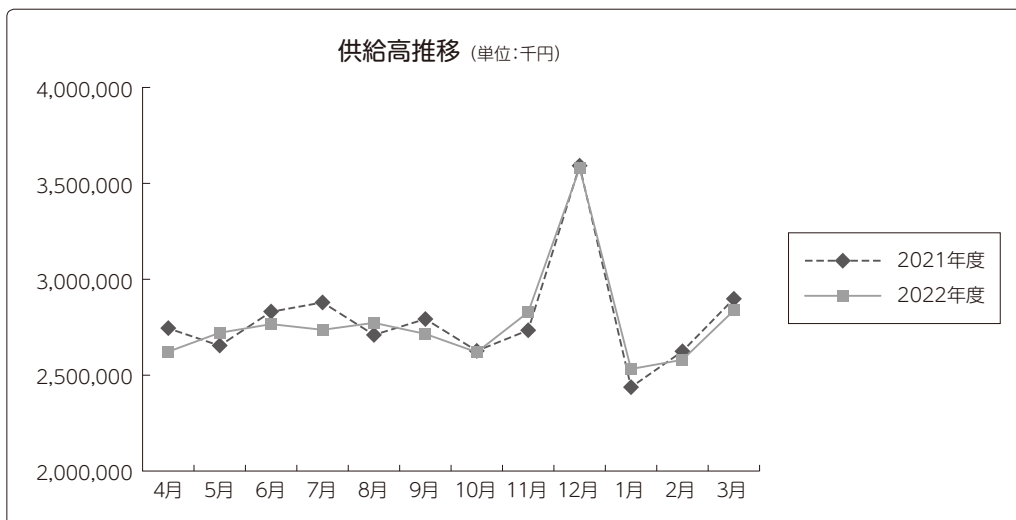
## 2. 事業経営

### (1) 無店舗事業の構造改革と強化

#### ■ 供給高推移

(単位：千円)

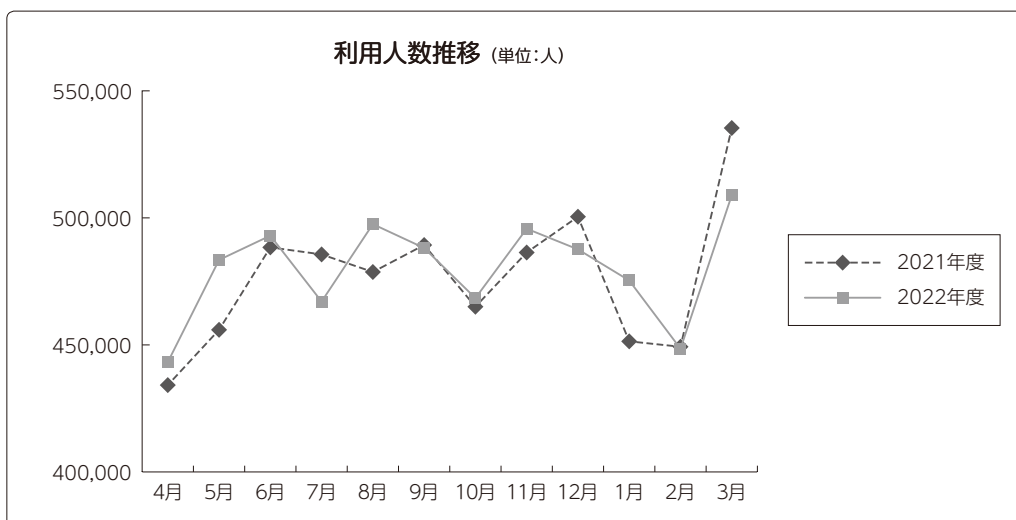
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021年度	2,744,041	2,653,424	2,830,445	2,879,178	2,709,764	2,792,552	2,626,503	2,734,080	3,592,076	2,437,345	2,624,145	2,898,165	33,521,724
2022年度	2,622,392	2,721,027	2,765,968	2,736,316	2,772,680	2,714,914	2,619,650	2,828,129	3,578,924	2,531,941	2,579,974	2,837,183	33,309,098
前年比	95.6%	102.5%	97.7%	95.0%	102.3%	97.2%	99.7%	103.4%	99.6%	103.9%	98.3%	97.9%	99.3%



#### ■ 利用人数推移

(単位：人)

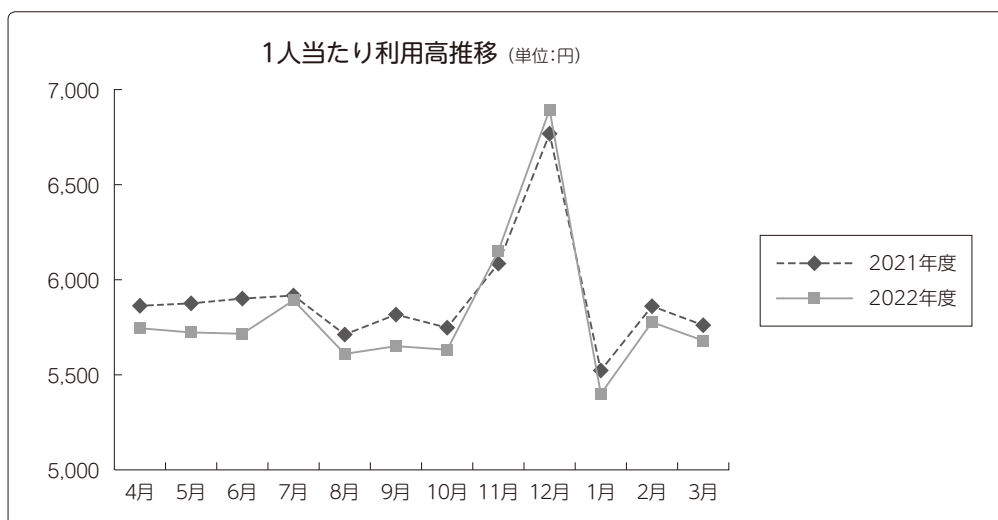
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021年度	434,181	455,939	488,394	485,621	478,701	489,315	465,034	486,371	500,459	451,405	449,274	535,377	5,720,071
2022年度	443,217	483,446	493,008	467,064	497,535	488,154	468,413	495,735	487,610	475,358	448,503	508,923	5,756,966
前年比	102.1%	106.0%	100.9%	96.2%	103.9%	99.8%	100.7%	101.9%	97.4%	105.3%	99.8%	95.1%	100.6%



## ■ 1人当たり利用高推移

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
2021年度	5,863	5,876	5,901	5,917	5,712	5,817	5,748	6,085	6,768	5,523	5,861	5,761	5,913
2022年度	5,745	5,723	5,716	5,892	5,610	5,651	5,632	6,152	6,894	5,400	5,777	5,680	5,836
前年比	98.0%	97.4%	96.9%	99.6%	98.2%	97.1%	98.0%	101.1%	101.9%	97.8%	98.6%	98.6%	98.7%



## ■ 仲間づくり実績・脱退実績・純増実績

(単位：人)

	2021年度	2022年度	前年比
加入	26,045	28,122	106.5%
脱退	16,527	19,442	117.6%
純増	9,518	8,680	91.2%

## ■ 各種キャンペーン実績 (予約登録米・大隅産うなぎ蒲焼)

	予約登録米	大隅産うなぎ蒲焼
実績	35,171袋	40,734個
買上率 (利用点数÷注文書配布数)	27.9%	32.0%

## ■ 個人パル・ふれんどパル・グループパルの登録者数

(単位：人)

	個人パル	ふれんどパル	グループパル
登録数	180,870	4,996	50,693
構成比	76.4%	2.1%	21.4%

## (2) 店舗事業の再構築

### ■ 店舗の事業実績

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	前年比 (差)	予算比 (差)
利用人数 (人)	236,052	223,189	94.6%	96.4%
客単価 (円)	2,029	2,046	100.8%	100.6%
供給高	377,966	355,411	94.0%	94.7%
事業総剰余金	123,985	119,896	96.7%	93.8%
事業経費合計	121,144	116,679	96.3%	92.1%
事業剰余金	2,840	3,216	376	2,210

※22年度移動販売助成金、受け取り手数料1,700千円は含まれていません。

### ■ まごころ便 [移動販売] 利用実績 (前年対比)

(単位：千円)

	2021年度	2022年度	前年比
利用実績	18,811	18,050	96.0%

### (3) 共済事業の推進

#### ■ 配布数に対するCO・OP共済保有率（前年比）

（単位：件）

	2021年度（実績）	2022年度（実績）	前年比
配布数	125,938	127,611	101.3%
保有数	75,853	78,045	102.9%
保有率	60.2%	61.2%	101.5%

※保有数：CO・OP共済〈たすけあい〉、〈あいぶらす〉、〈ずっとあい〉、〈火災〉合算

### (4) 介護事業の推進

#### ■ 実績

（単位：千円）

	2021年度	2022年度	前年比（差）	予算比（差）
福祉事業収入	168,327	235,249	139.7%	71.1%
経常剰余金	▲136,613	▲127,200	9,412	▲71,288

### (5) 夕食宅配事業の推進

#### ■ 利用人数推移（月次企画毎）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021年度	12,204	12,216	15,486	12,509	12,327	15,565	12,608	12,491	13,949	11,406	12,468	15,766	158,995
2022年度	12,603	12,240	15,720	12,637	15,514	12,545	12,693	12,728	15,511	12,019	12,509	15,522	162,241
前年差	399	24	234	128	3,187	▲3,020	85	237	1,562	613	41	▲244	3,246

#### ■ 食数推移（月次企画毎）

（単位：食）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
2021年度	13,613	13,599	17,308	14,045	13,729	17,309	14,035	13,896	15,553	12,651	13,893	17,494	177,125	14,760
2022年度	14,042	13,574	17,401	14,041	17,245	13,971	14,187	14,187	16,660	12,244	13,860	17,186	178,598	14,883
前年差	429	▲25	93	▲4	3,516	▲3,338	152	291	1,107	▲407	▲33	▲308	1,473	123

### (6) 家事支援事業の推進

#### ■ 供給高推移

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021年度	6,527	9,262	13,606	7,779	5,170	7,754	6,764	8,262	7,995	6,664	7,167	6,918	93,868
2022年度	7,009	8,849	12,151	8,289	7,818	7,950	8,892	9,714	10,584	6,431	6,762	8,062	102,512
前年差	482	▲413	▲1,455	510	2,648	196	2,127	1,453	2,589	▲233	▲405	1,144	8,644

※週単位の集計としています

#### ■ 利用人数推移

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021年度	633	756	1,054	699	592	808	679	728	829	660	609	765	8,812
2022年度	665	735	961	734	820	778	833	860	985	653	661	805	9,490
前年差	32	▲21	▲93	35	228	▲30	154	132	156	▲7	52	40	678

※週単位の集計としています

#### ■ 1人当たり利用高推移

（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
2021年度	10,311	12,252	12,909	11,129	8,732	9,597	9,962	11,348	9,644	10,097	11,769	9,043	10,566
2022年度	10,540	12,040	12,644	11,292	9,534	10,219	10,674	11,296	10,746	9,848	10,231	10,015	10,757
前年差	229	▲212	▲264	164	802	622	712	▲53	1,101	▲249	▲1,538	972	190

※週単位の集計としています

## 2022年度まとめ資料

無店舗事業	実績	計画比	前年比
新規加入	28,122	97.0%	106.5%
脱退	19,442	97.3%	117.6%
純増	8,680	96.3%	91.2%
登録組合員数	236,796	91.9%	102.9%
累計配布数	6,617,770	99.1%	101.5%
累計利用人数	5,756,966	98.7%	100.6%
平均一人当たり受注金額 (円)	5,836	99.8%	98.7%
平均一人当たり点数	13.2	—	96.7%
供給金額 (千円)	33,309,098	98.6%	99.3%

共済事業	実績	計画比	前年比
たすけあい保有数	60,339	101.0%	103.4%
あいぶらす保有数	12,740	—	102.5%
ずっとあい保有数	1,461	—	107.9%
火災共済保有数	3,914	—	105.0%
合計保有数	78,454	—	103.4%

夕食宅配事業	実績	計画比	前年比
新規登録	2,902	88.6%	148.3%
登録数	21,063	97.6%	48.7%
累計利用人数	162,241	98.0%	102.0%
累計食数	178,598	98.0%	100.8%
平均日当たり食数	3,435	98.0%	100.9%
平均一人当たり受注金額 (円)	3,281	99.7%	98.8%
供給金額 (千円)	526,209	96.9%	101.2%

店舗事業	実績	計画比	前年比 (差)
新規加入	54	—	▲27
脱退	371	—	▲80
純増	▲317	—	—
登録組合員	10,926	—	▲791
平均日当たり来店組合員数	615	—	▲33
平均一人当たり日当たり点数	9.8	—	98.0%
供給金額 (千円)	355,411	94.7%	94.0%

(単位：千円)

介護事業		実績	計画比・差	前年比・差
通所介護	福祉事業収入	101,196	70.5%	95.7%
	経常剰余金	▲34,074	▲30,209	4,777
訪問介護	福祉事業収入	47,218	65.6%	163.3%
	経常剰余金	▲34,603	▲20,411	▲5,338
居宅介護支援	福祉事業収入	21,986	86.8%	110.0%
	経常剰余金	▲7,014	▲1,675	763
サービス付き高齢者向け住宅	福祉事業収入	64,848	71.9%	475.5%
	経常剰余金	▲51,376	▲18,910	1,118
介護事業合計	福祉事業収入	235,249	71.1%	139.7%
	経常剰余金	▲127,200	▲71,288	9,412

家事支援事業			
家事代行	実績	計画比	前年比
利用人数	6,832	100.0%	106.2%
利用点数	6,832	100.0%	106.2%
一人当 (円)	5,586	105.1%	101.9%
供給高 (円)	38,164,875	105.1%	108.3%
ハウスクリーニング			
利用人数	2,470	110.4%	119.9%
利用点数	3,831	100.8%	119.0%
一人当 (円)	23,852	97.7%	98.2%
供給高 (円)	58,913,933	107.9%	117.7%
貼り替え			
利用人数	188	65.1%	58.8%
利用点数	989	68.4%	58.2%
一人当 (円)	28,900	120.3%	107.8%
供給高 (円)	5,433,233	78.3%	63.4%
合計			
利用人数	9,490	101.4%	107.7%
利用点数	11,652	96.4%	102.7%
一人当 (円)	10,802	103.3%	101.4%
供給高 (円)	102,512,041	104.7%	109.2%



### 3. 人材育成

#### ■ 2022年度研修まとめ

実施した研修	研修内容	企画回数	参加人数
新人研修（新入協職員）／ 相対、オンライン開催	学生から組織の一員として働く上での心構えおよび基本的なビジネススキル、生協・パルシステムの知識を身につける。挨拶や返事、積極的に行動する姿勢など基本的な内容を習得する。最終日は、いなぎめぐみの里山にてチームビルディングを実施し、同期の絆を深める。	5	9
新卒1年目研修	入協から約4か月の振り返りを丁寧に行いながら、仕事をする上で必要不可欠な基本を改めて学ぶ。パルシステムの媒体政策について学ぶ。	2	9
新卒2年目研修	入協から今までの振り返りを丁寧に行いながら、仕事をする上で必要不可欠な基本情報を改めて学ぶ。生消協や協力会について学び、商品がどのように開発されているのか、産地とどのような関係性があるのか組合員に伝える力を身につける。	2	8
新卒3年目研修	これまでを振り返りつつ、組織の期待に応えるための行動について考える。また、周囲を巻き込むフォローシップについて学ぶ。生消協や協力会について学び、商品がどのように開発されているのか、産地とどのような関係性があるのか組合員に伝える力を身につける。	2	6
新卒4年目研修	パルシステムの媒体政策について学ぶ。他組織より同世代の皆様をお招きしての懇談会をとおし、パルシステムや自分の仕事の魅力を確認する。また、その魅力を自分の言葉で語るためのプログラムを行う。	2	10
生協学校（中途採用版）	生協やパルシステムの基本的な知識を学習し、パルシステムの理解を深める。生協・協同組合の歴史やパルシステムの理念、そして商品や媒体についての基礎知識などを学習する。	2	3
生協基礎講座 初級（PDCAを学ぶ）／ オンライン開催	PDCAサイクルを演習を通じて学習し、実務に応用できるように理解を深める。また、後輩指導についての育成手法もPDCAサイクルに当てはめて学習する。	1	7
生協基礎講座 初級（コミュニケーション）／ オンライン開催	組織で働く上でのコミュニケーションの重要性および自分自身を整えることの必要性について、社会心理学や心理学のデータ等をもとに学ぶ。	1	7
生協基礎講座 初級（協同組合編）／ 相対、オンライン開催	生協・協同組合の基礎的な知識を学び、生協で働く心構えを醸成する。普段の業務では触れることの少ない全国の生協や生協法等について学ぶ。	1	4
生協基礎講座 初級（商品知識編）／ 相対、オンライン開催	パルシステムの商品について学び、多くの組合員・職員に伝えられる知識を習得する。産地やメーカーの取り組み、品質管理などのこだわり、人と人との交流によるつながりについて学ぶ。	1	8
生協基礎講座 中級（ビジネスマナー）講座／ オンライン開催	組織の代表および職場の見本として必要な立ち振る舞いやビジネスマナーの基礎知識を実践を交えて習得する。実践・指導などのポイントを学習する。	1	4
生協基礎講座 中級（リーダーシップを学ぶ）／ オンライン開催	リーダーシップの基本について学ぶ。担当業務の遂行だけでなく、チームの目標達成に向けてメンバーを動かすリーダーシップについて学ぶ。	1	6
生協基礎講座 中級（生協の役割編）／ 相対、オンライン開催	購買事業だけではない生協の事業や社会的役割を理解し、組織の一員として働く心構えを醸成する。関東圏の他生協や競合他社と比較しながらパルシステムの強みを考える。その他、総合福祉事業等について学ぶ。	1	6
生協基礎講座上級（コーチング講座）（2回連続講座）	立場によらず、業務遂行でリーダーシップを発揮していきたい人が備えるべきコミュニケーション技術を自分と他者への理解を深める対話型ワークで実践的に学ぶ。	2	2
生協基礎講座上級（生協の運営編）／ オンライン開催	リーダーとしての幅広い知識を身につけるため、生協の機関および組織運営について、そして共済の事業運営的役割を学ぶ。	1	4
対話型 リーダーシップ講座／ オンライン開催	職場の中で周囲を活かすコミュニケーションやコーチングおよびファシリテーションの知識・スキルを身につける。上級リーダーとして必要な場づくりとコミュニケーションスキルや効果的な活用方法を学習する。	1	1
労働基礎講座／ 相対、オンライン開催	社会で働く上で知っておくべき労働者・使用者に関わる法律について学習する。社会保険労務士として20年以上の実績を持つ講師の分かりやすい条文や判例の解説により、指導・運用のポイント・コツを学ぶ。	1	7
文章力向上講座／ 相対、オンライン開催	文書作成の基本的な流れを理解し、機能する文書を作成できる知識とテクニックを習得する。	1	6
クレーム対応力向上講座／ オンライン開催	CS（顧客満足）の観点からクレームのメカニズムや対応の基本手順を学ぶ。また、演習やケーススタディを通じて実践的に活用できるスキルを習得する。	1	2
管理者向けクレーム対応講座／ オンライン開催	1次対応者では取まりきらず2次クレーム、3次クレームに発展し、解決が難しいケースでの対応方法や相手に納得してもらえる交渉方法を学ぶ。また、演習やケーススタディを通じて実践的に活用できるスキルを習得する。	1	2
仕事の計数入門／ オンライン開催	仕事の中のコスト（事業経費）を意識し、その数字が何を意味し経営管理にどのように影響しているか把握し、効果的・効率的に仕事を行うことの重要性を学ぶ。	1	1
DX理解講座／ オンライン開催	DXを理解し、組織・自身が意識して取り組むべきことを理解する。IT活用における基本的な考え方、業務改善の進め方を学ぶ。	1	6
ダイバーシティマネジメント講座／ オンライン開催	ダイバーシティの基礎を理解して推進の重要性を認識し、多様性をお互いの力に変えていくため自分に何が出来るか考える。多種多様な価値観を持つ幅広い階層の参加者とワークを行い、ダイバーシティについて理解を深める。	1	2
タイプ別コミュニケーション講座	4つのコミュニケーションタイプについて学習し、ペアやグループでのロールプレイングを通じて、職場で円滑に仕事を進められるコミュニケーションの知識・スキルを身につける。	1	3

パルカレッジ

実施した研修		研修内容	企画回数	参加人数
パルカレッジ	タイムマネジメント講座／オンライン開催	業務の効率化だけでなく、ワークライフバランスの観点からも、効率的な時間管理の必要性を学ぶ。タイムマネジメントの原則、QCDRの明確化、優先順位などを理解し、具体的に自分自身の仕事をイメージしながらすぐに活用できる手法を学ぶ。	1	3
	メンタルヘルス・ハラスメント講座／オンライン開催	管理・監督者として知っておくべきメンタルヘルスケアの基礎知識を学ぶ。職場におけるメンタルヘルスケアの意義を認識し、ラインケアに必要な知識と具体的な実践方法を学ぶ。	1	15
	チームマネジメント研修／オンライン開催	チームマネジメントの仕組みと推進力を学ぶ。組織として成果を上げるにあたり重要な役割を持つチームマネジメントについて学ぶ。	1	1
	プレゼンテーション研修／オンライン開催	伝えるための内容・技術・手段について学ぶ。撮影した自分のプレゼンテーションを見ることにより、客観的に自分を振り返り、改善点を発見する。	1	1
	メンタルヘルス研修（セルフケア）／オンライン開催	ストレスについて理解する。研修参加者とのワークを通してストレス対処法を共有し、新たなストレス対処法の発見につなげる。	1	2
	リーダーのためのアサーション講座	言いにくいことを伝えるアサーティブコミュニケーションの手法を習得する。ワーク、ケーススタディを通じて、アサーティブであるための心の持ち方を理解し、具体的なコミュニケーションスキルを身につける。	1	2
	ロジカルシンキング研修／オンライン開催	ロジカルシンキングの必要性と使い方について理解する。ビジネス上で論理的に相手が納得できる筋道を立てられる力を身につける。	1	1
	産地・メーカー研修（共生食品）／オンライン開催	試行錯誤の上で出来上がった、豆腐についてグループワークを行いながら学ぶ。パルシステムと共生食品の二人三脚の歴史について学ぶ。	1	5
	産地・メーカー研修（パルブレッド）／オンライン開催	設立時から変わらない、商品作りの4つのこだわりについて学ぶ。パルレットの歴史やパン各種について学ぶ。工場の内部見学。	1	3
	産地・メーカー研修（パル・ミート習志野事業所）／オンライン開催	パル・ミートが担う畜産産地と食卓を結ぶという大事な役割について学ぶ。パル・ミートの役割・機能について学ぶ。パルシステムの畜産物や肉全般の学習会。冷蔵豚肉加工工場見学。	1	4
	産地・メーカー研修（パル・ミート山形事業所）／オンライン開催	パル・ミート山形工場の歴史、山形コープ豚産直協議会について学ぶ。パルシステムのポークウインナー、ロースハムの製造過程の見学。	1	3
	産地・メーカー研修（大紀コープファーム）	大紀コープファームの概要・取り組みや歴史、生産から加工までを学ぶ。柿の収穫作業、梅干しの加工場見学、柿の加工場見学と加工体験。生産者インタビューや生産者交流および参加者間のワーク。	1	1
	産地・メーカー研修（JAつくば市谷田部）	きのこについての学習会、原木運搬作業体験。原木しいたけの生産現場見学。菌床栽培と原木栽培の違いについて学ぶ。	1	2
	産地・メーカー研修（無茶々園）	無茶々園の概要・取り組みや地域とのつながりについて学ぶ。農業や化学肥料に頼らないみかん作りを学ぶ。みかんの収穫体験や選果場見学、無茶々園が運営する介護施設、真珠養殖場、ちりめん加工場の見学。	1	1
	産能大通信教育／実務に役立つ職場の労務	管理者・マネジャーに求められる「労務管理」のエッセンスを学ぶ。職場における従業員の雇用管理の問題を取り扱い、労働契約、就業規則、採用から退職に至る過程での人事問題について学習する。	1	1
産能大通信教育／心理学でビジネスセンス&スキル50%アップ!	ビジネス・仕事を円滑に進めるために、理屈では割り切れない相手の心、そして自分の心を知りつつ、適切に対応する力を身につける。仕事に役立つ心理学の理論・知見・定石などを分かりやすい事例を通じて学び、仕事のセンス・スキルアップを目指す。	1	1	
産能大通信教育／新・職場の財務	今日のビジネスパーソンとして最低限知っておきたい財務や会計の知識を身につける。企業会計の基本と財務諸表の読み方をマスターし、日常の仕事の中で「利益」や「コスト」を見抜く力を養う。	1	1	
パルカレッジ参加者合計			51	170
職種・階層別研修	安全運転指導員研修（運転教育センター）	教習所による指導員資格取得の受講。日常点検の実施ポイント・基本走行・自転車走行位置と感覚の捉え方・狭路通過・課題通過の実技研修を実施し、チェック表の見方や運転指導方法などを学ぶ。また路上総合訓練・路上運転指導方法などを学ぶ。	9	9
	安全運転新人座学内部研修	新入協職員に対して座学研修を実施。パルシステム千葉の安全運転マニュアル、基本ルール等を学ぶ。	1	10
	安全運転指導員研修	感覚ではない理論、理屈で指導できるスキルを学び、指導力の向上と指導内容の統一性も図り、新人教育や事故惹起者への適切な指導につなげる。	1	11
	安全運転新人実技研修①	新入協職員に対して松戸センター駐車場を使用した実技訓練。パルライン安全運転講師に指導サポートをいただき、運転立ち立ちに向けての運転スキル向上につなげる。また、指導員も参加、指導することで指導スキル向上にもつなげた。	1	22
	安全運転新人実技研修②	新入協職員に対して実技研修を松戸センター駐車場を使用して2日間に分けて開催。流通サービスより指導サポートをいただき、パル千葉指導員も含め技術向上を図った。日常のOJTでは補えない運転に係る細かな技術・知識の習得および車両特性を学び事故抑制につなげる。	2	19
	安全運転交流会（小委員会）	他生協の研修施設の見学および実地体験。全国生協の取り組みや推進方法などについての意見交換（グループワーク）を行い、全国生協全体で事故削減に向けての交流を実施。	1	1
	共済推進研修（パルシステム共済連）／オンライン開催	センター共済担当者、委託協力会社監督職向け。年度共済推進方針共有・共済運用基準の共有・コンプライアンスとマネジメントについて学ぶ。	2	8
	団体保険商品 団体加入勤奨資格研修／オンライン開催	共済専任スタッフ向け。団体がん保険商品内容と団体加入勤奨行為や運用に関する新規取得および更新研修。	1	20
	共済専任スタッフ研修（新規雇用時研修）	共済募集人資格取得、共済専任スタッフ研修プログラムの実施。契約内容確認業務や詳細告知判定ツール等について学ぶ。	4	1

実施した研修	研修内容	企画回数	参加人数
CO・OP火災共済推進研修 (パル千葉独自研修)	共済専任スタッフ向け。全労済講師によるCO・OP火災共済の商品内容とおすすめポイントを学ぶ。	1	11
新入協職員新人研修 (パル千葉独自研修)	組織の中で働く社会人になるため、心構えおよび基本的なビジネススキル、生協・パルシステムの知識を身につける。生協の歴史・特徴を学ぶ。パルシステムの理念・ビジョンを学ぶ。商品政策や共済・保障事業、地域支援・環境・福祉の政策を学ぶ。就業規則・賃金規程・人事評価運用基準制度・学費返済助成制度に関する内規の基礎知識を理解する。	5	9
障がい者雇用に関する学習会 (パル千葉独自研修)／ オンライン開催	障がい者の正しい理解や受け入れに対して必要な知識、対応スキルを身につける。障がい者の採用から業務の切り出し、受け入れの環境整備について学ぶ。様々な障がい者を受け入れるために組織全体で特性や関わり方を適切に理解し、障がい者の働きやすい職場環境を整備し雇用定着につなげる。	1	13
新任管理者研修 (パル千葉独自研修)／ オンライン開催	管理者として必要な基礎知識を学び、業務に活用する。管理者として基本となるマネジメントについて実践的に学び、業務に活用する。	1	9
ジェンダー平等・ダイバーシティに関する研修 (パル千葉独自研修)／ 対面、オンライン開催	ジェンダーについて正しい基本知識を学ぶ。LGBTに関する知識や課題を認識し、多様性について理解を深める。平等組織・多様性の組織づくりのために、他企業の事例を学び、自組織でできることを検討する。	1	21
自立型人材研修 (パル千葉独自研修)	主任・副主任に求められる役割を理解する。フォロワーシップとリーダーシップについて実践的に学ぶ。部門の課題発見について、具体的な考え方を学ぶ。	1	9
キャリアシフトに向けた意識改革研修 (パル千葉独自研修)	社会や事業の変化に伴うキャリアシフトという考え方と前向きな働き方を学ぶ。これまでの知識を次世代へ伝承および指導する役割として、具体的な方法と技能を習得する。今後どのように組織に貢献し活躍するか、意識と行動の変革について実践的に学ぶ。	1	13
DX基礎研修 (パル千葉独自研修)／ オンライン開催	DX・RPA・CRMの基本概念や知識を学び、日常業務に活用できる方法を学ぶ。データの仕組みや裏側を知り、データの活用方法と実践につなげるプロセスを身につける。	1	20
新卒若手職員研修 (パル千葉独自研修)／ オンライン開催	新卒若手職員の視野を広げ、キャリア形成と雇用定着につなげる。理想のリーダー像、リーダーシップ論について学ぶ。自分の価値観、自立型人材について学ぶ。自分のポリシー 10か条について学ぶ。	1	11
認知症サポーター養成講座 (パル千葉独自研修)／ オンライン開催	認知症の原因や症状について基本的知識を学ぶ。認知症の人やその家族への接し方やサポーターとしてできることについて学ぶ。	1	11
障がい者就労支援 ジョブサポーター養成研修	障がい特性の理解や支援方法について学ぶ。他企業の実際の事例や、グループワークを通じて他の企業や支援機関の取り組み状況を共有し、職場における障がい者の受け入れ等について知識を身につける。	1	8
パルグリーンファーム研修 「新・パルファーマーズ」／ 対面開催	パルグリーンファームの栽培作物を年間を通じて一緒に作業し、とれたて便の供給に携わる。パルグリーンファームの歴史や取り組みについて学ぶ。古民家の活用方法について、グループワークを行い、提案を行う。	1	31
パルシステム生産者・消費者 協議会次世代リーダー研修／ 対面、オンライン開催	「交流から学ぶ産直」をテーマに、交流により培われてきた産地と生協、産地間での協創による取り組みを学び、これからの産直の担い手として、自組織の中で交流をコーディネートできるリーダー育成を目指す。	4	2
パルシステム生産者・消費者 協議会センター研修／ オンライン開催	職員が生協について理解し、生産者とつながりを深める。研修を通してパルシステム産直について学ぶ。若手職員の自発性を高め、今後の具体的な行動につなげる。生産者とパルシステム千葉の職員がお互いに感じる課題を出し合い、課題解決に向けた対策を考えながら具体的に何が出来るのかを考える。パルシステムの産直をより良くするためにできることを考える。	1	15
業種交流型 「本気の人づくりゼミ」／ オンライン開催	異業種の参加者と積極的に交流しながら、経営・組織・仕事・人材と多角的に向き合い、人づくりの本質や新しい時代の人づくりの挑戦課題を学び、人材開発戦略の立案力と、実践的な育成指導力を身につける。	7	2
業種交流型 「実践！マーケティングゼミ」／ オンライン開催	異業種企業とも交流しながら理論やセオリーの習得だけでなく、実践的なマーケティング手法を身につけて事業創造に活かし、若者のリアルな声を聴くことで変化の予兆や次世代マーケットをいち早く洞察できる力を身につける。	7	2
私らしく働く キャリアビジョン研修 (女性職員研修)／ オンライン開催	これまでの自身を振り返り、働くモチベーションを見つけることで自己理解を深める。女性職員の現状や将来への不安や課題を払拭し、仕事への意欲を向上する。今後のキャリアの目標や方向性を考え、組織の中で自分らしく活躍するためのあり方について考える。女性職員のネットワークを構築する。	2	7
生協人共創塾／ 対面、オンライン開催	基本的な「理念共感」、「論理的・戦略的思考」、「リーダーシップ」、「変革・巻き込み方マネジメント・チームビルディング」、「自己開発力」について講義・ワークショップを中心に、アセスメント、通信教育、課題図書で補完しながら習得する。参加者全員で生協の理念・生協人としての志について考え、深める。実際の企業事例(ケース)をもとにした全体ディスカッション(ケースメソッド)を通じて社会情勢・経営環境、その中の生協のポジショニングを理解し、今後求められていく事業戦略やマネジメント、リーダーシップについて深める。協同組合や生協の理念を軸に持ちつつ、論理的・戦略的に周囲と調整、巻き込みながら組織を変えていくリーダーとなるための素養を身につける。	5	1
通信教育	ステージに応じて、教育通信カリキュラム受講。「初級コース」は、生協の事業と活動の全体像をつかむ。「現場の計数基礎コース」は、供給高・剰余金・コスト・利益の事業に関わる計数基礎を学ぶ。「中級コース」は、職場の運営とマネジメント、購買事業の業績管理、生協の社会的責任について学習する。「経営管理基礎コース」は、損益計算書・貸借対照表を読み取る力を身につけ、自生協の経営実態を知り、問題点を発見し改善に結びつけることができるようにする。	1	53

職種・階層別研修参加者合計 65 349

実施した研修		研修内容	企画回数	参加人数
役員研修	くらしの理事研修	くらしの視点を持つ理事を対象に、有機農業の主要産地である(株)ちば風土の会を訪問し、有機農業をめぐる状況を学ぶとともに、農福連携を行っている「NPO法人夢のカタチふあーむ」を視察し、県内産地の取り組みの理解を深める。	1	10
	パルシステム千葉理事研修／ 相対、オンライン開催	生協の役割、新しい時代へ対応、組織運営の仕方、仕事の進め方、必要とされるリーダーシップについて共有し、課題を実践しながら新時代のミッションを果たせる理事の役割を考察していく。また、理事としてのリーダーシップ発揮に向けた課題整理をし、次期執行体制に「想いをつなげる」「重点テーマを伝える」ためのプランを考察する。	5	11
	パルシステムグループ 理事研修／ オンライン開催	生協役員として必要な知識やスキルを習得し、グループ全体の課題や問題意識の顕在化につながる講座やセミナーを開催する。参加者相互で意見交換を行い、会員生協の取り組みの相互位階を深め、理事活動における課題と対応を共有する。	6	11
	パルシステムグループ 監事研修会／ 相対、オンライン開催	・パルシステムグループの物流と品質管理について、役員選任制における監事の関わりについて ・パルシステム連合会熊谷センター見学 ・経験豊富な監事に聞く監事の役割、期末監査に向けてチェックリストの交流など	3	2
	日本生協連常勤監事研究交流会／ オンライン開催	・内部統制システム構築・運営上の留意点について ・他生協の監事監査の報告、交流	1	1
	日本生協連監事基礎研修会／ オンライン開催	監事監査の基礎と実務ポイント、会計監査の基礎等	1	2
	日本生協連監査研究交流会／ 相対、オンライン開催	監事の役割と事例共有等	1	2
役員研修参加者合計			18	39
参加者合計				558



# 第1号議案資料 2022年度 パルシステム千葉監事会活動報告

## ■ 監事会による監査活動

1. パルシステム千葉の健全な発展と組合員の負託に応えるため、法令・定款ならびに監事監査規則に準拠し、①法令および定款・諸規定の遵守 ②総代会決定事項の推進 ③組合の健全経営という3つの監査方針のもと、誠実かつ公正な監査を実施しました。
2. 2022年度の監事監査活動では、理事会や理事会運営に関する会議、業務執行役員会や経営会議等の重要な会議へ出席し、理事の業務執行や組合の財務状況について監査しました。また、理事会議事録、決算書類、契約書、申請書、稟議書、その他必要に応じて帳票類などを個々に求め閲覧しました。この他、事業所往査の実施やくらしトーク・トークへ出席しました。なお、出席は、web（オンライン）での出席も含みます。
3. 理事、部門長へのヒアリングを実施し、情報収集と意思疎通を図りました。
4. 内部監査部門と連携し、内部統制システムの独立的評価と効果的な監査に努めると同時に、構築・運用に関する理事会の執行についても注視し、把握しました。
5. 八重洲監査法人と連携し、監査計画に基づく実施状況の把握、監査結果の内容の説明聴取および意見交換等の実施により、効果的な会計監査に努めました。
6. パルシステムグループや日本生活協同組合連合会による研修会や講習会に参加しました（web（オンライン）での参加も含みます）。また、公益社団法人日本監査役協会からの情報の収集を行いました。研修会への参加若しくは収集した情報においては、監事間で共有を図り、監事の監査品質の向上に努めました。

## 2022年度監事活動一覧表

注：「実出」は会議場への実出席。「web」はオンラインによる出席。数字は日程と出席監事数。常勤監事は1名。

監査活動項目	対象	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
総代会	監事	—	—	6/14 実出5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監事会	監事	—	5/6、9 いずれも 実出5	6/1、14、 29 いずれも 実出5	7/6 実出3 web2	8/5 実出3 web2	9/2 実出3 web2	10/5 実出4 web1	11/2 実出5	12/2 実出4	1/6 実出4 web1	2/1 実出3 web2 2/22 実出4 web1	3/1 実出5
■ 理事会等、重要な会議への出席													
理事会	監事	4/27 実出3 web2	5/9 実出5 5/25 実出3 web2	6/29 実出5	7/27 実出3 web2	8/24 実出3 web1	9/28 実出3 web2	10/26 実出3 web2	11/23 実出3 web1	12/21 実出3 web2	1/25 実出3 web2	2/22 実出4 web1	3/8 実出2 3/29 実出4 web1
理事会 運営会議	監事	4/20 実出4	5/9 実出5 5/18 実出3	6/22 実出3	7/20 実出3	8/17 実出3	9/21 実出3	10/19 実出3	11/16 実出3	12/14 実出1	1/18 実出3	2/15 実出3	3/8 実出2 3/22 実出3
理事 セミナー	監事	4/13 実出2	5/9 実出5	6/8 実出2	7/13 書面	8/10 実出2	9/14 実出2	10/12 実出2	11/9 実出2	12/7 実出2	1/9 実出3	2/8 書面	3/8 実出2
業務執行 役員会	常勤 監事	4/5、19	5/3(書面)、 17、31	6/21	7/5、19	8/2、16	9/6、20	10/5、18	11/1、15、 29	—	1/4、17、 31	2/14、28	3/22
経営会議	常勤 監事	4/6	5/4 書面	6/1	7/6	8/3 書面	9/7	10/5	11/2、30	—	1/5	2/1	3/1
内部統制 推進会議	常勤 監事	—	5/4 書面	—	—	—	—	—	11/2	—	—	—	—
管理職 会議	監事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1/9 web1	—	—
職員集会	監事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3/18 実出2
対策会議	常勤 監事	—	—	—	7/25	—	—	—	—	—	—	—	—
トーク・ トーク	監事	—	総代会議案 説明会 5/30 柏商工会議所 ×1 以下オンライ ン(本部) 5/23×1、 5/26×2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	方針検討会 2/16 千葉消費生活 センター×1 以下オンライ ン(本部) 2/9×2、 2/28×1



監査活動項目	対象	2022年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
■ 三役（理事長、専務理事、常務理事）との懇談及び聴取													
三役懇談聴取	監事	4/20 実出4 web1	—	—	7/20 実出3 web2	—	—	—	11/16 実出3 web2	—	—	—	—
専務理事	常勤 監事	4/27	5/25	6/29	7/27	8/24	9/28	10/26	11/23	12/21	1/23	2/22	3/29
■ 理事、部門長からの聴取													
理事	監事	—	—	—	—	—	—	上期監査（ヒアリング） 11/1実出2、web2 11/2実出5 11/7実出2、web3	—	—	—	—	期末監査（ヒアリング） 3/6実出2、web3 3/8実出3、web2 3/10実出2、web3
部門長	監事	—	—	—	—	—	—	上期監査（ヒアリング） 11/1実出2、web2 11/2実出5 11/7実出2、web3	—	—	—	—	期末監査（ヒアリング） 3/6実出2、web3 3/8実出3、web2 3/10実出2、web3
■ 重要書類等の閲覧													
書類閲覧	監事	決算関係 書類 4/22～ 5/6 (分担)	—	—	—	—	—	—	上期監査 11/2 実出5	—	—	—	期末監査 3/1 実出5
■ 事業所往査及び店舗棚卸立会													
事業所往査	監事	—	—	—	7/18 松戸C 実出2	—	—	9/12 中根店 実出1 9/29 柏C 実出1	10/6 稲毛C 実出1 10/17 習志野C 実出1	—	—	—	2/20 野田介護 事業所、 野田C 実出1
店舗棚卸立会	監事	—	—	—	—	—	—	9/30 中根店 実出1	—	—	—	—	3/31 中根店 実出2
※事業所往査は、内部監査に同行し実施。													
■ 内部監査担当との連携													
内部監査人	監事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定例監事会にて、内部監査人より監査結果の報告にて確認													
■ 公認会計士等との連携													
公認会計士等	監事	—	5/3 実出2 5/23 実出2	—	—	—	—	9/30 実出2	—	11/29 実出2	—	—	3/10 実出2
■ パルシステムグループ会員生協監事との連携													
グループ監事研修	監事、 スタッフ	—	—	—	7/7～8 実出3 (監事2、 スタッフ1)	—	—	—	10/4 実出2 (監事1、 スタッフ1)	—	—	—	3/2 web3 (監事2、 スタッフ1)
グループ監事連絡会	常勤 監事、 スタッフ	—	—	6/2 web2 (監事1、 スタッフ1)	—	—	9/9 web2 (監事1、 スタッフ1)	—	11/4 web2 (監事1、 スタッフ1)	—	1/10 web2 (監事1、 スタッフ1)	—	—
■ その他													
日本生協連監事・スタッフ研修	監事、 スタッフ	—	—	—	—	—	8/31～ 9/1 web3 (監事2、 スタッフ1)	—	—	—	11/30～ 12/1 実出1、 web2 (監事1、 スタッフ1)	—	—
日本生協連常勤監事研修	常勤 監事	—	—	—	—	—	8/3～4 web	—	—	—	—	—	—

\* 上期監査

①ヒアリング実施（2022年11月1日、2日、7日）

・業務執行理事、運営担当理事（2名）、くらしの視点理事（4名）、有識者理事（1名）、部門長（5名）

②書類閲覧実施（2022年11月2日）

・渉外申請書、懇親申請書、稟議・申請書、決裁書、公印申請書、契約書、総代選挙関連書類、理事会議事録など

\* 期末監査

①ヒアリング実施（2023年3月6日、8日、10日）

・常務理事、業務執行理事、運営担当理事（2名）、くらしの視点理事（3名）、有識者理事（2名）、部門長（5名）

②書類閲覧実施（2023年3月1日）

・渉外申請書、懇親申請書、稟議・申請書、決裁書、公印申請書、契約書、理事会議事録など

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 組合員及び出資金（第6条－第17条）
- 第3章 役職員（第18条－第42条）
- 第4章 総代会及び総会（第43条－第67条）
- 第5章 事業の執行（第68条－第69条）
- 第6章 会計（第70条－第84条）
- 第7章 解散（第85条－第86条）
- 第8章 雑則（第87条－第89条）
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この組合は、生活協同組合パルシステム千葉という。

## (事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入して組合員に供給する事業
  - (2) 組合員の生活に有用な協同施設（第5号に掲げるものを除く。）を設置し、組合員に利用させる事業
  - (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
  - (4) 組合員の生活の共済を図る事業
  - (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
  - (6) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
  - (7) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 この組合は、緊急時において一時的に生活に必要な物品を供給する場合その他の消費生活協同組合法（以下「法」という。）第12条第3項ただし書及び同条第4項に定めるところにより、前項各号に掲げる事業を組合員以外の者に利用させることができる。

## (区域)

第4条 この組合の区域は、千葉県全域とする。

## (事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を千葉県船橋市に置く。

## 第2章 組合員及び出資金

## (組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

## (加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

## (加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

## (届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

## (自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組

合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 この組合は組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 3 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときには、この組合は事前に当該組合員に対する年1回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

#### (法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

#### (除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき
  - (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
  - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

#### (脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
  - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

#### (出資)

- 第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、2000口以下とする。
  - 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
  - 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

#### (出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口のコличествоは、1千円とし、全額一時払込みとする。

#### (出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

#### (出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
  - 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に必ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
  - 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合において準用する。

## 第3章 役職員

#### (役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上19人以内
- (2) 監事3人以上5人以内

#### (役員を選任)

- 第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。
- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
  - 3 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

#### (役員の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、

3カ月以内に補充しなければならない。

### (役員任期)

第21条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

### (役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 組合の理事又は使用人

(2) 組合の子会社等（子会社、子法人等及び関連法人等）の取締役又は使用人

### (役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

(3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失が

あったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

### (理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき

(2) この組合が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

### (役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。



### (役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

### (代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事(以下「代表理事」という。)を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 この組合は、代表理事を理事長及び専務理事とする。

### (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

2 理事は必要な場合は、理事会において副理事長を互選することができる。

3 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を総理する。

4 専務理事は、理事長の総理のもとにこの組合の業務を執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐してこの組合の業務を分担して執行する。

6 理事は、理事長、専務理事、常務理事のいずれかに事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

### (理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3ヵ月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の4日前までに、

各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

### (理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

### (理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

### (理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

### (定款等の備置)

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理



案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

- 2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。
- 3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

#### （監事の職務及び権限）

- 第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
  - 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
  - 5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
  - 7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
  - 9 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
  - 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
  - 11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。
  - 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

#### （理事の報告義務）

- 第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

#### （監事による理事の行為の差止め）

- 第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行

- 為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

#### （監事の代表権）

- 第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。
- (1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合
  - (2) この組合が、6ヵ月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
  - (3) この組合が、6ヵ月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
  - (4) この組合が、裁判所から、6ヵ月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

#### （組合員による理事の不正行為等の差止め）

- 第39条 6ヵ月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### （組合員の調査請求）

- 第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。
- 2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

#### （顧問）

- 第41条 この組合に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
  - 3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

#### （職員）

- 第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。理事長は、職員の任免権を専務理事に委譲することができる。
- 2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則

で定める。

## 第4章 総代会及び総会

### (総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

### (総代の定数)

第44条 総代の定数は、300人以上500人以内において総代選挙規約で定める。

### (総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

### (総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

### (総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

### (総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。  
2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。  
3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

### (総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

### (総代の解任)

第50条 総代は、その選挙区内における組合員の3分の2以上の同意をもっていつでもこれを解任することができる。  
2 総代の解任の決議をしたときは、同時にその補欠選挙を行うものとする。

### (通常総代会の招集)

第51条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に招集しなければならない。

### (臨時総代会の招集)

第52条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したとき

は、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

### (総代会の招集者)

第53条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。  
2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

### (総代会の招集手続)

第54条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。  
2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。  
3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。  
4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面を持ってその通知を発しなければならない。  
5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

### (総代会提出議案・書類の調査)

第55条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

### (総代会の会日の延期又は続行の決議)

第56条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第54条の規定は適用しない。

### (総代会の議決事項)

第57条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資1口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、前年度総事業高の0.1%未満の出資金、加入金及び会費については、前項の規定にかかわらず理事会で決裁範囲及び運用を定めることができる。

3 総代会においては、第54条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第87条及び第88条による。

- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

#### (総代会の成立要件)

第58条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

#### (役員の説明義務)

第59条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項

について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

#### (議決権及び選挙権)

第60条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

#### (総代会の議決方法)

第61条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

#### (総代会の特別議決方法)

第62条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

#### (議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第63条 総代は、第54条4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第54条4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする者の氏名を書面に明示して、第67条及び第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

#### (組合員の発言権)

第64条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。



### (総代会の議事録)

第65条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選任した総代2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

### (解散又は合併の議決)

第66条 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1ヵ月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

### (総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

### (事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

### (事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、米穀、衣料品、酒、化粧品、家庭雑貨、燃料、煙草、医薬品、食塩、切手印紙及び書籍、文房具その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種別は、託児施設、文化施設、食堂施設、喫茶施設、給食施設、駐車場施設、集会施設、体育施設とする。

3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演、出版、講習会、見学旅行斡旋、家事サービス、その他の組合員の生活文化向上を図る事業とする。

4 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業及びパルシステム共済生活協

同組合連合会が行う総合共済事業、子ども共済事業及び全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業並びに全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

5 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所を経営する事業
- (2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業
- (3) 組合員の福祉の増進を図る事業（前号までに規定する事業を除く。）

6 第3条第6号に規定する教育事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合員の知識の向上を図る事業
- (2) 組合従業員の知識の向上を図る事業
- (3) 組合員及び組合員の暮らす地域に対する生活思想の啓蒙を図る事業

## 第6章 会計

### (事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

### (収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

### (福祉等事業の区分経理)

第73条 この組合は、次に掲げる事業（以下、「福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

- (1) 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業
- (2) 法令に基づく事業であって、社会保険料をもってその財源とするもの又は国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助するもの（前号を除く。）

- (3) 国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を補助する事業（前二号を除く。）
- (4) 前各号に規定する事業と併せ行う事業で、前各号に規定する事業から生じた利益を財源に含む第3条第5号の事業
- (5) 前号に掲げる事業のほか、第1号から第3号に規定する事業と併せ行う事業で、第1号から第3号に規定する事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業

#### (法定準備金)

第74条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の特ん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

- 2 前項の規定による法定準備金は、欠損金の特ん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

#### (教育事業等繰越金)

第75条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

#### (福祉等事業の積立金)

第76条 この組合は、福祉等事業に関し、剰余がある場合については、福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

- 2 前項の規定による福祉等事業積立金は、福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

#### (剰余金の割戻し)

第77条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

#### (利用分量に応ずる割戻し)

第78条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金を特ん補し、第74条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下

「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度又は毎月ごとに、利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6ヵ月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行うおとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

#### (出資額に応ずる割戻し)

第79条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取



崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6ヵ月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

#### (端数処理)

第80条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (その他の剰余金処分)

第81条 この組合は、剰余金について、第77条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

#### (欠損金のでん補)

第82条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのでん補に充てるものとする。

#### (投機取引等の禁止)

第83条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

#### (組合員に対する情報開示)

第84条 この組合は、この組合が定める規則により、組合

員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解散

### (解散)

第85条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

### (残余財産の処分)

第86条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 第8章 雑則

### (公告の方法)

第87条 この組合の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)に規定する方法により行うものとする。

### (組合の組合員に対する通知及び催告)

第88条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

### (実施規則)

第89条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財

産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

## 附則

### (施行期日)

1. この定款は、1992年4月1日から施行する。

### (合併当初の役員及び役員の任期)

2. この組合の合併当初における役員及び役員の任期は、第18条及び第21条第1項の規定にかかわらず、1992年3月31日における柏・市民生活協同組合、下総生活協同組合及び花見川生活協同組合の理事及び監事がそれぞれ就任し、その任期は第1回通常総代会までとする。

3. 2008年の総代会で選出される役員の任期は、第21条第1項の規定に関わらず、1年とする。

4. 第48条第1項の規定に関わらず、2010年度総代の任期を1年6ヵ月とする。

1993年 6月16日 変更認可  
1999年 7月14日 変更認可  
2000年12月27日 変更認可  
2002年 6月20日 変更認可  
2003年 7月 3日 変更認可  
2004年 4月26日 変更認可  
2007年 6月29日 変更認可  
2008年 7月15日 変更認可  
2009年 8月17日 変更認可  
2010年 8月 9日 変更認可  
2011年 7月25日 変更認可  
2012年 7月19日 変更認可  
2013年 8月20日 変更認可  
2015年 7月31日 変更認可  
2018年 7月 3日 変更認可  
2020年 7月 2日 変更認可  
2021年 7月 2日 変更認可

2

3

4

5

6

**(目的・適用)**

- 第1条 この規約は、定款第67条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

**(資格審査)**

- 第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。
- 2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第63条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。
- 3 定款第63条第3項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

**(開会)**

- 第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第58条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。
- 2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

**(議長)**

- 第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。
- 2 議長は3名以内とし、議長団を構成するものとする。
- 3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

**(議長の権限)**

- 第5条 議長は、次の権限をもつ。
- 2 議事運営委員会の報告にもとづいて議事日程の提案
  - 3 発言の許可または停止
  - 4 質疑応答、討論の終了の宣言
  - 5 採決する議案を宣し、採決した結果の確認および宣言
  - 6 議事の開始および終了の宣言
  - 7 議長の職務を妨げるもの、または不当な行状をおこなうものに対する退去命令
  - 8 議場の秩序を維持するために必要な命令とその執行

**(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)**

- 第6条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員若干名、資格審査委員若干名及び総代会議事録に署名する総代

- 2名の選任を総代会に諮るとともに、書記若干名を指名する。
- 2 議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記は、議長がその総代会の終了を宣したとき、議長によって解任される。

**(議事運営委員会)**

- 第7条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。
- 2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代および理事、職員若干名をもって構成し、議事運営委員の委員長を互選する。
- 3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

**(資格審査委員会)**

- 第8条 総代会は、総代の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。
- 2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および職員若干名をもって構成し、委員長を互選する。
- 3 出席総代名簿の確認、委任状、書面議決書の検証と管理をおこない、議長の求めに応じてその結果を報告する。

**(議題の付議)**

- 第9条 議事は、同時に2つ以上の議題を審議することはできない。
- 2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

**(書面または代理による出席)**

- 第10条 定款第63条の規定により、総代の代理をおこなう組合員は、3人以上の代理をすることはできない。また、資格審査委員会より、代理権を証する証書の発行を受けなければ、代理権を行使することができない。

**(発言)**

- 第11条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。
- 2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。
- 3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。
- 4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。
- 5 理事会は、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

### (発言制限違反に対する処置)

第12条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、または以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

- (1) 発言が重複するとき
- (2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき
- (3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

### (退場命令)

第13条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

- (1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者
- (3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

### (質問に対する答弁)

第14条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については専務理事またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めるとき
- (6) その他正当な理由がある場合

### (議事運営に関する動議)

第15条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

### (修正動議)

第16条 あらかじめ通知された総代会の議案について修正

する動議（以下、修正動議という）を提出しようとする総代は、理由書を添付して、総代会3日前までに理事会に届け出なくてはならない。

2 修正動議は、議案の本質を損なわず、一部修正によって可決しようとする意図で提出されなければならない。

3 理事会または議事運営委員会は、修正動議を受理したときは、議題とするか否か検討し、その結果を議場に報告しなければならない。

4 修正動議が議題となったときは、あらかじめ提案された議案を優先して審議し、修正動議の審議の後、修正動議の採決を優先しておこなう。修正動議が可決された場合は、あらかじめ提案のうち可決された修正動議による修正をして、採決するものとする。

5 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

### (緊急動議)

第17条 総代は、定款第57条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という）の提起があったとき、議長は、その動議を議題とするかどうかを議場にはかり、総代の半数以上の賛成を得られなければ、議題とすることはできない。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

### (休憩)

第18条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

### (審議の打ち切り)

第19条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

### (採決の方法・手続)

第20条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行

うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断により原案から採決することを妨げない。

5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

#### (採択結果の宣言)

第21条 議長は、採択の結果を宣言しなければならない。

この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

#### (一事不再議)

第22条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

#### (閉会宣言)

第23条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第24条に基づく打切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

#### (総代会の打切り、延期および続行)

第24条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

#### (途中退席)

第25条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合に

は、資格審査委員会に届け出を要する。また、出席できない議案については、資格審査委員会に書面議決書を提出してからでなければ退席できない。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらずこれを有効と取り扱う。

#### (傍聴)

第26条 組合員は、議事運営委員会に届け出れば、総代会の傍聴ができる。ただし会場の都合で、議事運営委員会は、傍聴を制限することができます。

2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

3 組合員以外のものは、議事運営委員会の許可がなければ、傍聴することはできない。

#### (改廃)

第27条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

#### (総会への準用)

第28条 総会においても、この規約をもって運用する。その場合は、総代会を総会、総代を組合員に置き換える。

#### (附則)

1994年 5月24日 施行

2004年 4月 6日 改訂

2008年 6月 9日 改訂

2010年 6月10日 改訂



**(総則)**

第1条 定款第44条ないし第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

**(選挙区)**

第2条 総代選挙については地域別、組合員組織別、もしくは供給形態別に選挙区を設ける。

2 前項に定める選挙区については、事業区分と組合員数との相互密接な関連を考慮してその都度理事会で定める。

**(定数)**

第3条 総代の定数は、定款第44条の規定内において、選挙区ごとにその都度理事会で定める。

2 選挙区ごとの定数は、組合員数に基づいて定める。

**(任期)**

第4条 総代の任期は、10月1日から翌年の9月末日までとする。

**(選挙管理委員)**

第5条 選挙は選挙管理委員会がこれを管理する。

2 選挙管理委員会は、5名から9名を限度とし、公募した組合員、職員及び理事の中から理事長が選任する。任期は役員任期に準ずる。

3 選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、選挙管理委員長を互選する。

4 選挙管理委員会は総代選挙に係る事務を総括する。

5 選挙管理委員会の議事は、選挙管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する

6 選挙管理委員会は事務局を置くことができる。

**(選挙管理委員会への通知)**

第6条 理事会は、総代会の会日の50日前までに、選挙すべき総代の選挙区及び選挙区ごとの定数を選挙管理委員会に通知しなければならない。

**(選挙の公告)**

第7条 選挙管理委員長は、総代会の会日の30日前までに、以下の事項について公告しなければならない。

(1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

(2) 第8条による候補者登録の受付期間および受付方法

**(候補者登録)**

第8条 組合員は立候補により、総代候補者名簿（以下、名簿という）に登録される。

2 組合員が総代に立候補する場合は、当該組合員の所属する選挙区の総代候補者となる

3 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる

4 以下の者は総代候補者として登録することができない。

(1) 未成年者

(2) 破産者で復権していない者

(3) 選挙管理委員

(4) この組合の役員

(5) この組合の被雇用者

**(選挙運動)**

第9条 選挙運動は、選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

**(選挙)**

第10条 選挙区ごとの定数を超えた選挙区について、その選挙区で投票をもって行う。ただし、第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2 前項により投票を行う場合は、選挙管理委員会がその選挙区における投票に係る事務を管理する。

3 選挙管理委員長は、投票を行う日の7日前までに、次の事項を公示しなければならない。

(1) 候補者の氏名

(2) 投票の日時および場所

(3) 投票の方法

**(投票)**

第11条 投票は、第8条による候補者を被選挙人として、無記名連記制により行う。

2 投票は組合員自らが行わなければならないが、代理人により投票することはできない。

3 次の投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの

(2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの

(3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの

(4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの

(5) 定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの

(6) 白票

4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については抽選により順位を定め、その順により当選人とする。

5 前項により当選人が決定したときは、選挙管理委員長は、当選人の氏名、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を作成しなければならない

#### (当選人の報告)

第12条 第10条ただし書により当選人が決定したとき、および第11条第4項に基づき当選が決定したとき、選挙管理委員長は当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選人の氏名を公示し、かつ当選人に当選の旨を通知しなければならない

#### (補充)

第13条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

2 補充選挙については前各条を準用する

#### (異議の申立)

第14条 選挙に関する異議の申立は、当選の通知から10日以内に、申立人が自ら書面をもって、選挙管理委員長に対してこれを行う。

2 前項による申立があったときは、選挙管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない

#### (選挙録)

第15条 選挙管理委員長は総代選挙の実施状況に係る事項

を記載した選挙録を作成し、選挙管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければならない。

2 1以上の選挙区において投票があったときは、第11条第5項による記録書を添付することを要する。

3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければならない

#### (改廃)

第16条 この規約の改廃は総代会の議決による。

#### (付則)

第4条に関わらず、2010年度総代の任期を、2010年4月1日から2011年9月末日までの1年6ヵ月とする。

1995年 5月30日 制定

1999年 5月29日 改定

2003年 6月10日 改定

2008年 6月 9日 改定

2009年 6月16日 改定

2020年 6月16日 改定

**(総則)**

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

**(選任区分及び選任区域)**

第2条 役員選任に当っては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区として役員候補者を選定する。

- (1) 全体区
  - (2) 地方区
- 2 理事の全体区においては、生協運営全体の観点から選定する理事及び有識者理事の候補者を選定する。
  - 3 理事の地方区においては、理事会において定める区域ごとに理事の候補者を選定する。
  - 4 監事の全体区においては、監事の候補者を選定する。

**(定数)**

第3条 役員の選任区分ごとの定数、全体区における理事及び有識者理事、監事の定数配分並びに地方区における各区域の定数は、定款第18条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

**(候補者になることができない者)**

- 第4条 以下の者は役員の候補者となることはできない。
- (1) 第6条に定める推薦委員会の委員であって現任理事でない者
  - 2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。
    - (1) 未成年者
    - (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

**(全体区の理事候補者及び監事候補者の推薦)**

- 第5条 全体区理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として、役員人事委員会をおく。
- 2 役員人事委員会は、理事会において選任した理事により構成し、委員長を互選する。
  - 3 役員人事委員会は、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
  - 4 役員人事委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得よう努めるものとする。
  - 5 役員人事委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
  - 6 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。
  - 7 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、

第3項により役員人事委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。

- 8 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

**(地方区理事候補者の推薦)**

- 第6条 地方区理事候補者を推薦する機関として、地方区理事推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）をおく。
- 2 推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。
    - (1) 理事長が指名した総代4名以上6名以内
    - (2) 理事長が指名した理事経験者1名以上2名以内
    - (3) 理事会において選任した理事2名
  - 3 理事長は、前項第1号の指名をしようとするときは、別途規則に基づき委員の公募を行い、応募した総代の中から指名する。
  - 4 理事会は、地方区理事候補となる組合員を推薦委員会に対して推薦することができる。
  - 5 推薦委員会は、第7条の規定により申し出た組合員、および前項の規定により理事会より推薦された組合員の中から、委員の過半数の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
  - 6 推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得よう努めるものとする。
  - 7 推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

**(申出)**

- 第7条 理事長は、地方区理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、理事候補となることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。
- (1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所
  - (2) 第3条に基づき理事会が決定した区域別の理事定数
  - (3) 申出の受付方法及び申出の期間
- 2 前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であるものに限る。

**(役員選任議案の決定)**

第8条 理事長は、第5条および第6条の規定による役員人事委員会及び推薦委員会の報告並びに第5条第8項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、最大限尊重して議決しなければならない。
- 4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

#### (役員選任議案の通知)

第9条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代に送付しなければならない。

#### (役員選任議案の説明及び採決)

- 第10条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。
- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

#### (役員の就任)

- 第11条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。
- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

#### (役員の補充)

第12条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

#### (細目)

第13条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

#### (改廃)

第14条 この規約の改廃は総代会の議決による。

#### (付則)

2018年 6月12日 施行  
2020年 6月16日 改定



**(目的)**

第1条 この規程は、生活協同組合パルシステム千葉定款第26条による役員の報酬に関する事項を定める。

**(決定機関)**

第2条 各理事の報酬及び手当は、総代会が決定した役員報酬限度額にもとづき、役員評価・報酬委員会が、役員人事委員会に答申する。役員評価・報酬委員会の答申を受けた役員人事委員会が理事会に答申し、理事会で審議の上、理事会がこれを決定する。

2 各監事の報酬及び手当は、総代会で決議された役員報酬限度額にもとづき、役員評価・報酬委員会が、役員人事委員会に答申する。役員評価・報酬委員会の答申を受けた役員人事委員会が代表理事を通じて監事会に答申し、監事の協議により監事がこれを決定する。

**(報酬体系)**

第3条 報酬は月額（定期月額）で定め、毎月支給する。

2 報酬は、別表1、別表2、別表3の通りとする。

3 理事長、専務理事、常務理事、理事（業務執行）は、理事会で確認した理事評価に基づき報酬を検討し決定する。

4 日生協役員共済事業主負担の補助手当、通勤交通費は別途定めにより支給する。

**(支給日、計算期間)**

第4条 報酬の計算期間は、毎月1日より月末までとする。但し、日割り計算はせず、月単位で支給する。

2 報酬の支給日は翌月15日とする。但し支給日が金融機関の休日にあたる場合は順次前日に繰り上げる。

3 新たに選任された役員の報酬は、当月（職務の執行を開始した日のある月）分より、任期満了月（職務の執行を終えた日のある月）分迄、支給する。

なお、職務執行期間とは、通常総代会終了日の翌日から、任期満了となる通常総代会終了日までの期間とする。

4 任期中で退任する場合は、在任該当月（退任月）分までの支給とする。

**(支払い方法)**

第5条 報酬は、本人が届出た銀行口座に振込むことによって支払う。

**(臨時措置)**

第6条 業務の状況その他必要に応じ理事会の決定により、臨時に理事報酬の減額措置を講じることがある。監事は、監事の協議により減額することがある。

**(報酬の変更)**

第7条 役位の変更に伴う報酬の変更は、理事は理事会、監事は監事の協議により決定した翌月の支給日から実施する。

2 長期欠席者（6カ月以上）の報酬については、減額することができる。

**(昇給)**

第8条 役員の報酬に対しては、定期昇給を行わない。

**(役員業務災害補償金)**

第9条 役員が在任中に、業務上の事故により後遺障害を負ったとき、入院または通院をしたときは、役員業務災害補償金を支給する。

2 決定機関は第2条を適用する。

3 支給金額は役員業務災害補償規程において別途定める。

4 支給日は理事会で議決後2ヶ月以内に支給するものとする。

**(控除)**

第10条 報酬・役員業務災害補償金からの控除は以下のものとする。

(1) 源泉所得税・住民税

(2) 社会保険料

(3) その他必要なもの

**(改廃)**

第11条 この規程の改廃は、理事会の決定による。ただし、監事に関わる条項を改訂する場合は監事の同意を要する。

**(附則)**

この規程は、2007年6月13日より施行する。

2008年 2月27日 改定

2008年 6月25日 改定

2008年12月24日 改定

2013年 4月17日 改定

2015年 5月27日 改定

2016年 9月28日 改定

2016年11月23日 改定

2017年 2月 8日 改定

2018年 9月26日 改定

2019年 4月17日 改定

2020年 8月 1日 改定

2021年 2月24日 改定

2021年 8月25日 改定

〈別表1〉 理事長・専務理事・常務理事・理事（業務執行）の報酬（月額）

単位=万円

総事業高	理事長		専務理事		常務理事		理事（業務執行）	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
350億円以上	40	60	110	140	90	115	75	105
250億円以上			105	135	85	110	70	100
250億円未満			95	125	75	100	65	95

〈別表2〉 理事（有識者）、理事（運営担当）、理事（くらしの視点）の報酬（月額）

単位=万円

役位	役割	下限	上限
理事（運営担当）	基本的役割 <sup>※1</sup>	8.5	15
	個別役割 <sup>※2</sup>	0	15
理事（くらしの視点）/ 理事（有識者）	基本的役割	8.5	15

※1 理事会への出席と決定への参画、業務執行の点検など各理事が共通して担う基本的役割。

※2 機関運営に関して各理事が個別に担う役割。

〈別表3〉 常勤監事・特定監事・監事の報酬（月額）

単位=万円

役位	下限	上限
常勤監事	40	90
特定監事	10	20
監事	8.5	15

(目的)

第1条 この規程は、生活協同組合パルシステム千葉（以下、組合という。）の退任した役員の退職金について定める。

月に切り上げる。役員別在籍年数は役員別在籍月数を12ヶ月で除して計算する。

(適用の範囲)

第2条 退職金は、役員が以下の各号に該当したときに支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に傷病又は死亡等により退任したとき
- (3) 任期中に自己都合により退任したとき
- (4) 資格を喪失したとき
- (5) 任期中に業務上の都合により役員身分でなくなったとき

4 役員役員別係数は次の通りとする。

理事長	2.2
副理事長及び専務理事	2.0
常務理事・常勤監事	1.8
理事（業務執行）	1.5
理事（兼務）	1.5
理事（運営担当）・理事（評価委員長）・	
理事（くらしの視点）・理事（有識者）	1.5
特定監事・監事	1.5

(受給資格者)

第3条 退職金の受給資格者は、定められた手続きにより退任し、完全に所管業務の引継ぎを完了した者とする。

2 前項の受給資格者のうち死亡及び自己都合の場合は、次の手続きを必要とする。

- (1) 死亡の場合、すみやかに遺族及びその関係者がその旨を代表理事へ報告すること。
- (2) 自己都合の場合、退任希望日の3ヶ月以上前に辞任願いを代表理事へ提出すること。

3 第1項に定める完全なる業務の引継ぎとは、次のとおりとする。

- (1) 所管の帳簿、書類の引渡しと事務引継ぎをすること。
- (2) 明確な個人負債となるものについては、その負債を完全に清算すること。

(特別功労金)

第5条 在任中特に功労のあった役員に対しては、退職金基準額の10%の範囲において、理事は理事会の決議、監事は監事の協議により、特別功労金を支給することができる。

(特別減額)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この規程に定める退職金を減額または支給しないことがある。

- (1) 退任に当り所定の手続き及び事務処理をなさず、組合の業務の運営に支障をきたす場合。
- (2) 退任に当り組合の信用を傷つけ、また在任中知り得た組合の機密を漏らすことによって組合に損害を与えた場合。
- (3) 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合。
- (4) その他、前各号に準ずる行為があった場合。

(計算方法)

第4条 退職金の支給額は、次の計算式による役員別の合算額とする。

(1) 2009年5月までの在籍期間については、以下の計算式とする。

$$\text{退職金額} = \text{役員別最終役員報酬年額} / 12 \times \Sigma (\text{役員別在籍年数} \times \text{役員役員別係数})$$

(2) 2009年6月以降の在籍期間については、以下の計算式とする。

$$\text{退職金額} = \Sigma (\text{役員報酬月額} \times \text{役員別在籍年数} \times \text{役員別係数})$$

2 前項第2号の計算式は、役員在任期間中に異なる2つ以上の役位に就任した場合及び報酬額の変動があった場合は、それぞれの役位ごと及び報酬対象期間ごとの計算を行い積算するものとする。

3 第1項の在籍年数に1年未満の端数月があるときは、月割で計算する。但し1ヶ月未満の端数月があるときには1ヶ月

2 総代会議決後、支給までの期間において第1項に該当する事由が発覚した場合には、この規程に定める退職金を減額または支給しないことがある。

(役員業務災害補償金)

第7条 役員が在任中に、業務上の理由により死亡したときは、退職金とは別に役員業務災害補償金を支給する。

2 支給金額については、役員業務災害補償金規程において別途定める。

(決定機関)

第8条 退職金・役員業務災害補償金は、総代会が決定した退職金・役員業務災害補償金限度額にもとづき、役員評価・報酬委員会の答申を受けた役員人事委員会が理事は理事会、監事は代表理事を通じて監事会に答申し、それぞれで審議の上、決定する。

(支給時期)

第9条 退職金、特別功労金、及び役員業務災害補償金は、

総代会で議決し、議決後2ヶ月以内に支給するものとする。

#### (死亡のときの取扱い)

第10条 死亡した役員に対する退職金・役員業務災害補償金は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用し、それに該当する者に支払う。但し、同順位の者が2名以上になる場合には、そのうち最年長者を代表者としてその者に支給する。

#### (職員身分との関係)

第11条 職員在籍者が役員に就任した場合、就任前日までの職員退職金を退職金支給規程にもとづき支給し、職員在職期間は引き継がないものとする。

#### (改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決定による。

2 監事に関わる条項を改訂する場合は監事の同意を要する。

#### (附則)

第13条 この規程に定めない事項については、理事会の決

定による。

2 この規程の施行時以降に在籍している役員については、当該役員の就任時からこの規程を適用する。

#### (施行)

第14条 この規程は2005年4月28日より施行する。

2007年 9月 1日 改定

2008年 8月27日 改定

2009年 3月25日 改定

2009年 7月29日 改定

2010年 6月17日 改定

2013年 3月27日 改定

2015年 5月27日 改定

2016年11月23日 改定

2018年 9月26日 改定

2020年 8月 1日 改定

2021年 2月24日 改定

2021年 8月25日 改定



# 生活協同組合パルシステム千葉 コミュニティ政策

## 1 基本指針

誰もが、その人らしく、安心して暮らし続けられるコミュニティづくりを推進します

少子高齢化の進展による人口構造の変化や経済と雇用環境の変化など、暮らしを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、様々な社会的課題が差し迫っており、先行きにも不安が増えています。これからの持続可能な社会をつくっていくには、みずからが当事者として地域の課題を捉え、活動する団体や個人が協働し支え合っていく必要があります。パルシステム千葉は、相互扶助の組織であるコミュニティ生協として、事業と活動を通じて地域の人たちとともに暮らしの課題を解決していく役割が求められています。

また、住まいのある生活圏域としての「地域」のみならず、場所にとらわれない人と人とのつながりを含めた多様性のある「コミュニティ」を対象に、組合員ひとりひとりが「住みなれた環境で安心して暮らし続けられること」をめざしてコミュニティづくりをすすめます。

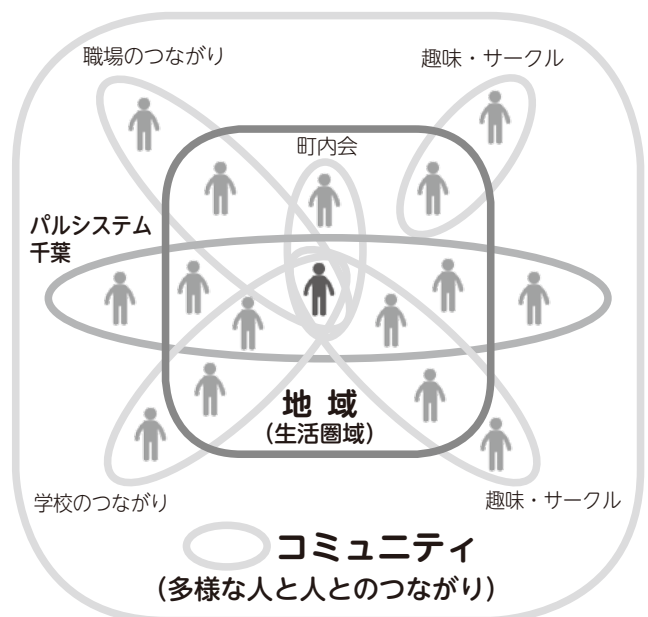
## 2 コミュニティ政策

- (1) 様々な団体や個人と連携・協働しながら、暮らし課題の解決を図り、多様性のある持続可能なコミュニティづくりをめざします。
- (2) 食・農・環境・平和・福祉の事業や活動を通じて、総合的な暮らしの支援を行います。
- (3) 地域でくらす人々が、暮らしの課題解決に向けて協働できるようネットワーキングをすすめ、学び合う関係を通して担い手づくりを支援していきます。
- (4) 地域課題に取り組む中から、行政・社会に対しての働きかけや提言を行います。

### ■ 政策・方針の全体像



### ■ 「コミュニティ」と「地域」の概念整理



2018年3月28日

# パルシシステム千葉職員像

組合員の思いを受け止め、自らの行動に  
責任と誇りを持ち、挑戦し続ける職員

思いをカタチとして受け継ぐ  
組合員を起点としたパルシシステムの「3つの信条」



理念：心豊かなくらしと共生の社会を創ります

**pal\*system**  
パルシシステム千葉



## 生活協同組合パルシステム千葉 本部

〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21(4F)

TEL 047-420-2600 (代表) FAX 047-420-2400 <https://www.palsystem-chiba.coop/>

### 無店舗事業

#### 《配送センター》

- 柏センター 〒277-0871 柏市若柴330
- 印西センター 〒270-1331 印西市牧の原2-6
- 松戸センター 〒270-2214 松戸市松飛台273-1
- 野田センター 〒278-0031 野田市中根193
- 習志野センター 〒275-0001 習志野市東習志野6-15-8
- 千葉センター 〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野1-27-3
- 稲毛センター 〒263-0005 千葉市稲毛区長沼町337-1
- 東金センター 〒283-0826 東金市丘山台1-12-1

#### 《パルシステム・キューブ》

- パルシステム・キューブ館山 〒294-0054 館山市湊47-1

#### パルシステム注文センター

固定電話から 0120-086-379  
固定電話・携帯電話・公衆電話から  
0570-086-379

#### パルシステム問合せセンター

固定電話・携帯電話から  
0120-868-014

組合員活動の問い合わせにつきましては、毎月発行しております各センターのエリア情報紙をご覧ください。

### 店舗事業

- のだ中根店 〒278-0031 野田市中根193 04-7125-5589

### 夕食宅配事業

- 夕食宅配受付センター 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21(4F) 0120-660-788

### 家事支援事業

- 家事支援事業部 〒270-2214 松戸市松飛台273-1 0120-978-617

### 介護事業

- サービス付き高齢者向け住宅にじいろばる松戸六実 〒273-0021 松戸市六実2-5-1 0120-236-070
  - ・ デイサービスにじいろばる松戸六実
  - ・ 訪問介護にじいろばる松戸六実
  - ・ 居宅介護支援にじいろばる松戸六実
- デイサービスにじいろばる野田音女通り 〒278-0035 千葉県野田市中野台177-7 04-7120-0606
- デイサービスにじいろばる市川里見 〒272-0827 千葉県市川市国府台3-2-16 047-373-7383
- デイサービスにじいろばる船橋海神 〒273-0021 千葉県船橋市海神6-2-3 047-435-0007
- 訪問介護にじいろばる野田 〒278-0031 千葉県野田市中根193 04-7126-1326
- 居宅介護支援にじいろばる市川 〒272-0827 千葉県市川市国府台3-2-16(2F) 047-318-5604
- 居宅介護支援にじいろばる野田 〒278-0035 千葉県野田市中野台177-7 04-7122-7172

### 地域活動施設

- パルひろば☆ちば 〒260-0028 千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビルディング(1F) 0120-31-8686
- パルひろば☆おたかの森 〒270-0138 流山市おたかの森東1-3-1 プラティークヴェール(1F) 0120-868-664





pal\*system

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

パルシステムは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

生活協同組合 パルシステム千葉

本部:千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21(4F)

TEL:047-420-2600

